

## 平成23年第2回嵐山町議会定例会

---

### 議事日程（第2号）

6月8日（水）午前1

0時開議

#### 日程第 1 一般質問

第4番議員 長島邦夫議員

第13番議員 渋谷登美子議員

第2番議員 青柳賢治議員

第6番議員 柳勝次議員

第10番議員 清水正之議員

---

#### ○出席議員（13名）

1番 畠山美幸議員

2番 青柳賢治議員

3番 金丸友章議員

4番 長島邦夫議員

5番 吉場道雄議員

6番 柳勝次議員

7番 河井勝久議員

9番 川口浩史議員

10番 清水正之 議員

11番 安藤欣男 議員

12番 松本美子 議員

13番 渋谷登美子 議員

14番 藤野幹男 議員

○欠席議員（なし）

---

○本会議に出席した事務局職員

事務局 長	杉 田 豊
書 記	岡 野 富 春
書 記	久 保 か お り

---

○説明のための出席者

岩 澤 勝 町 長
高 橋 兼 次 副 町 長
井 上 裕 美 総 務 課 長
中 嶋 秀 雄 地域支援課長
中 西 敏 雄 税 務 課 長
新 井 益 男 町 民 課 長

岩	澤	浩	子	健康いきいき課長
青	木		務	長寿生きがい課長
大	塚		晃	文化スポーツ課長
簾	藤	賢	治	環境農政課長
木	村	一	夫	企業支援課長
田	邊	淑	宏	まちづくり整備課長
大	澤	雄	二	上下水道課長
田	幡	幸	信	会計管理者兼会計課長
加	藤	信	幸	教 育 長
内	田		勝	教育委員会こども課長
簾	藤	賢	治	農業委員会事務局長
				環境農政課長兼務

---

◎開議の宣告

○藤野幹男議長 皆さんおはようございます。ただいまの出席議員は全員でありますので、平成23年嵐山町議会第2回定例会第2日の会議を開きます。

(午前10時00分)

---

### ◎諸般の報告

○藤野幹男議長 ここで報告をいたします。本日の議事日程は、お手元に配付しておきましたのでご了承願います。

これから一般質問を行います。会議規則第63条の準用規定にかかわらず、3回までの質問回数を制限しない一問一答方式を引き続き試行いたします。

---

### ◎一般質問

○藤野幹男議長 日程第1、一般質問を行います。

一般質問は、通告順に従い順次行います。なお、お一人の持ち時間は、質問、答弁及び反問を含め100分以内となっております。

---

### ◇長島邦夫議員

○藤野幹男議長 それでは、本日最初の一般質問は、受付番号1番、議席番号4番、長島邦夫議員。

初めに、質問事項1の生活排水処理対策についてからお願いいたします。どうぞ。

### 〔4番 長島邦夫議員一般質問席登壇〕

○4番(長島邦夫議員) おはようございます。4番議員の長島邦夫です。議長から指名が出ましたので、通告書を渡してありますそのとおりに従いまし

て質問させていただきたいと思います。

私の質問は、大項目で2点でございます。答弁のほどをよろしくお願いたします。

それでは、質問に入らせていただきます。

私の質問は、初めに生活排水処理対策、いわゆる環境問題であります。環境問題といえば、今日本では放射能による汚染、土壌汚染ですとかまた海水の汚染ですとか、いろいろ大きな問題となっております。国民も原発の事故の状況に一喜一憂の状態となっているわけでございます。

人間は、よりよい生活を求めるがゆえに、環境の悪化を招いてしまうときがあるわけでございます。河川の水質問題も同様でございます。埼玉県水環境課は、川が汚れる原因の7割は生活排水と公表し、下水道の浄化槽においては、合併浄化槽への事業転換を推進しているところであります。町でも第5次の総合振興計画によると、市街化調整区域の生活の排水処理を町設置型合併浄化槽事業整備で対応促進としてありますが、その観点から以下の3点についてお伺いをしたいというふうに思います。

町では、県の支援があり、また個人の負担も少ない町設置型合併浄化槽整備事業を導入予定として、民間資金を活用するPFI方式を進めるとされておりますが、進捗のほうをお伺いしたいというふうに思います。

2番目としまして、町内を対象とした合併浄化槽を進める対象とした家庭にアンケートを行ったというふうに思っています。その結果もお聞きしたいと

いうふうに思います。

3番目としまして、BOD除去型の合併浄化槽に対して、生活排水に多く含まれる窒素、燐の高い処理能力を持った高度処理型合併浄化槽の導入のほうがいいというふうに思うのですが、考え方を伺いたいというふうに思います。

以上3点ですが、お願いいたします。

○藤野幹男議長 それでは、答弁を求めます。

大澤上下水道課長。

○大澤雄二上下水道課長 それでは、答弁させていただきます。

質問事項1の小項目1、町では県支援があり、個人負担の少ない町設置型合併浄化槽整備事業を導入予定し、民間資金等の活用によるPFI方式で進めるとされるが、進捗を伺いますにつきましてお答えいたします。

当事業の導入に当たりましては、平成22年度から近隣市町村の実施状況の調査に着手をいたしました。調査対象は、鳩山町、ときがわ町、東秩父村、秩父市、小鹿野町であります。

調査の内容といたしましては、浄化槽の種別、人槽、費用、料金に関しての状況把握を実施いたしました。また、市町村設置型の中でもPFI方式を導入し実施をしている市町につきましても、現地での調査をさせていただいております。

調査対象は、大阪府の富田林市、岩手県の紫波町に出向いております。

調査の内容としましては、条例設置に関する事項、維持管理に関する事項、事業の周知や啓蒙に関する事項、PFI導入に関する事項について聞き取りにより調査を行いました。さらに、PFI事業者に対しましても、現地にて直接聞き取り調査をさせていただいております。

以上のような経過を経て、今定例会に嵐山町管理型浄化槽条例の制定について議案の提出をさせていただいているところでございます。

次に、小項目2の町内対象家庭に町設置型合併浄化槽整備事業アンケートを実施したが、結果を伺いますについてお答えいたします。

昨年度の2月末から3月15日までを返送依頼としまして、事業計画策定に伴うアンケート調査を実施させていただきました。

主な内容といたしましては、お住まいの地域、世帯の人数をはじめ排水の放流先、設置希望の有無、設置希望の時期、整備に対する意見などがございます。送付件数963に対して回答数548件で、56.9%の回収率となりました。

主な回答の内容につきましてご報告させていただきますと、町設置型浄化槽整備事業で設置を希望するが56%、判断しかねるが32.8%、希望しないが8.2%でした。また、設置希望の時期につきましては、1年以内にかが37.6%、3年以内にかが20.1%、5年以内にかが12.6%という結果でありました。結果を整理しますと、8割弱の方が必要性を認識され、6割の方が設置を希望されているという結果がうかがえます。

また、詳細な内容結果につきましては、ホームページ上に掲載をさせていただいておりますので、ご確認をいただければと思っております。

続きまして、小項目3のBOD有機物対応処理に対し、生活排水に多く含まれる窒素、磷への高い処理能力を備えた高度処理合併浄化槽の導入が望まれるが、考え方を伺いますについてお答えします。

現在の主な合併浄化槽は、2通りの処理方式があります。1つ目は、従来型のBOD除去方式、2つ目は議員さんの言われている高度処理方式です。この高度処理方式に関しましては、内部での再循環及び窒素の除去機能を備えたより高度な処理水質を目的とした浄化槽ではありますが、本事業の導入に際しましては、この高度処理型の合併浄化槽を採用し、実施させていただく予定であります。

以上、答弁とさせていただきます。

○藤野幹男議長 第4番、長島邦夫議員。

○4番(長島邦夫議員) それでは、何点から再質問させていただきたいと思っております。

1番と2番を一緒に再質問させていただきますが、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

まず最初に、2番のほうの質問になってしまうのですが、非常に希望する方が、約半数の方が提出していただいて、そのうちの約半分の方が早期の希望をします。希望しないという方が非常に少ないというような感じに思いま



す。

まず最初に、感じ方で結構なのですけれども、こんなに、昨年までは町の浄化槽の補助事業に対しても余り関心がないような、申し込みが少なかった状態で、ここに来て半分の方が希望するというのは、住民の方がどんな考えを持っているかということを感じているか、ちょっとお聞きできればというふうに思うのですが。

○藤野幹男議長 それでは、答弁を求めます。

大澤上下水道課長。

○大澤雄二上下水道課長 お答えいたします。

住民の方がどんなようなお考えをお持ちなのかということですが、アンケートの結果、それと自由意見等もホームページ上にはそのまま掲載させていただいておりますので、後でごらんをいただければと。

自由意見の中には、非常に、この方式で整備をする、浄化槽事業をやることに対して賛同しますよというご意見の方も、そういう意見を書いている方もいらっしゃいます。逆に、これ以上費用負担とかそういうふうなことを考えると、年金生活者の方だろうと思うのですが、非常に経済的負担が厳しくなるので、ちょっとなかなかそういうふうに、趣旨というか考え方はよいというふうな意見の中で、そういうふうなところもあってなかなかちょっと手が挙げられないかなと、そんなようなご意見もあります。基本的には、浄化槽で整備をしていくことに対しては、かなりの方が水質だとかそういうふうなことでご

理解をいただいているのかなと、そういうふうに感じているところでございます。

以上でございます。

○藤野幹男議長 長島邦夫議員。

○4番(長島邦夫議員) 私もそんな感じに受け取るのですが、要するにいい機会かなと。もう単独浄化槽は、法的に再度の設置というのはできないわけですから、合併にいつかはしなくてはならない、また費用負担も非常に少ないと。そういうところの観点ではないかなというふうに、私も思うところであります。いい事業になっていくのではないかなというふうに思いますが。

それでは、1番のほうのPFI事業のほうについて再質問をさせていただきたいのですが、いわゆる町設置型にすると、今アンケートの結果にもあるとおり、希望する人が多いということになると、非常に前に出る速度が早くなると思います。そういうところにおきまして、いわゆるPFIということになりますと、SPCの特別目的会社が町の提案に対してそういう事業者、会社ができるという方向になっていくのだというふうに思います。そのときに町のほうの提案というのは、平成24年度から、来年から始まるということになりますと、そう遠くない時期に町の方針というか、どのくらいのものを予定し、どのくらいの規模でやっていくというのが出てくるのだというふうに思うのですけれども、その点はどんなものかお聞きできればというふうに思うのですけれども。

○藤野幹男議長 大澤上下水道課長。

○大澤雄二上下水道課長 お答えいたします。

PFI事業をやる場合の規模ということでございますが、今浄化槽の処理経費として把握をしております事業転換、それからくみ取りから変わっていただく軒数ですが、約1,000軒ほどが対象になる予定になっております。そのうちの2分の1相当の約500基について、まず1期事業として着手をさせていただいて、それを10年間を事業期間として実施計画をつくっていく。それで提案をしていただくと、そういうふうな予定になっております。その10年間のうち7年間については設置事業ということで、浄化槽の設置を中心にやっていただいて、残りの3年間は維持管理というふうなことで、10年間で500基を目標に進めていきたいと、そのように考えております。

○藤野幹男議長 長島邦夫議員。

○4番(長島邦夫議員) その方針が出されればSPCの特別目的会社も、それに沿った方向で進んでいくんだというふうに思うのですが、町では、もちろんそのSPCができないとPFIは進んでいかないのだというふうに思うのですが、その特別会社が何個ぐらいできるというふうに考えておりますか。1つだとか3つだとか4つだとか、それは予想ですからちょっとよくわからないのですが、どういふもとに計算をなさっているか、ちょっとお聞きできればと思います。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

大澤上下水道課長。

○大澤雄二上下水道課長 お答えいたします。

SPCの目的会社はどのくらいできるのかという予測でございますが、今、町は昨年度から商工会さんをお願いをして、その辺のSPCの会社ができるどうかのご検討をいただいて、町内業者さんとその辺の話し合いをしていただいて、できれば町内で少なくとも1社はSPCの目的会社を設立していただければ、それで応募していただければというふうなお願いをしているところでございます。町内については、今のところ1社かなと。そのほかに町外あるいは浄化槽メーカー等が組織をするSPCの目的会社が数社程度はできて、応募していただけるのではないかなと、そういうふうに思っています。

それと、全国のSPC、PFIで実施している自治体が22年度末で11自治体あるかと思いますが、その中でも応募しているSPCの会社が大体3社とか4社とか、そのくらいのところが応募していると。そういうふうな実績があるようでございますので、多くともその辺のところまでなのかなと、そういうふうな感触を持っております。

以上でございます。

○藤野幹男議長 長島邦夫議員。

○4番(長島邦夫議員) 先ほど事業規模もお聞きしましたが、1基100万円ぐらいするとなると、10年というスパンでございますから1年間だとすると50基ということになると、それでも5,000万、500基ということになると5億円と

いうふうな数字になりまして、SPCも本腰を入れて町の提案に対して事業提案というか、独自の提案をしてくると思うのです。そうなってきたときに、非常に資金的なものも大変だというふうに思うのですが、この説明書といいますがそのPFI事業のあれを見ますと、その浄化槽を設置した場合に1年間で町と契約するわけですから、町と契約するというか、ちょっと言い方が悪いかもしれませんが、提案者に対して事業を自分で提案をして、それで採用されれば自分で事業をする。それで、1基に対して100万もかかるとすると、そのお金を全部そのSPCが最初立てかえてやるわけですね。そうすると、その代金の回収というのが、1年間待たないと自分の事業資金の中に入ってこないというふうな感じに思うのですが、その点は、もうそのことはできないわけですか。例えば3カ月たったら、一応検査が終われば内金を払うだとか、全額払うだとか、そのようなことはできないわけなのではないでしょうか。

○藤野幹男議長 大澤上下水道課長。

○大澤雄二上下水道課長 お答えいたします。

SPCの会社がPFI事業で事業展開をする場合に、初期の資金のお話でございますが、これにつきましては町PFI事業者が浄化槽設置をしていただいて、そののでき上がったものを町が最終的に年度末なりに買い上げをするというふうなことでございますので、長島議員さんおっしゃるとおり、通常ですと年度末、1年間はPFI業者は融資なりを受けていただいて、それで1年間回転資金として運営をしていただいて、年度末に町が買い上げた基数に

応じてその分をPFI事業者にお支払いをすると、そういうことになりますので。それと、その時期につきましては、町も国、県の補助金等も資金の中に、財源の中に当然考えているものですから、それにつきましては補助金が出てくるのが町が買い上げた時点、それ以降でないと国、県に補助金の申請ができない、補助金の制度上そういうふうになっておりますので、一括して年度末に買い上げたものを検査をし、それで確認をした上で町が買い上げて、それから国に請求をし、それで補助金が町に入ってくるというふうな状況になりますので、年度末以降にPFI会社はその資金をお渡しすると、そういうふうなことになりますので、初年度についてはそういうふうなことで、融資なりで資金手当てをしていただいて、最初の1年だけはその辺で企業努力をしていただくことになろうかなと、そういうふうに思っております。

○藤野幹男議長 長島邦夫議員。

○4番(長島邦夫議員) 町のほうからいただいた資料の中に、そのPFI事業で行ういろんな事業というか、浄化槽には設置の事業もあれば保守の点検、清掃、ほかに汚泥の運搬ですとか、また法定検査とかということが記載されていますが、その事業を町ではSPCの会社に、全部やっていただけたらいいとやっぱりだめというふうに考えるわけでしょうね。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

大澤上下水道課長。

○大澤雄二上下水道課長 お答えします。

PFI事業につきましては、先ほど言いましたように設置から維持管理までということで実施方針を作成させていただいて、それで応募していただく、提案をしていただくということで、それを10年間、先ほど言いましたが10年間の事業として事業展開をしていただくと。最終的にはそういうことで町との契約をさせていただくと、そういう予定になっておりますので、維持管理までをやっていただけるPFI事業者を選定をしていきたいと、そのように考えております。

○藤野幹男議長 長島邦夫議員。

○4番(長島邦夫議員) 最後にもう一つお聞きいたします。今言ったように町からの提案が出されて、それでSPCの方が入札等をして、それで事業が始まっていく。それを24年度からということに私は勝手に思っているのですが、それでよろしいでしょうか。

○藤野幹男議長 大澤上下水道課長。

○大澤雄二上下水道課長 町としては24年度から事業実施ができるように今年度準備をしていきたいと、そういうふうに思っておりますので、24年度からということで考えていただいて結構でございます。

○藤野幹男議長 長島邦夫議員。

○4番(長島邦夫議員) そうすると、希望する家庭が、その体制が整ったときに希望して、一番最初に申し込みをして通ったとしても、25年度、26年度ぐらいになるような感じなのではないでしょうか。

○藤野幹男議長 大澤上下水道課長。

○大澤雄二上下水道課長 今のご質問は設置の時期というか、それが25年になるかと、そういうご質問かと思うのですけれども、24年度から始めさせていただけば、24年度中に応募していただいた方には、その年度中に当然設置がされる、あるいは転換をしていただくと、そういうふうなことになると思いますので、早い人については24年から。当然計画的には24年から目標数値を設定をしていきたいと思っておりますので、24年度から使っただけというふうに考えております。

○藤野幹男議長 長島邦夫議員。

○4番(長島邦夫議員) ありがとうございます。

それでは、3番に移らせていただきます。3番目も浄化槽の関係なのですが、再質問といいますか、高度処理型の浄化槽を採用して実施していく予定というふうなことでございますので、再質問ではないわけです。ぜひその方向で進んでいただければ、河川の水質はより保たれるのではないかなというふうに思いますので、ぜひその方向で、最後に予定と書いてありますけれども、ぜひその方向でお願いしたいというふうに思います。

それでは、2番に移らせていただきたいというふうに思います。町営施設のことについてお伺いするのですが、4月1日からいろんなところの交流センター、町が3つ指定したわけですが、ふれあい交流センター、そして北部の交流センター、そして南部の交流センターと3カ所指定をして、4月1日か



ら使用が始まったわけです。南部の交流センターは緑の豊かな、また静かな環境にあり、他の施設と違った利用方法も期待されるというふうに思うのですが、ですけれどもちよつと奥まったところにもございますし、ですから環境には非常にいいというふうには思うのですが、その点から2点を質問したいというふうに思います。

開始からの利用状況をお伺いしたいというふうに思います。

2点目としまして、公共施設とは住民の方に利用され初めてその価値が生まれるわけです。利用されなければ何の意味も果たさないわけなので、その施設として住民にまたそれが位置づけられる、そこがあるわけでございます。利用者が少ないというふうに聞いておりますので心配しているところでございますが、施設のPR、運用状況の周知について大切だと思うので、その対応をお伺いしたいというふうに思います。

○藤野幹男議長 それでは、答弁を求めます。

大塚文化スポーツ課長。

○大塚 晃文化スポーツ課長 それでは、質問項目2の小項目(1)開始からの利用者状況を伺いますについてお答えさせていただきます。

5月末までは利用者はありませんでした。6月の施設使用申請は現在2件ありまして、6月の22日に調理室と会議室を嵐山町サッカースポーツ少年団で、6月の25日に会議室を長寿生きがい課で使用していただく予定になっています。ほかに、嵐山幼稚園で、行事時に使用させていただきたいとの

依頼があります。

次に、小項目(2)公共施設が有効利用されるための施設のPR、運用状況の周知等も大切であり、対応を伺いますについてお答えいたします。南部交流センターのオープンにつきましては、広報4月号に掲載させていただいておりますが、ほかに役場のホームページ等でも掲載しています。

なお、現在、嵐山中央公民館の廃止や嵐山町ふれあい交流センターのオープンに向けて、ホームページを順次更新作業中であります。今後も町民の皆様にわかりやすい内容となるよう掲載を工夫してまいります。

運用状況の周知であります。交流センター担当は予定表を管理しておりますので、お問い合わせいただければ申し込み状況をお知らせすることは可能かと考えます。また、ご家庭のパソコンから町のホームページのお知らせの広場をごらんいただきますと、施設の予約状況を閲覧することができるようになっております。

嵐山中央公民館の取り壊し工事に伴い、ふれあい交流センター駐車場が不足するため、利用者の皆様に南部交流センターや北部交流センターの利用も検討いただくよう担当者からご案内させていただいております。

以上、答弁とさせていただきます。

○藤野幹男議長 長島邦夫議員。

○4番(長島邦夫議員) 再質問をさせていただきます。

1番、2番をまとめて質問しますので、お願いしたいと思います。徐々に予

約が入り、利用がされていくというふうに、だろうということに今ここに書いてございますが、維持管理もしていかななくてはならないわけですから、経費もかかるわけです。そういうところにおいて、なるべく施設を使っただけのがベストなのでしょうけれども、北部なんかで言えば、やすらぎにあるおふろなんか、そういう施設も隣にありますので、利用方法がまた違うというふうな考え方もありますし、その特徴があるというふうに思うのです。

中央のふれあい交流センターは場所的にもいいですから、いろんな会議に使われたり、いろんな趣味、同好会で使われる可能性もあり、何の問題もないというふうに思うのですが、南部の場合は、非常に環境にもいいのですが、やっぱりその特徴というものを位置づけてよくPRしていかないと、何か寂しい交流センターになってしまうのではないかなというふうに心配したものですから、今回の質問をしたわけですが、いわゆるホームページ等でもいろんなPRをしていますということでございますが、南部の特徴を生かしたPRというのは何か考えておるかどうか、お聞きできればというふうに思います。

○藤野幹男議長 では、答弁を求めます。

大塚文化スポーツ課長。

○大塚 晃文化スポーツ課長 お答えいたします。

南部の特徴を生かした利用方法ということなのですが、議員さんご質問のとおり南部交流センターは自然に恵まれ環境も豊かな場所にあります。

すので、そういったものを生かした利用方法、それからあと鎌形というところにありますので、特に嵐山南部、千手堂、遠山、鎌形、大蔵、根岸、將軍沢、そちらのほうの南部の方に多く利用していただければいいかなというふうに考えております。

以上です。

○藤野幹男議長 長島邦夫議員。

○4番(長島邦夫議員) 私の記憶違いということもあるのですが、ずっと以前に、あその施設は、夏場にどこか町外のスポーツ団体だか何団体だかに、宿泊の何かも使ったことがあるというふうなことをお聞きしたことがあるのですが、調理をする場所がある、そして夏場でも非常に涼しいところですから、そういう宿泊みたいにして、1泊して、子供の今ここにあったスポーツ少年団の方なんか利用できてもいいのではないかなというふうに思うのですが、そういうことはお考えになったことはございませんか。

○藤野幹男議長 大塚文化スポーツ課長。

○大塚 晃文化スポーツ課長 宿泊も兼ねた利用ということなのですが、現在申請が来ている7月の30、31日ということで、七郷の学童保育室のほうで宿泊で利用というような申請が来ているところであります。ぜひそういった活用もしていただければと思います。

以上です。

○藤野幹男議長 長島邦夫議員。

○4番(長島邦夫議員) そうですね。それはうれしい話で、そのように使っていただければ、あそこのよさというのがまた出てくると思いますので、頻度はそんなに高くなくても、やっぱりあそこでなくてはだめだよな、あそこがいいよねというふうな、そのような使い方をしていただければ、どこの施設もそうですけれども、そんなふう思うところですが。ぜひその方向に進んでいければいいのではないかなというふうに思います。

私も鎌形の住人ですが、なかなか利用するという機会も少なくて、これから大いに使っていきたいというふうに思うのですが、今以上にそういう話もあり、そういうプランもあり、またいろんなことを考えていっていただければと思います。よろしくお願いいたします。

それでは私の質問は、これで終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

○藤野幹男議長 ご苦労さまでした。

---

◇ 渋谷登美子議員

○藤野幹男議長 続いて、本日2番目の一般質問は、受付番号2番、議席番号13番、渋谷登美子議員。

初めに、質問事項1の3. 11以降の新たなまちづくりの視点についてからどうぞ。

[13番 渋谷登美子議員一般質問席登壇]

○13 番(渋谷登美子議員) それでは、一般質問を始めます。

まず1番の3. 11以降の新たなまちづくりの視点についてということで、(1)で東日本震災より、嵐山町の防災計画の見直しは必須であるが、見直しの視点について聞く。

(2)として、ソーシャルネットワークサービスの導入についてです。被災者の安否確認、帰宅困難者のツールなどにソーシャルネットワークサービスが活用され、節電にユーチューブのヤシマ作戦や、それから買い占め抑制にウエシマ作戦が広まってきました。南相馬市では、被災者への支援について、マスメディアが報道しないために、南相馬市長の桜井市長がユーチューブで訴えたことで知られてきて、マスメディアが入って援助が進んだということができています。志木市やときがわ町では、公式ツイッターで情報提供をしています。携帯電話等で緩やかなコミュニティ意識の醸成ができるので、嵐山町でも導入をしていくべきだと思います。

(3)として、災害ボランティア制度の創設についてですけれども、東日本大震災の復興については、長い道のりが必要であり、嵐山町においてもさまざまな方がさまざまな被災地、被災者の支援に取り組んでいます。自治体として災害ボランティア部門を地域支援課に創設し、広域での減災する自治体支援を進めるべきだと思いますが、考え方を伺います。

4番目として、各公共施設の夏の節電対策を伺います。

5番目として、エネルギーの自給についてですけれども、福島原発事故以

降、国のエネルギー政策は見直さざるを得ない状況になっています。埼玉県知事は、孫正義氏の自然エネルギー財団による太陽光発電所の導入に前向きです。

菅首相は、5月22日、主要国首脳会議で太陽光発電の普及など再生可能なエネルギーの拡大として、具体的には太陽光発電のコストを2020年に現在の3分の1に、2030年に6分の1に低減させることを打ち出す方向との報道でした。遊休農地の活用の一つとしてメガ太陽光発電所立地を企画し、工業団地へのエネルギー供給、公共施設にエネルギー供給を可能とすべきだと考えています。自動車エネルギーについて廃油の有効利用等の公共事業としての活路があります。政策として取り組む方向を伺います。

6番目として、嵐山町財政への影響予測を伺います。

○藤野幹男議長 それでは、答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 それでは、大項目1の小項目1についてお答えをさせていただきます。

3.11以降の新たなまちづくりの視点についてということで、嵐山町の防災計画見直しということでございます。現在ある嵐山町の地域防災計画は、平成19年3月に作成されたものであります。その後、平成19年度に埼玉県が実施をした地域被害想定調査の反映、そして庁内組織の変更を含め、埼玉県地域防災計画との整合性をとるため、本年度見直すこととしておりま

した。しかしながら、ご質問のとおり、東日本大震災の発生によりまして、埼玉県の防災計画自体が本年度見直し修正を行うこととされました。災害対策基本法により市町村の地域防災計画は、当該市町村を包括をする県の地域防災計画に抵触するものであってはならないとされております。したがって、本町の地域防災計画の修正も、埼玉県の修正を踏まえまして行っていきたいと考えております。

現時点での埼玉県の地域防災計画の修正についての考えを確認いたしましたところ、平成23年度中に他県からの広域避難者の受け入れについて、2番目が帰宅困難者への対策について、3点目が原子力発電所の事故対策についての3項目について実施をする予定とのことであります。

町といたしましては、埼玉県の修正内容を踏まえまして、嵐山町の対応について検証を行い、今後の見直しを行っていきたいと考えております。

〔何事か言う人あり〕

○藤野幹男議長 では、続けてやってください。

○岩澤 勝町長 それでは、大項目1の小項目2番目についてお答えいたします。

○藤野幹男議長 全部町長さんでいいです。

○岩澤 勝町長 それでは、(2)についてお答えさせていただきます。

今回の震災におきまして、本来災害時の情報システムとして想定していなかったさまざまな情報伝達手段が利用され、有効に機能したことは議員さん



のご指摘のとおりでございます。今後の災害時情報システムを構築する上でソーシャルネットワーキングサービスの導入は、町としても積極的に検討していきたいと考えております。

ソーシャルネットワーキングサービスにはさまざまな形態があり、災害伝言ダイヤルをはじめ利用者が広範囲であるもの、また狭い範囲の利用者に限定された閉ざされたネットワークのものまで、ネット上での無数のソーシャルネットワーキングサービスの形態が既に存在している状況となっております。ご提案をいただきました公式ツイッターもその一形態ではありますが、これを含め嵐山町に合ったサービスの形態を取り入れられるよう研究してまいりたいと考えております。

続きまして、3番、災害ボランティア制度の創設でございます。3月11日に発生をいたしました東日本大震災では、地震だけでなく津波の被害が甚大で、これまで見たこともない大きな被害となってしまいました。甚大な被害をもたらした今回の大災害では、避難所での炊き出し、清掃、救援物資の仕分け、運搬、被災した家屋の泥かき、家財の後片づけなど人手を必要とする作業がたくさんあり、多くのボランティアの方が支援活動をされ、被災地、被災者の生活再建のために大変大きな力となっていることは、承知しているところでございます。

町の災害ボランティアにつきましては、社会福祉協議会のボランティアセンター登録申し込みの際、災害時に活動ができる、またはできないの質問

項目があり、現在登録をいただいている方が9団体、237人、個人39人の登録がございます。登録をしている方を対象に年2回の防災ボランティアセミナーを実施をし、災害時の応急措置や高齢者生活支援講習などを実施しております。

現状では、社会福祉協議会の災害ボランティア組織の活用を考えておりますので、地域支援課に災害ボランティア部門の創設は現在考えておりません。

以上、3番目の答弁とさせていただきます。

4番目、小項目4でございますが、各公共施設の夏の節電対策についてお答えをいたします。東日本大震災以降、供給電力が低下している現状を考慮し、計画停電後も引き続き役場庁舎において節電のため使用電力の抑制を行ってまいりました。具体例を申し上げますと、3月15日からの暖房の利用を停止し、また例年6月から実施をしておりますクールビズを1カ月前倒しし、5月9日から節電クールビズを行っております。窓際の照明の間引き、昼休みや離席時をはじめ昼間につきましては、業務に支障のない限り消灯し、エレベーターを休止し、使用頻度の少ない事務機器の電源を切ったり、待機電力を削減し、節減に努めております。

今後につきましては、遮光遮熱対策として庁舎南側にフェンスを設置し、つる性植物によるグリーンカーテンの実施、庁舎1階吹き抜け部分及び3階上下水道課前にすだれ、よしずの設置を予定をしております。消費電力の

削減といたしまして、町民ホールのハロゲンライト等をLED電球に交換し、冷房運転時間の短縮、扇風機の活用などを予定しております。空調の設定温度につきましては、1度上げることにより約5%の消費電力削減の効果が見込まれておりますが、28度を超える温度設定にすることは好ましくないといった産業医からの助言もあり、状況を見ながら対応してまいります。

町内の公共施設の対応でございますが、それぞれの施設において不要な照明の消灯、電気器具はまめに電気を切るなど節減対策に努めてまいります。今月開館をいたしますふれあい交流センターにつきましては、太陽光発電、グリーンカーテンの設置、LED電球の利用などの対策が施されております。また、着実かつ継続的に電力使用量の抑制ができるよう現在節電計画を策定しております。

続きまして、小項目5、エネルギーの自給についてお答えをいたします。ご案内のとおり、菅直人首相の会見では、これまでのエネルギー政策を白紙で見直すことを明言をし、原発の安全性を高めるとともに、太陽、風力といった再生可能なエネルギーの開発に力を入れ、省エネ社会の構築を進めると述べております。また、埼玉県の上田知事も、県内のメガソーラー建設の構想を示しました。

それによると、事業費は約80億円で、うちソフトバンクが79億円、関係自治体が1億円程度の出資見込みで、敷地面積はさいたまスーパーアリーナ約11個分に相当する50ヘクタールを予定し、2012年度中に稼働を目

指すとされております。県に問い合わせをいたしましたところ、まだ具体的内容については把握していないとのことでありますが、アンテナを高く情報収集に努めながら、遊休農家の活用の一つとして埼玉県の大規模ソーラー建設の候補地として検討してまいりたいと考えております。

次に、自動車エネルギーについてお答えをいたします。廃油の有効利用としてBDF燃料を利用するには、幾つかの課題が考えられます。今後、他市町村の取り組み事例などを積極的に検討してまいりたいと考えております。

以上、5番目の答弁とさせていただきます。

次に、質問項目の(6)ですけれども、嵐山町政への影響予測についてお答えをさせていただきます。議員さんご指摘のとおり、5月2日に成立をいたしました国の第1次補正予算は、東日本大災害関係費約4兆153億円という阪神淡路大震災後の補正予算の4倍となっております。政府は国会を延長し、第2次補正予算を編成するようであります。

さて、町の財政への影響ですが、今現在ではおおむね次の3点ではないかと考えております。1つ目は、国庫補助金であります。特に建設事業の補助金につきましては、内示額が低く抑えられております。平成23年度につきましては、追加要望や事業内容の精査を行うなど行って対応していきたいと考えておりますが、どの地方自治体も同様だと思いますが、平成24年度の見通しは立たない状況でございます。

2つ目は、地方交付税であります。特に地方交付税は、震災に優先的に

回されることになるのが通例ですので、多くは見込めないものと考えております。しかし、国の第1次補正予算において1,200億円の特別交付税が増額をされております。震災の復旧に必要な交付税は、第2次補正予算にて確保されるものと期待をしているところであります。

3つ目に、景気の後退による法人税をはじめとする地方税の減少や県税の減少に伴う各種交付金の減少であります。今年度の導入見込みもさることながら、来年度の予算編成においては、これまで以上に厳しくなるものと考えております。

現在、震災後の状況は、国だけではなく企業も含め先が見えない状況であります。福島第一原発の収束の見通しもない。にもかかわらず、国会運営も混乱をきわめております。嵐山町としては決してぶれることなく、この状況を冷静に見きわめ、的確な判断に努め、町民福祉の向上を図ってまいりたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○藤野幹男議長 一般質問の途中ですが、この際、暫時休憩いたします。  
おおむね10分間。

休 憩 午前10時53分

---

再 開 午前11時10分

○藤野幹男議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

渋谷議員の一般質問を続行します。

それでは、質問事項(1)の再質問からです。第13番、渋谷登美子議員、どうぞ。

○13番(渋谷登美子議員) (1)なのですけれども、今のご答弁ですと、埼玉県の修正が行われた後に嵐山町はやっていくというのですが、ちょっと遅いのかなと思って、同時並行みたいな形でやられるのが必要なのかなと思って。あと、この地域防災計画は、とても重要だということがわかってきましたので、議会との関係をどうするのかという点と、それからこれ今埼玉県で学校については放射線量を調査していくということになっているのですけれども、嵐山町の全部の学校がやるのか。それと幼稚園と保育園と、いわゆる土にとても親しむ子供たちの放射線量というのですか、学校と幼稚園の放射線量を嵐山町で独自に調べないといけないのかなと思うのですけれども、その点について伺いたいと思います。3点です。

一遍に3点いいのかな。

○藤野幹男議長 では、もう一回言って見て。

○13番(渋谷登美子議員) 3つ言いましたよ。

○藤野幹男議長 もう一回確認。

○13番(渋谷登美子議員) 県の修正についてのことをやっていくのだと遅いと思うので、町はどのような形で一緒に、並行してやっていってすり合わせていくという形になっていくと思うのですけれども、それが1点。

それと、防災計画はとても重要なことなので、今いろいろな地方議会、あちらの東北の地方議会の議員が困っているのは、議員として実際に何もできないということがとても難しいというふうに考えていらっしゃるの、防災計画と議会との関係をどうしていくのかということと、それと学校についてはすべての放射線量を県がやっていくのか。では、幼稚園や保育園については嵐山町独自で放射線量の調査をしていくのか。この3つです。

○藤野幹男議長 それでは、答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 1点目ですけれども、同時並行的にというお話ですが、先ほどもちょっと答弁させていただきましたが、当該市町村を包括する県の地域防災計画に抵触するものであってはならないというふうに決まりがあつて、それを出ないように、引っ込まないようにといいますか、それを見てということですので、これが県の計画ですと2月、今年度中に出るというようなことだそうでございます。ですので、町では今年度変更の計画の予算ももう立てていたわけですが、それらをちょっと繰り延べをさせていただいて、それらを見てからやっていきたい。そして、現状では、今の防災計画、現状の防災計画、それをいかにきっちり実行ができるか。それらをもう一度検証しながら整備をしていきたい。現状の計画に沿った整備をしていきたい。そして新しい計画については、県が計画を策定してからいきたい。

そして、県が計画をする策定というのは、新聞にも発表がありましたけれ

ども、帰宅困難者の対策と、それから備蓄物資の見直し、放射能汚染対策、避難所の設置運営、それと災害対策本部体制、この5点、これを県では見直したいということだそうです。

それで、この中でちょっと心配になったのが、災害対策本部体制の見直しと書いてありましたので、これはこっちの地方のあれなのかなと思いましたら、県の対策本部の見直しを重点的にやっていきたい。それというのは何かといたら、嵐山の担当だとか東松山の担当だとかいうのが、どこの課でどうだとかいうのがはっきりしていなかったということなのです。ですので、嵐山の担当はこのところだとか、東松山はどうだとか、そういうことを、本部体制をしっかりしていきたいというのが、これは県の考え方。

それと、避難所の設置運営、これについては今までは具体的なものがなかった、そういうもの。そして、今お話し放射能汚染対策、それと備蓄物資と帰宅困難者対策、これらをやりたいということですので、直接的に今嵐山町で計画をしている震度幾つに対して、深谷断層のあれによって倒壊が幾つだ、どうだとかこうだとかというものには、そんなにすぐかかわってくるものはないのかなと。ですので、当面は今の計画の中でそれが実施できるような体制をしっかり整えていって、これができた暁には、これを倣って策定をしていったらどうかというふうに現状では考えております。

それから、2つ目は自治体との関係.....

〔「議会」と言う人あり〕



○岩澤 勝町長 議会。

〔「計画をつくっていくのに議会とどう関係していか」と言う人あり〕

○岩澤 勝町長 地域の防災計画というのは、うちのほうの防災計画ですので、議会のほうにもお示しをしてお理解いただかないということになると思います。それは、ですから今年度計画をしていたわけですが、それを繰り延べさせていただきたい。これからのことですけれども、そういうふうにしていきたいなというふうに考えております。

それから、学校関係の放射能関係ですけれども、あちこちのところでこのところプールが始まりまして、プール。そして、外で遊ぶので校庭のとかというようなことがニュースで取り上げられておりますし、あちこちのところで検査も進んできているというようなこともございます。それらについても、嵐山町の教育委員会でも考えていただいております、県と連携をとりながら、既にプールの水は志賀小をとって、検査のほうに送っているということでございます。それから、校庭のあれも県で何カ所といたしました、100カ所ですか、の中に菅谷の小学校で検査が行われるということになっております。ですので、これらが全県的に行われてくるわけですし、そのほかの検査もあります。今のうちのほうなんか水道の検査をやっております。そういうようなものを見ながら、それと近隣の状況を見ながら、県内の情報提供を見ながら、どこまでこういうものを広げていったらいいのか、今後教育委員会とも検討して

進めていきたいというふうに考えています。

○藤野幹男議長 渋谷登美子議員。

○13番(渋谷登美子議員) この中で、後の2にもかかってくるのですけれども、帰宅困難者については、嵐山の場合、かなり大きい問題になってくるのかなと思うのですけれども、それもやっぱり県の状況を見てということだと、それでもいいのかもしれないのですけれども、一緒に同時に並行して嵐山町でも考えながら、そして県と合わないということが、それよりも出過ぎてはいけないということなのです。出過ぎるということがどういうことなのか、ちょっとわからないのですけれども、帰宅困難者に関して。それについては、やはり同じようにやっていかななくては、同時並行でやっていくという必要があるのかなというふうに思います。

これは、先ほどの5点以外のものでしたら嵐山町でやっていくということでもいいわけなのですけれども、23年度の2月からですとでき上がるのが24年度になっていくというふうになりますよね。24年度で、やはり県が終わってからという形ではなくて、同時並行をしながら、問題点があるところは変えていくというほうがいいのかと思うのですけれども、その点について伺いたいと思います。

それと、放射線のことなのですけれども、子供の位置ですけれども、50センチ、1メートル、1メートル50センチでは全く違うということで、菅谷小の場合、50センチでやるのかどうかということと、私がお伺いしているのは、幼稚

園の段階です。幼稚園というのは、小さい子はやっぱり50センチぐらいではかるというのが一番必要になってくるのかなと思うのですけれども、幼稚園でとりあえずやっておけば、町立幼稚園とか、乳児ですと保育園になります。そこら辺でも1回ぐらいの検査をしたほうが、父母にとっても安心感があるかなと思うのですけれども、その点について伺いたいと思います。

○藤野幹男議長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 それでは、県のほうと一緒に、これは再三話をさせていただいておりますが、県と一緒にというのではなくて、県で決めたらやっていきたい。それで、先ほど申し上げましたように、県で見直しをするというのは、今嵐山町の場合に深谷断層で想定をされているものは、これではちょっと弱いとか強いとかというようなものというのは比較的少ないのではないかなと思うのです。そうではなくて、今回のものに対応しているものが結構多い。ですので、現状の深谷断層に沿った形の対応を嵐山町ではさらに進めていく。それを見ながら、県でできたらそれに合わせていく、その方向でいきたいと思います。

それから、学校のその何センチというのは、教育委員会のほうでお願いしたいと思います。

○藤野幹男議長 それでは、答弁を求めます。

加藤教育長。

○加藤信幸教育長 渋谷議員さんのお話にありました県が行う調査は、き

のう付で知事から各市町村あてに通知がありまして、幼稚園、保育園、小学校、中学校、県立学校と行くと。特に、小学校においては、全市町村最低1校は行う。だから、73の学校の校庭50センチのところで行うと、割り振られているのです。嵐山町は、大体比企は全部ほとんどですけれども、1校選んで報告してくださいと。今のところ菅谷小学校をお願いしようということです。

幼稚園、保育園等については、全部やるわけではなくて、埼玉県を6キロ四方にあれして、90のメッシュに分けると思うのです。そして、どこにも分散するように、例えば東秩父村でもどこでも、必ず何か当たるようにする。要するに埼玉県内を90のメッシュに碁盤を切っている。6キロ四方かな、そこで当たるので、幼稚園と保育園については県から指定があると、ここをやりますよということです。それが県がやることです。

それから、さっきあったプールについては、これはもう町独自で、きのう菅谷小学校が一番最初にプールに水入れをしておりましたので、それはきのう水をあれして検査をお願いしたと、こういう状況です。ですから、幼稚園について、保育園について、渋谷さんはもっと下のほうがいいのではないかと、子供の視線もあれだしと。それについては、きのう届いたこの検査の要綱には載ってありません。

○藤野幹男議長 渋谷登美子議員。

○13番(渋谷登美子議員) 放射能検査なのですから、子供に関して菅谷小で一応50センチのところであれば大体見られるという形なのだろう

と思うのですけれども、菅谷小の結果いかんによっては、幼稚園、保育園というのもしっかりやっていただけるようお願いしたいと思います。

次に移ります。2番目なのですからけれども、ソーシャルネットワーキングサービスなのですからけれども、これは3にもかかわるのですが、2に関して、ツイッターに関してはすごく簡単にできるので、試行的にやってみて、嵐山町の場合情報提供が弱いのかなというふうに思っているのですが、すぐに公式ツイッターというのはそんなに難しいことではないと思うのですが、その点について今からでもなさって、例えば志賀小学校で放射能の結果とかどンドン、どンドン出していくとか、それから町で行う事業についても、割と140字というのは簡単ですので、出していくとそのうちに町民の方がつながっていくという形で緩やかなものができると思うのですけれども、いつぐらいを予定しているのか。やはり防災計画をつくってからではしようがないと思うのですけれども、それはきょうからでもあしたからでもできるような話なのですから、その点について伺いたいと思います。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長 それでは、私のほうから、導入時期ということでございますので、お答えをさせていただきます。

議員さんのご質問にもございまして、町長からもお答えをいただきましたように、今回の震災につきましては、今の帰宅困難者も含めて、非常にさまざま

まな情報によって、取る側といいましょうか、町からいろんな情報を取られたという結果が出ております。これに伴いまして、ある調査によりますと、今回の震災直後のメディアの接触はどういうものが多かったかという内容がございまして、その内容ではNHKのテレビが32%、地上波の民放テレビが22%、ポータルサイト、いわゆるヤフーだとかグーグルですね、こういったサイトからの情報が11%、それから携帯電話のワンセグ、民放が8%というような状況であったということでございます。

今、ツイッターの利用ということでご提案をいただいております。町では、既にさまざまな情報提供、いわゆる広報以外にもホームページ、それからポータルサイト、公開デスクネッツ等も、実際これを活用する、利用を考えればそれも考えられる。さらに議員さんご提案のツイッターも、これも非常に有効ではないかというふうに考えております。時期ということについては、ちょっと今のところすぐすぐいつという目標はないのですが、これを含めてなるべく早急に、いわゆる計画の見直しとはまた別に、なるべく早目にこういった何らかの情報を提供できるシステムをつくっていきたいというふうに考えております。よろしく願いいたします。

○藤野幹男議長 渋谷登美子議員。

○13番(渋谷登美子議員) 次に移ります。

災害ボランティア制度の創設についてなのですが、これは地域支援課ではなくて社会福祉協議会でということなのですが、それでも構

わないと思うのです。きょうなのですけれども、三芳町のツイッターというのを見たのです。そうしたら、三芳町のツイッターでこういうのが出ていたのです。三芳町では、災害ボランティアで東日本震災地の宮城県への災害ボランティアバスパックの参加者を募集しますというのが出ていたのです。それを見てホームページに行くのですけれども、ホームページを見ていきますと、活動予定日6月24日三芳町発で、そして25日までなのですけれども、そしてこれはどこに行くかという、宮城県内に行って、宮城県内のボランティアセンターのニーズ先によっていろいろ分かれていくというふうな形のバスツアーができています。そういった形のものを嵐山町でもやっていって、長期間でやっていったほうがいいと思うのです。それで、各団体に、例えば大学に所属している人とか、各団体に所属している方というのは、それなりの形ができると思うのですけれども、そうではなくて1泊2日ぐらいでというふうな感覚の方とかやはりあると思うのです。それで長期的にずっと続けていくしか今はないのだろうなと思いますと、こういった形のものを嵐山町で企画するために、災害ボランティア制度を社協のこの形でやっていけるのかなというのがある一つはありまして、社協でこれを全部コーディネートしていく、そういった力的なものがあるのかどうかちょっとわからないのですけれども、これでは三芳町役場の福祉課と社協が一緒になってやっていくという形なのですが、そういった形の災害ボランティア制度を各市町村でつくっておいてやっていくのがいいのかなというふうに思うのですが、その点についての考え

方について伺いたいと思います。

○藤野幹男議長 それでは、答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 お答えしましたように、現状では社会福祉協議会のほうに災害ボランティアの組織ができておりますので、それらを皆さんにお願いしていきたい。そしてしかも、9団体 237 名、個人で 39 名の登録をいただいて、そして年2回の研修もやっていただいているわけですので、これらをさらに充実ができる面については充実をしていきたいというふうに思っております。

今回の災害に対しては、いろんな取り組みというのがあっちこちのところで行われております。ですので、その市町村の実力といいますか、特に人的な対応力、こういうものがどこまであるのかということがあると思うのです。そして、現在、県のほうからも被災地との連携をとりながら、協力ができないかというようなものを県で、あるいはこの前のときには県の町村会からお話が来ておまして、要求というか希望をする市町村のほうから派遣ができる市町村との直接の話し合いをして送られているわけですが、それらについて、なおさらというような状況がここに出てきているわけですが、実際今まで行われているところを聞くにしても、埼玉日赤の状況なんかを聞いても、やっぱり短期間というか、1週間ぐらい行くわけですので、1週間行った人が帰ってきてまた次の人が行くということになると、スムーズな仕事の連携というのはなかなか思っているような状況ではないということで、いま一



つスムーズではないのですという話も、日赤のほうでも話を聞いてきましたけれども、そういう状況等もあるようです。

ですので、いかに長期にわたって、しかも同じ人が長期にわたってこういう形で行って、地域に溶け込んでいくような形の対応があれしなないとなかなか難しいのかな。土日に行って手伝ってくるという仕事もあるでしょうけれども、そうでない仕事がこれから長期にわたって必要になってくるのかなというふうには現状では考えておりますので、いろんな情報を加えながら、県等の指導をいただきながら対応を考えていきたいと考えています。

○藤野幹男議長 渋谷登美子議員。

○13番(渋谷登美子議員) そうしますと、嵐山の場合は、社会福祉協議会の充実といいますか、もっとそれが充実していかないと今の場合だと難しいということになりますけれども、嵐山の社会福祉協議会では、逆に言えば、そのところを充実できるだけのスタッフがいるかということになってくるのですが、そのところで町と連携がないとかなり難しい。今、職員の方が嵐山町のほうから派遣されて行っていたり、消防のほうから行ったりしていますけれども、その部分と社協との連携がしっかりできないと、継続的なものは難しいのかなというふうに思うのですが、そこを充実する部分についてはどのようにお考えなのか伺います。

○藤野幹男議長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 社協の人的な構成の中では難しいのではないかという話

ですが、庁舎のほうの体制を考えても、強力な体制というのはなかなかできないと思うのです、今の人的な状況の中では。それなので、今度考えております、皆さんにご協力をいただきました交流センターの中に、そういったボランティアのコーディネーターの方もお願いをいたしました。ですので、社協のボランティアコーディネーターとも話をしておりますが、こちらが落ちついてきたら、交流センターが落ちついてきたら連携をとり合いながらやっていければというふうに考えています。

それで、今社協のほうは災害ボランティアということですが、そのところにも何名か、何かできないか、応援は。こういうことならやれるけれどもというような問い合わせもあるわけですので、それらが交流センターのほうで実際ボランティアコーディネーターの方が設置をしたということになれば、そっちのほうにも話があるでしょうし、いろんな形で今よりは充実をした人的な体制がとれるのではないかと。人的な体制にも強いあれができるのではないかなというふうに思っております。

○藤野幹男議長 渋谷登美子議員。

○13番(渋谷登美子議員) それでは、災害ボランティア制度に関しましては、社協のほうとボランティアコーディネーターのほうでうまく連携がとれることを期待して、次にいきます。

各公共施設の夏の節電対策なのですが、図書館についてはどのように考えていらっしゃるのか伺いたいと思うのです。図書館については、や

はり結構夏は涼みに来られる方も多いと思うのですが、その点についての節電対策について伺いたと思います。

○藤野幹男議長 それでは、答弁を求めます。

大塚文化スポーツ課長。

○大塚 晃文化スポーツ課長 それでは、図書館についての節電対策についてお答えさせていただきます。各部屋の照明をできる限り落としたりとか、あとはまた延長開館、水曜日と金曜日にやっているのですが、その辺もちよつと利用の状況を見ながら、延長開館を取りやめたり、そんなことも今考えているところであります。

それからあとは職員の対応で、いろいろ換気をしたりとか、そういうことで対応をやっていきたいと思っています。

以上です。

○藤野幹男議長 渋谷登美子議員。

○13番(渋谷登美子議員) 夏の節電対策なので、延長開館よりもむしろ時間をフレックスタイム制みたいな形で夜のほうに延ばしていったほうが、人が利用しやすいのではないかなと思うのですが、その点についていかがでしょうか。

○藤野幹男議長 大塚文化スポーツ課長。

○大塚 晃文化スポーツ課長 今渋谷議員さんお考えのフレックスタイムを利用して夜の時間帯を延ばしたほうが昼間の時間帯の消費電力を抑えられ

るのではないかというお話なのですけれども、ちょっと今現在のところは一応延長開館を検討しながら節電対策をしていくということで考えているところでもあります。

○藤野幹男議長 渋谷登美子議員。

○13番(渋谷登美子議員) すみません、図書館のフレックスタイムみたいになってきますけれども、少し時間を、逆に言えば昼間の時間を短くして夜にしていくという方法も、図書館に避暑に来る方については申しわけないのですけれども、その部分についてもうちょっと考えていただければと思います。

次にいきます。エネルギーの自給についてなのですけれども、これについては積極的にアンテナを高くしてという形だったのですが、私もちょっといろいろ、これはぜひソフトバンクの自然エネルギー協会を嵐山町に取り入れたほうが、逆に言えばとてもいいなというふうな形で、いろいろ調べているのですけれども、2ヘクタールで大体1,000軒分の電力なのです。この質問の中では、耕作放棄地というのを入れたのですけれども、耕作放棄地というのが入ったのは、実は文教厚生委員会で農業者の方との話し合いをしたときに、ぜひ耕作放棄地にそういった太陽光パネルをやっていくのがいいのではないかというような形であって、そのままそれも入れてみたのですが、今考えてみますと、なるだけ早い段階で実現するためには、秩父セメントの土を取った跡地がありますよね、吉田地区にある。そこが2ヘクタール以上あ

るのですが、それですとかなりの面積があるので、はっきりとれますし、それから川島の工業団地、新しくつくっている工業地域は140万平米ですか。そうすると、そこで1万5,000世帯分の電力がとれるという形になってくるのです。そういった形の新たな展開というのを考えていったほうが、特に工業団地に関して言えばすごくいい、逆に言えばメガソーラーを入れていくことでのメリットというのが大きいので、そういった点を考えていければいいと思うのですけれども、ここでは積極的に耕作放棄地へメガソーラーを入れていくということで、アンテナを高くするということがあったのですが、今現在、県の段階のこともわからないということなので、ということで2012年にということでしたけれども、県のほうの知事会見を見ますと、9月の補正予算で予算を組むというふうな形で出ていました。ですから、それまでになるだけ手を挙げたほうが、私は積極的に進むなというふうに考えているのですけれども、ちょっとした展開、タイミングを逃すともったいないという感じがあるのですけれども、その点についての考え方を伺いたいと思います。

○藤野幹男議長 それでは、答弁を求めます。岩澤町長。

○岩澤 勝町長 県のほうもそういうふうな状況、新聞発表であったような状況から、より進んだ情報というのは出ていないようですし、ソフトバンクのほうでも、全国で何カ所今候補にというようなことで、これから詰めていくような話ですので、なかなかこのところまで今進んでいるのかわからない。そして、全国でこういうものに対して手を挙げるところというのは多いと思うので

す。そういう中であって、嵐山町もという話ですが、嵐山町でもそういう方向がとれればと思っていますけれども、嵐山の中で一番問題なのは土地だと思ふのです。土地が耕作放棄地でそういうものをつくったらいいという、全くそのとおりだと思ふのですけれども、耕作放棄地がある中でそのところがそれだけの広さをとれるところがどこにあるのだとか、どこのところだったらどういうふうなあれができるのかというようなこともありますので、もうちょっと計画がはっきりしてこないとなかなか難しい面がある。しかし、早く手を挙げなければという、そういう両方の面があると思ふのですが、情報をとれるようにアンテナを高くと言いましたけれども、そういう方向でいきたいと思っています。

○藤野幹男議長 渋谷登美子議員。

○13番(渋谷登美子議員) 私も実は知事への手紙のほうにメッセージを送っておいたのですけれども、これは町長がいかに積極的にかかわっていくかということにかかっていると思ふのです。それで、秩父セメントの場合は、跡地というのが割ととれる、早くできるのではないかなというふうに思ふのです。そうすると、まとまった土地あるいは工業団地のところというのは、これはもう全然用途変更になってしまうか、今までの地権者との話し合いとかいうのがあるので、全く違う状況になってくると思ふのですけれども、そういった形を考えていくというのも、一つの今の嵐山町の政策の転換というのか、そういうふうな形でやっていくのは必要だと思ふので、担当課と県がやっていくとい

うよりも、町長が直接アンテナを高くして持っていくということが必要だと思うのですけれども、その点について伺いたいと思います。

○藤野幹男議長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 そのとおりだと思うのですが、法律のほうの整備なんかもちよっと、こっちの話についていっていないような状況があると思うのです。例えば、耕作放棄地というと農地なのです。農地には、そういうのをつくっていいのかどうかというのがあるのです。発電所、発電する場を。というようなことがあって、その農地にそういうものを作っていいのですよという法律自体が変わってこなければ、農地には今難しいのではないかなというような状況があるのです。ですから、いろんなものが、こうやったらいいのではないか、ああやったらいいのではないかということがあると思うのですが、そういう中であって、どこまで嵐山が手を挙げて、どこにできるのか。それは、地権者のところにすぐつながってくるわけですから、ある程度確たるものがないと話を進めることができづらい状況があるわけです。ですので、アンテナを高くと、そういうことでやっていきたいと思っています。

○藤野幹男議長 渋谷登美子議員。

○13番(渋谷登美子議員) アンテナを高くしながら、同時にいろいろなことをやっていかななくてはいけないというのが、このところのタイミングを逃さない方法だと思うのです。私は、これはすごく工業団地にとってもいいし、町民にとってもいい話であるというふうに思っていて、国の政策が変わらない

というのが一番ネックなのですけれども、そののところを変えていくような力を逆に地方自治体のほうから持っていかないと、今の国会の混乱は收拾がつかないなというふうに思っています、そんなところについて町長のほうからぜひ県のほうに積極的にアプローチをしていただきたいと思います。

嵐山町の財政への影響予測については、影響がかなりあると思うのですが、その後の、24年度後の政策選択についてはどのようにしていくか、伺いたいと思います。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 答弁でお話をさせていただきましたように、3点話をさせていただきましたが、それらの不安要因というのがあります。そして、それらがどういう方向にいくのかというはっきりしたところできていないわけですので、そういうような先を見ながら、そういう状況を勘案をしながら、次年度、そして今年度の事業進展を図っていきたいと考えております。

○藤野幹男議長 一般質問の途中ですが、まだありますか。

〔「いいですよ、次にいこうと思っているところですよ」と言う人あり〕

○藤野幹男議長 一般質問の途中ですが、この際、暫時休憩いたします。  
午後の再開は1時30分からいたします。

休 憩 午前11時44分



---

再 開 午後 1時31分

○藤野幹男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

渋谷登美子議員の一般質問、質問事項2の地域の支え合いについてからです。渋谷登美子議員、どうぞ。

○13番(渋谷登美子議員)では、地域の支え合いですけれども、町事業には不向きな地域の支え合い事業として期間通貨、これ時間通貨と書くつもりが期間通貨になったのですけれども、でも期間通貨もかなりいけるなと思い始めました。期間通貨、地域通貨の仕組みの導入が必要です。

個族化、少子高齢化への対応として、町全体で将来的に取り組める構築を計画しながら、20分400円程度のサービス、通貨の単位は、例えばラン、1円2円ではなくて1ラン2ランというふうな形にする見守り事業を含め、お出かけサポート、電球がえなど、試験的に20人から30人規模の会員制で取り組みを進めることを求める。高齢者のソーシャルネットワーキングサービスの利用もふえていることにより、携帯メールでのコーディネートも可能と推測できます。地域通貨で公共施設使用料等には活用できる仕組みにし、将来的に地区単位で取り組める構想での政策を求めたいと思います。

○藤野幹男議長 それでは、答弁を求めます。

青木長寿生きがい課長。

○青木 務長寿生きがい課長 質問事項2、地域の支え合いにつきましてお答えいたします。

高齢社会の到来に伴い、高齢者の地域における支え合いの必要性が高まってきておりますが、東日本大震災以降、地域における高齢者をはじめとする災害弱者への対応の重要性が改めて問われています。現在、町ではひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯のうち定期的な見守りが必要と判断される方を中心に、職員による見守り活動を行っております。また、各地区の民生委員さんや町社会福祉協議会とも連携を図りながら、さまざまな機会を設け高齢者の見守りを行っております。

しかし、高齢者の日常の生活支援や災害時の対応等を想定した場合、こうした活動のみでは不十分と言わざるを得ません。本来、見守りや生活支援、あるいは災害時の避難誘導等につきましては、地域における住民相互の連携、協力を抜きに考えることはできないものでございます。

こうした現状を踏まえまして、今まず必要なこととしては、要援護者やその支援者あるいは支援者となられる方、こういった方等につきまして町と地域でいかに情報を共有するかが重要ではないかと考えております。このため、町ではこの後ご審議いただく補正予算に計上させていただいておりますが、今年度から、どこに、どのような方が、どのような支援を必要とし、地域でどのような支援ができるのかといった情報を把握し、整理し、今後の地域での支え合いに活用できるよう、支え合いマップの作成に着手してまいる予定です。

ございます。

この支え合いマップの作成は、当然のことながら町と地域との連携のもとに作成する必要があり、また完成までには一定の期間を要することとなります。それまでの間、町民意識を醸成し、支え合いの機運を高めるため、支え合い運動を展開してまいります。この運動は、町民同士がまずはあいさつなどの声かけにより言葉を交わすことから始め、ご近所の方に少しでもいいから関心を持っていただくために実施するものでございます。

議員さんご提案の時間通貨や地域通貨の仕組みを導入した地域の支え合い事業につきましては、埼玉県内はもとより全国各地におきまして取り組みが始まっていることと思います。しかし、議員さんご指摘のとおり、こうした取り組みの多くが限られた地域においてNPOや商工会等が主体となつての取り組みであり、町の事業として取り組むには時期尚早ではないかと考えられます。

町といたしましては、当面、先ほど申し上げました支え合いマップ及び支え合い運動に取り組み、町民意識を高めていきつつ、地域通貨の導入を含め、今後町としてどのような方向に進むべきかにつきまして探求してまいりたいと存じます。

以上、答弁とさせていただきます。

○藤野幹男議長 渋谷登美子議員。

○13番(渋谷登美子議員) この地域の支え合いというのをどうしても質問

項目に入れなくてはいけないなと思ったのは、実は5月8日に転倒しまして、それで右腕をずっとついていたのです。それで、自動車が運転できない、自転車も運転できないという状況にありまして、その中で埼玉成恵会病院から家まで帰るのに、タクシーを使うと2,510円かかりました。これで、私のほうは2,510円は、そんなに大した回数行くわけではないので、病院まで行くのに大した金額ではないのですけれども、1週間に1遍行く人が往復すると1週間に1遍5,000円はかかるのだなということがありまして、これはちょっと、75歳以上の方のダイヤモンド交通、要するに初乗り料金ではとてもとても足りないということがわかってきたので、これどうしても今早い段階でつくってしまわないと、とても間に合わないだろうというふうな感じでいろいろ調べました。

そうしたら、これのほかにもっといろいろあるのですけれども、例えば稲城市だと65歳以上の方がこういった形のボランティアをすると、それがポイントになって、1年間5,000円分なのですけれども、介護保険料をその部分差し引いていいというふうな形の制度ができています。それは、65歳以上の方はお互いに助け合いだから、元気な65歳の方は介護保険を使わないわけですから、その分介護保険料として5,000円分差し引いてもいいだろうという形で、取り組まれています。そういった形がありまして、ちょっとこれはかなり早い段階で取り組んでいかないと間に合わないのではないかなというふうに思うようになりました。

今、ひとり暮らしの方は、このところかなりふえていて、女性の方はやっぱり高齢の方でもまだ元気な方もかなりいらっしゃるけれども、随分ふえてきていて、そして嵐山町自体がずっと歩いてみると、武蔵嵐山病院の待合室みたいな感じになってきている部分もあるかなというふうに思っています。それで、支え合いマップをつくりながらでもいいのですけれども、もう少し早い段階で計画をしていかないと無理だろうと思っています。

私が思いましたのは、ずっと思っていて特に感じたのは、今携帯メールがとても盛んになっていて、皆さん、高齢者の方はほとんどどの方も使われるということがわかってきて、80代後半の方でも使われていらっしゃる方がいて、寝たきり状態でなくてひとり暮らしの方だったら、逆にそれがないと生活ができないような状況にまでなっているのだなというふうに思いました。

それで、携帯メールでのコーディネートというのが1つ、いろいろ試してみたのですが、これはやり始めたらすごく簡単なことなのですけれども、フェイスブックという今の制度があります。それは、すごく簡単で、例えば閉鎖的な空間なのですけれども、使っていない人にはわからないのですけれども、地域の人だけでその空間をつくることができ、写真をフェイスブックのところに自分で出して、そして住んでいるところとかそういったもののある程度の一定の条件があって、それを掲載するのです。それで、お友達になってもいいですよというふうな承認があったら、そこで初めてグループをつくることができ、自分の今やっていることがどんなことをやっているというこ

とを出したり、写真を出したりすると、お友達関係のフェイスブックの会員の中にそれがわかっていくので、簡単なのです、やり方自身は。最初の登録だけが難しいのですけれども。今はほとんど皆さん携帯写真も使われるので、その携帯写真なんかは割と入ってくるのですけれども、例えば会員制になっていて、その会員の中で今どこからどこまで病院に行きたいのだけれども、だれか手伝ってくれる人はいないでしょうかというふうな形で出すと、それに対してこたえることができる人はこたえていけばいいしというふうな感じで、フェイスブックは1つ利用できます。その中に地域マネーや時間通貨が入ってくるのですけれども、そういったことを活用していかないと、嵐山町で例えばボランティアでやろうといっても細かい日常的なボランティア活動がどこまでできるかということなのですけれども、人に対して今お願いするときに、お金を使わないで物をお願いするというのはとても難しい状況になっているところがあるかなと思うのです。それで地域通貨が入ってくるわけなのですけれども、なかなか地域通貨が発展していかないというのは、そのこのところのコーディネートの方がうまくいかないのと、まだそこまで必要性がないというところが、今の段階ではまだ必要性がないけれども、高齢化社会になってきたときに飛躍的にそれがないと、もうその人たち自身が、高齢者自身が生活できないという状況になるなというのが、目に見えてわかってきたというのがこの1カ月なのです。

例えば私なんかは、自分で車を使わなくても、歩いて行って電車に乗っ

て、そして歩いて行って病院に行くことができるのだけれども、そうではない方というのは、これからどんどんふえていくと思うのです。そのときに、町ではもう介護支援とかそういうふうな形ではできない人たちがいっぱい出てくる。それが1回500円とか、500円ではなくてもいいですよ、500ランとかそういうふうな形で地域通貨というふうなものをつくって行って、その500ランを自動車の送迎に使えると。その自動車の送迎に使った500ランが、例えば介護保険料に使えるとか、もし必要であったら嵐山町のフリーマーケットみたいなところで使えるとか、ポイントポイントで使えるようにしていくとか。あと公民館の使用料とかそういった形に使えるというシステムをつくっていけば、かなり地域でそういった形の会員制のものを立ち上げていくと思うのですが。

今地域の支え合いという形で、県のほうで補助金を出しています。3年間の補助金なのですけれども、コーディネーターがすごく頑張ってやっていくわけなのですけれども、ある程度補助金がなくなってしまうと、その後のコーディネートの費用をどうしなくてはいけないかというところで、みんなすごく断ち切れになってしまったり、いろいろ難しい面が出てくるのですけれども、それは初めからコーディネートのところには補助金を使うのではなくて、地域マネーをつくっていくとか、そういったシステムのところには県の補助金を使って行って、具体的な制度を構築していく中で、それが介護保険料に年間5,000円ですか、ポイントとして払わなくてもいいというふうなシステムなどを加えたり、

また若い人だったら若い人もそういった形で、ボランティアをして別の形に使えるというふうな一つのツールですね。そういったツールをつくっていかないと、高齢者社会にはなかなか間に合わないかなと思うのですけれども。

すみません、最初にフェイスブックの話をしてしまったので、混乱なさったかなと思うのですけれども、そういったツールが今たくさんできつつあるのだけれども、嵐山町はそのツールを使おうとしていない。そのツールを使おうとしていくことにためらいがあるのかなと思うのですけれども、そういったかなり積極的にそれをトップのほうでやっていこうとしない限り、下には浸透していかなくて、その構築をしまえばあと20人とか30人とかの地域のグループ、会員制のグループができて、そこでの助け合いのグループができると思うのです。フェイスブックではなくてもいいのです。携帯メールでも携帯電話でも、それぞれの会員になった方に、きょうはお元気ですかというのがメールでも、メールが使えない方には電話でできるというふうな形にしておいて、後で返事をいただくようにしておけば。そして、まずいな、ちょっとぐあいが悪いなという人とかには、その部分で対応できるというふうなシステムづくりができると思います。

今一番必要なのは、高齢者が高齢者を支援するシステムをつくるということなのですけれども、今元気な高齢者がたくさんいるうち、これから元気な高齢者が後期高齢者になっていかないうちに、そういったシステムをつくっていかないといけないと思うのですが、そういった点についての町長の考え



方を伺います。

○藤野幹男議長 それでは、答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 大変いいお考えで、そういうふうスムーズにいけるといいなと思うのです。今お話の中で、地域通貨を使うとか、あるいはいろんな対価を、支払いをどうするとか、地域で何人でどうするとかという、それは簡単なことだと思うのです。一番難しいのは、おっしゃいましたけれども、コーディネートなのです。いかに自分が病院に行ったり、薬をとりに行きたいのか。あるいは、ではその人が、だれがそのところに行っていただけなのか。あるいは電気の球をかえてください。では、だれがかえてくれるのか。ここのお話をする、庭の草をとってもらいたい。では、この人はいいですよ。けれども、そのところで実際に話したら、そういうことなのか、それではおれは嫌だというようなことだとか、そのコーディネートが一番難しいのです。そのところで、ある地域では行き詰まってしまっているところがあるのです。

ですから、そういうところがどうクリアしていけるかということで、町のほうでやっているのは、そういった支え合という、お互いをちょっと見回そうと。そういう思いを強く持つような形のものが醸成できないだろうか、そういうものができてこないとなかなか今おっしゃるような形のところにスムーズに進行していかないのではないかと、そんな感じがしておりまして、町では今答弁をさせていただいたような状況で導入をしていきたいと考えています。

○藤野幹男議長 渋谷登美子議員。

○13番(渋谷登美子議員) 今までの地域のつながり方というのは、あると思うのですけれども、そうではない形の地域のつながり方を今私は提案しているわけで、それはコーディネートというのはほんとはすごくしっかりした人が、キーパーソンみたいな人がいて、それでやっていくわけなのですけれども、それがフェイスブックとかのメールだったら、ぱっといって、そしてそのところでできる人というのがお互いにできるかなというふうな、個別にできるような形の通信ができるという、緩やかなコミュニティーというのですか、そういったものをつくっていくということです。

それについて、キーパーソンをつくってコーディネーターをつくっていくというのはすごく難しいことで、最初は私も地域で当番制にして携帯電話を1つか2つ皆さんに町のほうから渡して、そしてそれを1カ月とか2カ月ぐらいの当番の形でやっていって、そのコーディネートをするという方法が、割とお互いに負担感がなくてできるのかなと。電話ではなくて携帯でやっていくという形だと、事務所もなくてできるのかなというふうに思ったのですけれども、そうではない形というのが、今のフェイスブックとか緩やかなつながり方なのですけれども、そういったものを実際にやってみると、そういったつながり方ができるということがわかると思うのです。

それで、今もそうなのですけれども、10年前までは多分携帯メールというのが、携帯電話自身もそんなに普及していなかったし、携帯メールもそんな

に普及していなかったし、20年前はパソコンもなくて、インターネット自身も、インターネットは20年前もなかったのですけれども、今は当たり前の世界になってきて、そういった通信のソーシャルネットワーキングサービスというのですけれども、そういったものを使っていくというふうに町自身が展開して、それが住民の方にも入っていくというのはすごく重要だなと思っていて、その中に地域通貨とか時間通貨というシステムが、なければそれが入っていけないと思うのです、逆に。そうしないと、ボランティアをしたいけれども、ボランティアを頼みたいけれども、そのこのところでのやりとりが気持ちだけになってしまったら、それを頼むほうも難しいのでというところがあるのです。血縁社会だったらそれは、地縁、血縁の強いところだったらそれでもできるでしょうけれども、今はその地縁、血縁が薄れている中での新しい地域社会をつくっていくわけなので。

おもしろいなと思ったのは、ソーシャルネットワーキングサービスのやり方なのですけれども、閉鎖空間のソーシャルネットワーキングサービスというのは、実際にはいろんな情報が行き渡っているわけなのだけれども、でもすぐそばで皆さんに会うことができるというふうな、地域でそういった連絡をして、今これが欲しいのだけれども、手伝ってほしいのだけれどというふうな形を皆さんに配信したら、その人の顔は、情報だけが歩くのだけれども、でも相手方というのは、どんな人かというのは、みんな知っているのです、それについて手伝いをすることができるというふうな形のが、私は新しいやり方と

してできるのではないかなというふうに思っているのですけれども。

それについていえば、結構皆さんいろんなところで、少しずつなのですから、研究が始まっている。だから、コーディネーターがいなくてできないという形ではなくて、地域通貨やそれからポイント制とかいろいろあるのですけれども、そういったものを構築しつつ、町自身が高齢者の支援にそれをどういうふうに、そういったツールですよ。ツールを使っていくかということの頭に入れながら、例えば被災者の支援の今度情報を共有する支え合いマップですか、マップもつくりながらやっていかないと難しいかなと思う。

特に、今私自身はまだ使っていないのですけれども、スマートフォンがあって、タブレットというふうになってきたら、おもしろいですよね、あれ。ページをめくるようにどんどんどんどん変わって行って、指先でいけるわけですから。そうすると、今は3万か4万、3万ぐらいですか。でも、もっと多分低額になってきますし、アイパッド2というのもカメラも一緒になって、全部録画できるようなシステムができてきている。それも5~6万で購入できるというふうになってくると、かなり状況が変わってきていて、今これから団塊の世代がどんどん地域に入ってくる中で、そういった形を利用すると思うのです。そのところに乗っていかないというか、そのところを見て町がつくっていかなくてはいけないと思うのですけれども、その点について、コーディネーターの支え合いということだけでいいのでしょうか。コーディネーターではなくて、別のツールを使っていくという視点が必要だと思うのですけれども、その点につ

いて伺います。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 ちょっと何か感じが違うのかなという感じがするのです。たしかにそういうのはいいと思うのです。今までのコミュニティーと言われる地縁、血縁とかという話がありましたけれども、そういうようなものが薄れてきた段階の中でどういうものをこれから構築をしていくかという中で、それにはIT機器を使ったりとかいうことも必要だと思うのです。しかし、そういうものが何で広がらないのだろうかと思うのです。行政でやらなくたって、そういうものが必要だったら、ITあるのですからどんどん広がっていいわけなのです。何かを核として。そういうものっていっぱいあるわけだから、広がっていいわけなのだけれども、広がらない。

それが、実際いろんなところで取り組みを始めてみていただいているところの人たちも、コーディネーターがいたって難しいわけです。ですから、いないとなお難しいのではないかなというふうに私は思うのです。しかし、議員さんおっしゃるように、そういうようなものもこれから逃げてばかりいないで、やっぱりそれも追い求めていかなければいけないと思うのです。こういう地域のコミュニティーが薄くなってきている中で、どういうふうにして再構築をして、コミュニティーを濃くしていくか。その中でつながり合い、支え合い、今言う助け合いがどうできるかというのがこれからのほんとの課題だと思うので、

いろんな選択肢を、これはだめだということではなくて、どうすればそれが入られるかということを検討していく必要があると思う。そういうことも確かに必要だとは思いますがけれども、今私が思っているのとはちょっと違うかな、そっちは難しいかなというふうに思いますけれども。

○藤野幹男議長 渋谷登美子議員。

○13番(渋谷登美子議員) これは、やってみられていないから、わからないのだと思うのです。幾つかの自治体を見ていると、やっぱりフェイスブックというのはお友達承認がないとできないので、なかなか難しいのですが、ツイッターなんかやっていると、どんどん、どんどん市町村とかの首長さんがすごく情報を発信しています。首長さんが情報を発信していて、フェイスブックも多分、フェイスブックは別に地域のコミュニティーをつくるわけだから、町長が別に、首長さんが情報発信しなくてもいいのですけれども、私はやっていて、やっぱり、すごく一生懸命情報発信している首長さんはフェイスブックもやっているとというのがどんどんわかっていって、それで一応お友達承認はしてもらったりしているのですけれども、そういった形でのやり方をみずから覚えていかないと、職員の方もそれを覚えていかないと、新しい地域がつかれないのは、多分政治とか行政にかかわる人たちが一番それに乗っかっていないから地域マネーもできないし、地域マネーというのは一つのツールですね。ボランティア精神をうまくやりとりする一つのツールなのだけれども、そのツールをどういうふうにして生かすかというシステムだと思うのです。

例えばNPOがつくっていくのだと、それは難しい。なぜかというと、商工会とか社協とかいうふうな形でやっていますけれども、商工会や社協で地域の産業振興みたいな形ではなくて、ほんとにそれが、総務省もやっているものなのですけれども、そうではなくて、地域の支え、ほんとの関係性をつくっていくために地域通貨という、お金です、お金。いわゆる言語と通貨は人のやりとりの根本になるものですから、それを嵐山町でつくっていったら、その部分を例えば介護保険料に回せたり公民館の使用料に回せたり、もうちょっと別なものに。一番考えられるものがそういったものだったので、そういうふうに言っているわけなのですけれども、そういったものに使えるというふうな形でないと、ボランティア性みたいなのがそこでとどまってしまふ。

ボランティアはいいのだけれども、地域の人とお話して、ボランティアするのはいいのだけれども、後で自分にそれが戻ってくるというシステムでないと、若いときにボランティアをしても、子供のいない人たちはそれを返してもらえないからつまらないよねというふうな感覚がやっぱりどこかにある。それをどういうふうにして使うかというのを考えていくのが地域のまちづくりの一つの方法だと思うのですけれども、まず町長のほうでもっと情報発信というのかな、いろんなツールがあるのを覚えていただいて、そしてコーディネーターに頼っては無理で、もっといろいろな人のつながり、一人一人のボランティア精神にお願いするやり方というのがあって、それがフェイスブックの一つの活用の仕方だと思うのですけれども、それについても町長として

はいろいろなツールを使ってみるというふうな考え方は、個人的にいかがですか。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 ですから、そのツールを使うのもいいと思うのです。

だけれども、こう指を挙げて、この指とまれと言ってきた人がとまってくれるわけで、今嵐山町で考えているのはそうではなくて、嵐山町の中にお住まいの方、それにすべて行政のところでつながれないだろうか。手を挙げた人によってきてもらうだけの人を相手にするのではなくて、全部の町民の人に届かないだろうか。そのシステムをどうやったらいいのだろうか。それは、地域の皆様方にも応援をしていただかないとできない。ですから、答弁でも言わせていただきましたけれども、簡単にはすぐできない。しかし、それを目指していきたい。それにはその前の段階であいさつをしっかりしてちょこちょこ近所を見回してもらって、お互いに気を使い合う、そういう状況、そういうお互いの気持ちを醸成をして、それでそのシステムをつくっていきたい。こういうちょっと議員さんからすると何をもたもたしているのだという感じかもしれないのですが、そういう形で今スタートをしようとしているところでございます。

ですから、こういうツールができた、こういうのがいい。全くそのとおりでよくわかるのですが、それはあくまでもこの指とまれといったこういうグループだと思っております。そうではなくて、我々が求めているのは、全部のところはどう



やったらつながるだろう。そういうことで、今回の震災等にもいろいろ町で、あるいは民生委員さんで、あるいは地域の役員さんをお願いをしてやってもらった中で、届きにくいところはどうやっても届きにくい。それに全部届けるのにはどうしたらいいか、これを模索をしているところでございます。

○藤野幹男議長 渋谷登美子議員。

○13番(渋谷登美子議員) 初めに言った質問事項なのですがけれども、町事業には不向きな地域の支え合い事業で、町長の言うのは町事業に不向きな地域の支え合いで、町がやる事業です。でも、私が言っているのは、町事業に不向きな地域の支え合いをどうつくっていくかという、そのツールとしてそういったものがあるのだけれども、それは町で取り組まないと難しいのではないですかと、そのツールの話をしているわけで、そののところに間違いがあると思うのですけれども。

それで、こんにちとはかそういうのはもうごく当たり前のことで、それさえもできていないと言われたらそうなのです。それ以上のことを求めていくときに、そういったツールがないとボランティアを活用していくことはできないのだけれども、そういったツールの一つの地域マネーやそういったいろいろな働きかけの仕掛けをつくっていく必要があるのではないかというふうに言っているのですけれども、その点については、考えてみますとかそういうふうな形のお答えもなくて、町とは考えていることが違うのでというお答えのようなのですけれども。そこについては、こういったツールを使うというふうなものを

一緒に支え合いマップをつくるときに考えていくというお答えがいただきたいのですけれど。

○藤野幹男議長 それでは、特に求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 何か期待に沿う答えをしていないようなので、申しわけないのですが、去年は暑い夏で、嵐山町でも2名の方がお亡くなりになられて、何日かたってからそれがわかったということがありました。そして、また回って、何かのあれで、例えば愛情弁当をお届けをしている民生委員さんが、届ける日ではないのだけれども、その前を通ったからちょっと寄ってみた。そして、いすのところに座っている人がちょっと体が斜めになっているなというので行ってみたら、横になって、倒れないで途中のところまでそうになっていたというようなことだとかがあるのです。

それで、そういうことがある中で、2名亡くなられた方というのは、元気だったのですよ。元気で医療の関係も介護の関係もないですから、病院とか介護関係、町等も全部そういう関係がないのです。つながりがなかった。その人がそういうことになってしまった。それで、後でその近所の人と話をしたら、そういえばあそこのところの窓があきっ放しになっていたなとか、あるいはこうふうだったなとか。あるいは、1軒のところは新聞がいっぱいたまって、それで入り切らないので、またわきのところに置いた袋の中に新聞が入っていたとかいうことがありました。

ですから、そういうふうなことを考えていくと、やっぱり嵐山町でやる、やっているというか、地域でトライをしていただいている状況を教えていただいたり、情報を得たりする中で、やっぱりやっていくものというのはすべてのところに届くような形、それにはこういう今おっしゃるようなこともやるし、ほかのこともやっていかないことにはいけないのではないかなと。それが両方相まったときに、おっしゃるような地域通貨も含めた形の地域社会づくりというものができるとのこと。

それと、おっしゃるように地域通貨というのは確かにいいことだと思うのです。というのは、頼みたい、高齢の方は、何か頼みたいという人が、いいよ、何かやってあげるからというのでやってもらうのだと、すごく気が引けてしまうと。何かお願いしたときには、たとえ幾らとか地域通貨で、おっしゃるようにランですか、何ランとかいうような形の決まりのものをやりとりをしたほうが、頼みやすいというアンケートの結果も出ているようですので、そういうのも確かにいいことだと思います。ちょっと答弁と違うかもしれませんが、嵐山町が求めているおっしゃるようなものは、地域、ここだけではなくて、全体のものを考えて進めているということです。

○藤野幹男議長 渋谷登美子議員。

○13 番(渋谷登美子議員) ちょっと時間がなくなってしまうのですが、いろいろな、地域の支え合いというのはほんとに小さな地域でやると思うのです。だけれども、その地域の支え合いを大きく支えるような、その一つ

の支え合いができるようなツールをつくっていくという一つの構想をつくりながら、その地域の支え合いマップですか、とりあえずやって、これは第1回の、次にいけるかどうかわからないのですけれども、質問というふうに、それを頭の中に入れて地域の支え合いマップをつくっていただきたいと思います。

次にいきます。農薬ネオニコチノイドの使用の毒性の周知についてです。ネオニコチノイドは、神経伝達物質を阻害し、脳神経を麻痺させる農薬で、ミツバチは農薬を使って育てた植物の花の蜜を吸い、神経麻痺を引き起し大量死している。その毒性は生態系を破壊し、人間にも影響がある。フランスでは販売禁止、日本の残留基準値はEUの 20 倍から 500 倍も緩い。

というところで、無線ヘリによる水稲への農薬散布にはネオニコチノイド系の農薬が採用されていますが、嵐山町の年間の使用量はどのくらいになっているか。ネオニコチノイド系の農薬は乳幼児の発達障害に影響を及ぼしています。不登校児数と自殺者数は平成 10 年を境に増加しています。埼玉県及び嵐山町の発達障害児数の経年的変化で、これはわかってきたらうというふうに言われています。

そこで伺います。国の動きはにぶいわけですが、住民に身近な嵐山町では予防原則に基づいてネオニコチノイド系農薬の毒性についての町民への周知をお願いしたいと思いますが、それについての答弁をお願いします。

○藤野幹男議長 それでは、順次答弁を求めます。

初めに、小項目(1)について、簾藤環境農政課長。

○簾藤賢治環境農政課長 質問項目の3、小項目1、無線ヘリによる水稲へのネオニコチノイド系農薬の嵐山町内における使用量につきましてお答えいたします。

嵐山町内における水稲への農薬の空中散布につきましては、平成14年まで年1回、夏の時期に実施しておりましたが、環境への影響等を考慮し、現在は廃止しております。また、平成14年度までに空中散布で使用した農薬については、殺虫剤が3種類、殺菌剤が3種類でしたが、このうちネオニコチノイド系殺虫剤に該当する薬品を使用したことはございませんでした。

以上、答弁とさせていただきます。

○藤野幹男議長 次に、小項目(2)について、加藤教育長。

○加藤信幸教育長 では、私のほうから(2)埼玉県と嵐山町の発達障害児数の経年的変化で、議員さんのいずれわかってくたさるだろうというお話のとおりなのですけれども、埼玉県が通常の学級で特別な教育支援を必要とする児童生徒数という調査を1回だけやっているのです。平成17年の1月。その3カ月後に国の発達障害者支援法ができた。その段階の調査ですので、発達障害とは何ぞや云々がまだ十分認知されない、また研修していない段階でした。しかし、小中合わせて大体10.5%というデータが出ました。これ大変な数値でした。大変な数字でした。だから、まだそれは発達障害という

のが認知されていない段階。ただし、したがって県がその後やっているかといったら、やっていないわけです。それで、ただし、発達障害のための通級指導教室を各市町村でニーズが立ち上がって、県の認可を受けて、今小学校はさいたま市を除くと715校あるのです。そのうちで89通級指導教室ができた、発達障害の。今年5つふえて、その中の1つが菅谷小学校にできたと。おかげさまで開設をしております。

嵐山町の発達障害児というのも、去年本格的に県のモデル地域の指定を受けて、研修を積み、保護者の理解を得て、相談を受け、さまざまな検査を受け、専門的な医療診断を受けて、ADHDの診断を受けた者が、数名という表現にさせてください。数名おります。ただし、現在相談中、受診中の者、あるいはそういう数を入れると、今後保護者の皆さんも理解をされてくると、当然ふえてくるだろうというふうに考えております。

以上です。

○藤野幹男議長 それでは、最後に小項目(3)について、岩澤町長。

○岩澤 勝町長 3番について、町民への周知を求めるとのことでございますが、このネオニコチノイド、大変不勉強で、今回話をいただきまして、いろいろ勉強いたしました。その中で、先日県の農業関係の小麦の赤カビ病ですとか、あるいは苗床の消毒ですとか、いろんなことの会議がありました。その席でもいろんな農薬の使い方、それからそれらの管理、保管の状況ですとかいろんな注意事項等を県のほうから話がされました。その中で、この

質問をいただいていたので、担当のほうから話も出たわけですが、今話したように空中散布では今のところ使っていないというようなことでございました。

そして、そのほかについても、農薬これだけではなくて、いろんな農薬について県の指導をいただきながら、町民にはその都度必要なことが生じたときには迅速に周知をしていかなければいけないというふうに考えております。

○藤野幹男議長 渋谷登美子議員。

○13番(渋谷登美子議員) 稲のほうには使っていないということなので、それほどの影響はない、今の嵐山町では影響はないのかと思うのですが、実はペットのノミ取り粉にこれが、ノミ取り粉というのですか、それに入っていたり、大豆のカメムシ対策というのですか、そういうのにかなり使われていて、これで問題になっているのは、先進諸国の中で日本だけがネオニコチノイドを使っていて、それで言われているのはやはり平成10年ぐらいからが本格的に使われるようになったので、子供を産む方というのが、そのくらいから入ってくると20年、今ですから30年ぐらい、出てくるのはもうそろそろ一番大きくなっていくのかなというふうな感じなのですが、農薬自体は、ネオニコチノイド自体は全然禁止になっていないので、嵐山町やこの近辺では使っていないとしても、ほかのところで出てきていたり、果物なんかで出てきていて、果物は売っているものが、これはもう非常に苦しいのですけれど

も、ブドウとかリンゴとか、皮から浸透していくのです。それを食べているので、それが子供たちに入っていった神経麻痺を起こすというふうに言われていまして、それを消費者として、それは子供に皮をむいて食べさせてもそれが入っていくので、難しいわけなのですからけれども、そういったことの周知をしていかないと、日本の国自体がネオニコチノイドをやめようとしないので、そういった形の周知が必要だと思うのですが、それについて伺いたいと思います。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 今も話しましたけれども、ちょっとこれ今度いろいろ読ませていただきました。その中でお話しのような状況が報告をされておりまして、ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議、NPO法人が農薬の使用中止を求める緊急提言、こういうのが出されて、そういうのを見ますと、ミツバチの大量死ということからこれが出てきたということです。

それで、日本でもミツバチということが言われ出して、ミツバチの不足というのですか、ミツバチの不足です。これらが言われているのが21都道府県で、東京から栃木、茨城、いろいろ書いてありまして、21都道府県の花粉交配用のミツバチの不足が報告されていると。この中には埼玉は入っていないのですけれども、これを読んでいく中で、今お話しのように浸透性の農薬だということで、水で洗い流すことができないのだというようなことが書かれ



ております。それなので注意をしなければということだと思っておりますが、それらのことと、今お話しのような国の動きが遅い。何でこういう状況があるのになかなか動きが遅いのか。ミツバチへの毒性が特に強いとかいうのも書いてありまして、だからミツバチにあれなのかとか、何であれなのかというのは私もわからないのですが。

そういう状況の中で、最初に話しましたように、県の指導機関の指導をいただきながらやっていく。嵐山町だけこうだからああだから、今度の風聞、うわさのあれではないですけども、そんなようなことにもならないように情報をしっかりとりながら、勉強しながら、残留農薬基準、これがどうなのかというようなことも話を聞きながら、対応を図っていきたいというふうに思います。

ですから、現状ではどうするこうするというのは、嵐山町から特別働きかけるというのは今のところ考えておりません。

○藤野幹男議長 渋谷登美子議員。

○13番(渋谷登美子議員)では、これは住民段階、NPO段階でやっていかざるを得ないということで、それはそれでやっていこうと思います。

次にいきます。平沢土地区画整理組合の事業終了後の清算、町のかかりについてですけども、平成23年度で事業終了予定ですが、(1)として、平沢土地区画整理組合に投入された公費(国、県、町)の総額について、それから(2)として、区画整理による税額の増について伺います。(3)として、借入金総額と借入金残高について伺います。(4)として、清算期間終了後

の組合の課題と町の対応に伺います。

○藤野幹男議長 それでは、答弁を求めます。

高橋副町長。

○高橋兼次副町長 それでは、お答え申し上げます。

まず、今まで投資したお金ということでございますけれども、22年度の決算が終わっていますので、その数値をまずお答えをしていきたいと思っております。国から5億2,184万5,000円、県が4億3,470万円、そして町が23億5,824万3,000円、合計いたしまして33億1,478万8,000円になっております。

そして、区画整理の税額の増ということでございますけれども、なかなかこれは試算をするのが資料等も少なく難しいわけでございますけれども、区画整理が始まる前の土地家屋の評価、そして現在の土地家屋の固定資産税の評価、これを見ていきますと施行する前が2,288万4,000円、現在が、概算ですけれども1億838万円ということでございますので、この差が増額になったというふうに考えてみますと、今、年間固定資産税の土地と家屋で8,549万6,000円の増額となっております。そのほかの償却資産、そして法人町民税、これも区画整理をする前は多少工場はありましたけれども、その辺を推計していきますと、償却資産で746万5,700円、法人町民税で1,845万2,100円ということで、固定資産税全体を合わせていきますと、1億1,140万円ぐらいになっているのかなというふうに推計をしております。

ます。

そして、借入金の総額と借入金の残高ということでございますけれども、実質的な借り入れの総額は18億3,900万円、現在の借入金の残額については9億4,800万円ということになっております。

4番目の清算期間終了後の組合ということでございますけれども、清算が終われば組合は解散するということになっております。その後は、仮に清算の場合に徴収交付というのがあるのですけれども、交付が終わって徴収が残る場合、これは徴収については分割が認めるということになっておりますので、そういう場合には組合が解散をしても清算法人という形で残ります。これは町がその事務を引き継いでいくということになってございますので、清算期間終了後の組合の課題というのは、そんなにないのかなというふうに思っております。それ以前はたくさんあるわけですが、そういうことでございます。

そして、清算後の町の対応というのは、先ほども申し上げましたように、清算法人を町で引き受けるというのがございますけれども、何よりせつかくお金をかけて土地の有効利用を促進していくということでございますので、できるだけ空き地がないように、早く宅地化を進めていくと、これが最大の課題かなというふうに思っています。今後まだ保留地の処分等ございますけれども、そしてまた今町の人口が減ってきておりますので、それらについてもできるだけ平沢の土地区画整理の中の住宅地に早く建物をつくっていただくと、

こういうことについて町も何らかの方策をここで立てていかなければいけないのかなというふうに感じておりました、一番の課題は、せつかくお金を投資して宅地の利用増進をするということでございますので、空き地を一日も早くなくすことと。これは地主さんがおるわけでございますけれども、町としても何らかの、例えば優遇措置というのですか、そういうものを考えていかなければいけないかなというふうに現在のところ考えております。

以上です。

○藤野幹男議長 渋谷議員に申し上げます。あと残り時間3分。

○13番(渋谷登美子議員) 借入金残高9億4,800万円で、これが今後どの程度残高として残っていくのか、予測をお願いします。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

高橋副町長。

○高橋兼次副町長 この中には、国の無利子貸付金も含んでおります。なお、保留地の処分金が約3億円ぐらいまだ残っております。したがって、それらを差し引くと、実際にそのほかお金が返し切れないというものが2億円台かなというふうに思っております、これを町がいかにかどう考えていくかというのが、一つの焦点かなというふうに思っています。

○藤野幹男議長 渋谷登美子議員。

○13番(渋谷登美子議員) 町が考えていくという場合に、町の公費をまた投入するという形になっていくのか、そこら辺の考え方について伺います。

○藤野幹男議長 高橋副町長。

○高橋兼次副町長 基本的にはそういうふうを考えております。

○藤野幹男議長 どうもご苦労さまでした。

---

◇ 青 柳 賢 治 議 員

○藤野幹男議長 続いて、本日3番目の一般質問は、受付番号3番、議席番号2番、青柳賢治議員。

初めに、質問事項1の東日本大震災の影響と町の防災計画についてからどうぞ。

〔2番 青柳賢治議員一般質問席登壇〕

○2番(青柳賢治議員) 2番議員、青柳賢治です。議長の指名をいただきましたので、一般質問させていただきます。

大きな1番目からでございますが、東日本大震災の影響、これは本当に日本の人ばかりではなく、諸外国にも影響を与えている状況でございます、このようなものが町の防災計画にどのようにかかわってくるのかということでお尋ねさせていただきます。

平成23年の3月11日に発生しました東日本大震災は、プレートの境界面で深さ、それと方向に2度ずれの発生があったと。それゆえに地震が巨大化しまして、1,000年に1度と言われる大地震となりまして、未曾有の多大な激甚の被害がもたらされてしまいました。この復興には、相当な時間と多

くの財源が必要とされることをございましょう。

また、その津波と同時に発生したこの福島第一原発の事故が思うように収束できませんで、現在の状況でございます。現場の中で懸命に努力されていらっしゃる作業員の皆様、またその復旧に携わっている多くの皆様には、埼玉は遠くの地にありますがけれども、日本の国内の中で非常に敬意を表さなくてはならないことと思います。

そんな中で、この震災後、一人一人の防災といいますか、放射能等を含んだ対応に対しては、深く一人一人が今までとは違った考え方になっているのではないかと。そういう中で、嵐山町におきましても、この深谷活断層が町をおいてまして、地震などの発生には今まで以上の備えが必要であると考えます。嵐山町地域防災計画の再点検、さらには放射能事故などによる追加すべきこともあると思います。

震災による対応なども含めまして質問させていただきますが、この①の第1点目は、渋谷議員が先ほど町の防災計画の視点ということでおっしゃっていただきましたので、これは再質問という形で次からやらせてもらいますので、これは最初の答弁は結構でございます。

2番目でございますけれども、このような事故が発生しまして、自主防災組織も嵐山町ではいち早く全域で立ち上がりまして、地域によっては防災カードの作成も検討されているように聞いております。このようなところに、町のほうはどのように対応をお考えになっているかお尋ねいたします。

3点目でございますけれども、震災による経済的影響ですが、阪神・淡路の比ではなく、恐らく4倍相当の倒産やそのようなものが発生しているというふうに新聞などには出ておりました。そのようなものが、この6月を境にさらに表面化しまして、商工業者等への影響も大変なことになるのではないかと、いうふうに危惧しますけれども、どのような町の対応をお考えになっておりますか、お尋ねいたします。

4点目ですが、これは特に嵐山町の農業者の皆さんの生産物など、いろいろと風評被害などもあるわけでございますが、そのような悪影響のようなことが発生しているのかどうか、そのようなことについてお尋ねしたいと思います。

5点目ですけれども、避難者の皆様へは4月の11日に、町からも私たち報告いただきまして、大変迅速な対応をしていただいているというふうに聞いております。まだなお70名ぐらいの方ですか、こちらのほうに、嵐山のほうに被災して身を寄せていらっしゃるというふうに聞いておりますが、その方たちへの支援課の対応はどのようになっているのかお尋ねいたします。

6点目ですが、さらにその被災されている方の中には、学校に通学しているという方も数名いらっしゃるよう聞いておりますが、そちらの生徒さんへの対応はどのように進めていただいているのでしょうか。

以上、お尋ねいたします。

○藤野幹男議長 青柳議員にちょっとお聞きしますが、先ほどの質問で、①

は答弁は要らないということでございましたね。

○2番(青柳賢治議員) ①は答弁いただいておりますので、再質問からさせていただきますので、結構です。

○藤野幹男議長 わかりました。

それでは、順次答弁を求めます。

初めに、②について、中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長 それでは、質問項目の②につきましてお答えをさせていただきます。

まず、大規模災害が発生した場合、行政の力だけでは被災者の救援・救済は困難である。自主防災組織、自治会、民生委員、ボランティア等の活動によるところが非常に大きいということは、阪神・淡路大震災の際にも、また今回の東日本大震災においても実証されたところでございます。災害時には、行政とこれらの組織が連携して、安否確認、避難誘導、情報提供、救護、救済等地域ぐるみの支援が必要となるため、町ではこれらの組織との支援協力体制を整備しておく必要があるものと考えております。このためには、高齢者や障害者等の災害時要援護者への支援体制として要援護者支援ネットワークを各地域に整備していくことが必要であります。

先ほど青木長寿生きがい課長のほうからも答弁がございましたように、町ではこの後ご審議いただきます補正予算の中で、県の補助事業である高齢者と地域のつながり再生事業費補助金を受けまして、地域における見守り



活動を支援するための支え合いマップシステムの導入を本年度考えております。

これは、地域において日常または災害時等に援助が必要な方がどこに住んでいるのかを地図上に示すとともに、その支援にはどのような方が当たることとなっているのかを管理するシステムでございます。この対象となる要援護者の調査及び支援体制の整備に当たっては、町では長寿生きがい課、健康いきいき課、地域支援課の3課を中心に進めてまいりますが、平成19年度に各区のご協力のもとに作成いただきました防災カードの活用を含め、今後自主防災会、自治会、民生委員さんなどのご理解ご協力をいただきながら、このシステムの構築、活用を図ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○藤野幹男議長 次に、小項目③について、木村企業支援課長。

○木村一夫企業支援課長 質問事項1の小項目③の震災による経済的影響が今後さらに表面化することと思いますが、商工業者への影響を軽微にすることも必要と思われませんが、町の対応についてお答えいたします。

商工会に今確認したところ、東日本大震災以降、町内業者への影響は、住宅設備関係で住宅製品が入ってこないなど、仕事に支障を来している。また、食品関係でも、飲み物等が入ってこないため、営業に支障が出ている。また、製造業では、計画停電により操業時間を大きく変更するなど、問題が出ている。また、飲食関係では、計画停電により営業ができないなどで

客が半減したと。また、観光関係では、バスの予約が一月すべてキャンセルになったというように、町内業者にも影響が出ているということを聞いております。

このような現状から、商工会と連携して町ができることを積極的に今後取り組んでいきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○藤野幹男議長 次に、小項目④について、簾藤環境農政課長。

○簾藤賢治環境農政課長 質問項目1の小項目④、農業者の農産物などへの影響に関する町の対応についてお答えいたします。

原発事故による放射性物質などの農産物影響調査につきましては、埼玉県が5月末までに県内の野菜等につきましては13回、原乳につきましては9回、水産物については1回、調査を実施いたしました。これらの調査結果につきましては、町のホームページや庁舎内に掲示して、町民の方々をはじめ来庁者にお知らせをしております。

いずれの調査でも、すべての検体で検出せずか暫定基準値を下回っており、嵐山町の農産物につきましても通常の取り扱いを行っております。

販売面の影響につきましては、JAさいたま中央、嵐山農産物直売所で3月分の売上額を前年同月と比較してみますと、2割程度の減となっております。これは、全体的な景気の落ち込みによるものもあるかと思いますが、原発事故発生直後の風評被害やガソリンの入手困難による自家用車使用の

自主規制等によるものではないかと考えられます。今後も県が行う調査等を踏まえ、農産物の安全性を確認してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○藤野幹男議長 次に、小項目⑤について、中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長 小項目⑤、避難者皆様への支援課の対応はにつきましてお答えさせていただきます。

6月2日現在、町で把握しております避難の数は、提供アパートに6世帯30名、国立女性会館に6世帯13名、親戚等、知り合い等の個人宅にいらっしゃる方が11世帯28名、計28世帯71名でございます。この方々に移動がありました場合には、全国避難者情報システムを通じまして、国と県へ報告を随時いたしております。

町の支援といたしましては、まず町を通じ避難者の方がいらした場合には、その家族状況に応じまして関係課に伝え、民生委員のご紹介や保健師による健康相談、学校への入学、病気の有無等の相談をして対応をしております。また、区長さんへの連絡もさせていただいております。

避難者の皆さんへの情報提供につきましては、郵送または電話、場合によっては直接、避難元の県からの情報やハローワークからの雇用情報、また税に関する相談や無料法律相談等、避難者の方へ情報提供があったものをできる限り伝えられるよう対応させていただいているところでございます。

また、避難者世帯につきましては、町の施策といたしまして、上下水道料

金の免除、申請によりまして町立幼稚園の保育料、通園バス使用料の減免、学用品や学校給食費の援助、なごみ利用料の免除等を行っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○藤野幹男議長 次に、小項目⑥について、内田こども課長。

○内田 勝教育委員会こども課長 それでは、質問項目1の小項目⑥、学校通学者の生徒への対応はにつきましてお答えいたします。

東日本大震災により避難してきた児童生徒は、6月1日現在、小学生が5名、中学校が3名おります。避難してきた児童生徒への対応としまして、小学校、中学校ともに避難者全員を就学援助の対象とし、嵐山町で3名、避難元の福島県南相馬市と富岡町で5名の就学援助費を支給することになっております。また、小学生につきましては、ランドセル、体育着、絵の具等を、中学生につきましても制服、ジャージ等を卒業生から寄附していただき、配付しております。さらに、文房具につきましては、小学校、中学校ともに県より支給があり、配付しております。

児童生徒の様子につきましては、避難当初は緊張したり大きな声に敏感な子もいましたが、各学校の教職員が小まめに声をかけるなど心のケアに心がけるなどした結果、全員がほとんど休むことなく、元気に学校へ通っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○藤野幹男議長 一般質問の途中ですが、この際暫時休憩いたします。お

おむね 10 分。

休 憩 午後 2時37分

---

再 開 午後 2時54分

○藤野幹男議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

青柳議員の一般質問を続行いたします。質問事項1の小項目①の再質問からです。

それでは、青柳議員、どうぞ。

○2番(青柳賢治議員) それでは、防災計画の見直しというところなのですが、今、日本の地震学者によりますと、非常にこれからが活発期になっていくというような心配もございます。それで、先ほど回答いただいた中で、やはり3つの点について埼玉県が修正を入れてやっていくということで回答をいただいております。やはりこれで一番心配な部分は、政府の情報がなかなか我々一般庶民にとってははっきりしないようなところもありまして、何を信じていくべきなのかというのがちょっとわからないところもあるのです。

それで、私は、ここにもありますけれども、原子力発電所の事故対策についてというのがこの修正の中に入っているわけですがけれども、このようなところを、例えば嵐山町の町民の皆さんからもかなり、どうなっているのかねというような問い合わせだとかメールですか、で届いているかと思うのですがけれども、先ほど回答をいただいた中で、菅谷小学校はそういうことで 50 セン

チのところができるということ、それから埼玉県の中でメッシュに分けてやっていただけるということも非常にありがたいことだと思うのですが、そのような点について町民の皆さんからはどうですか、その心配のような声とかはいかがなものか、ちょっとその辺をお聞かせいただければと思います。

○藤野幹男議長 それでは、答弁を求めます。

中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長 お答えさせていただきます。

まず、福島原発に関しての町民からの問い合わせはあるかということでございますが、幸いなことと言ってはあれなのですが、本町にあっては、地域支援課のほうに、どうなっているだろうというような問い合わせはございません。それだけ今新聞報道等でもかなり綿密にといいましょうか。毎日毎日報道がされている。テレビでも取り上げられているということによるものではないかなというふうに考えております。

○藤野幹男議長 青柳賢治議員。

○2番(青柳賢治議員) わかりました。先ほど町長の答弁でも、なかなか県の修正を超えてはいけないという話も、私は理解できます。

それで、ただやはり、今までそういう想定されなかったような事故がありましたので、どこまでが人間の頭で考えられるのかというと、なかなか専門家の皆さんも難しいのではないかと思いますけれども、できるだけ嵐山町の地域の子供たちには、町の中で安心に安全にやっていただくことが一番だ

と思いますので、先ほどのほうの情報が出ましたら、いち早く町民の皆さんに公表していただきたいというふうに思います。

それで、1つだけあれですけれども、去年ですか、このようなものが配られました。これもすごくよくできていまして、避難所から、私なんかも地域でよく皆さんのところへ全戸配布になっているということでお話ししますけれども、こういったものが今度、震災後なんか特にでしょうけれども、さっきも町長言いましたけれども、今の地域防災計画をもっとしっかりしていくのだと、深谷活断層のものはそれなりにしっかりしていくということで答弁いただいています。この上にまたあれですか、新しく越してこられたとか、嵐山町にも移動が結構ありますね。皆さんのところへお渡ししているようなことでよろしいですか。

○藤野幹男議長 中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長 お答えさせていただきます。

お尋ねにありましたとおり、こちらにつきましては新しく来られた方、あるいはまた、やはりこの震災があった後も、ちょっとなくなってしまったのだけれどもという形で、取りにお見えになる方もいらっしゃいます。お渡しをしております。

○藤野幹男議長 青柳賢治議員。

○2番(青柳賢治議員) いずれにしても、いつまた想定外のことが来るかということはだれもわからないことをごさいまして、とにかく町長の言ったところの部分をしっかり充実していただいて、我々も地域の防災倉庫やら、

そういったものをもう一度見直して、この辺は協力し合ってやっていけたらと思っています。

次の質問に移ります。2点目の防災カードの関係でございますけれども、19年のときには火災報知機ですか、それを各家庭のお年寄りの方でしたか、配るということで各地区の区長さんが大分苦労されておつくりになったというふうに聞いております。今もその地域地域によっては、その後そういった防災的な組織みたいなものが、そういった新しく今度できてくるシステムのところに組み込んでいけそうな地域もあるようにも聞いていますし、なかなか、ある地域によっては、うちはもう大分近所隣とか、昔からのつき合いがあるから大丈夫だし、いいよという地域もあるし、多少いろいろ地域地域によつての温度差があるかと思うのです。その辺はですから、その地域地域の特性を生かして、支援課が支援をしていただけるというような理解でいいですか。

○藤野幹男議長 それでは、答弁を求めます。

中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長 お答えをさせていただきます。

先ほど町長、生きがい課長のほうからも、今後の課題という形で答弁をさせていただきましたが、いわゆるこのシステムを導入いたしまして、まず大事なものは、1つは漏れなくその対象者を把握するというところでございます。この中に1つ、平成19年度に作成していただきました防災カード、こういった中からまず対象者を町のほうで拾い出していくという作業も必要ではないか



と思っております。

しかしながら、やはり一番大事なところは、今議員さんのお話がありましたように、その方たちを拾い出して、その方たちをどう支えるシステムをつくるかというのが一番重要なところでございまして、この支え方におきましては、今議員さんお尋ねの中にありましたとおり、その地域の独自性、これが非常に影響してくるのだというふうに思います。そういった中では、今後調査をさせていただく中で、まずはこのシステムの説明を区長さんや自主防災会の会長さん、あるいは民生委員さん等々に説明をさせていただきながら、調査をしていくのと同時にそのシステムの構築をどうしていったらいいのか、その地域に合わせた支え合いの仕組みをどうしていったらいいのか、その辺を十分に協議をさせていただいて、進めていきたいというように考えております。そういった意味で、先ほど申し上げましたように、かなり時間的には、実際にはかかるのではないかなというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○藤野幹男議長 青柳賢治議員。

○2番(青柳賢治議員) そうすると、その地域地域の防災会長さん、それから区長さんですね、それから民生委員さん、そういった方が中心になった形のカードづくりをしていくということになっていくかと思えます。

それで、この間の3月11日もそうでしたですけれども、防災会長さんが次の翌日でしたか、ブルーシートなども取りに動かれて、非常に迅速に動かれ

ていることを聞きまして、すぐできた割には皆さんのところに情報がよく伝わっているなというふうに思いました。ですから、このカードなんかもそうだと思いますけれども、なかなか手を挙げてといってもなかなか難しい点もあるかもしれませんけれども、この根底にあるものは嵐山町のそういった弱い方を守るというような形になりますので、ぜひ作成段階でも難しい点はあるかと思えますけれども、ぜひともその辺は地域支援課を中心にした形で、地域地域を応援していただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

それから、3点目でございますが、3月期ぐらいの状況は、大手を含めて非常にいい状況で出ているわけですが、心配なのはこの5月、6月だと思っております。それで、この6月に入ってから状況というのは、ここにも若干書いていただいておりますけれども、バスの予約が一月すべてキャンセルになったなんていうのは、本当に日本が観光でも大打撃を受けているわけですが、多少はこういった観光関係のところでは、回復傾向のようなものは出てきているのですか。

○藤野幹男議長 それでは、答弁を求めます。

木村企業支援課長。

○木村一夫企業支援課長 お答えいたします。

では、観光関係ということなのですが、町の観光協会関係を見ますと、確かに震災後大分お客さんが少なくなっていると。5月の連休なんかを

見ると、昨年より若干落ちているということで、今お客さんがだんだん戻りつつある状況で、5月の締めをした段階では、去年より若干利益が少ないというような状況で、今運営が何とか成り立っているというような状況でございます。

以上です。

○藤野幹男議長 青柳賢治議員。

○2番(青柳賢治議員) ここにも書いていただいておりますが、このような現状から、商工会と連携して町ができることを積極的に取り組んでいくということでございます。非常に、これからちょっと資金繰りの厳しい状況の方が出てくると予想されるのです。その辺については町が独自なり、県と連携したようなお力添えのようなものは考えていらっしゃいますか。

○藤野幹男議長 木村企業支援課長。

○木村一夫企業支援課長 お答えいたします。

県のほうから、震災後、経営安定化資金と震災復興貸付金というのが急遽創設されたということで、5月の6日からそれが運用になっているということで、震災に対して風評被害を受けているとか、震災地域との取引があるところで売り上げが大分落ちているというような状況で、嵐山町の中の状況では、5月に1件、貸し付けの申請をしたというのが現在の状況でございます。

以上です。

○藤野幹男議長 青柳賢治議員。

○2番(青柳賢治議員) この影響はもう少し、6月に入って結構深刻な数字になってくると思いますけれども、ぜひとも企業支援課のほうも商工会関係を通じて、ひとつ支援をしていただきたいというふうに思います。

次に移りますけれども、そうすると2割程度の減になっているということでございます。それで、私これ一番心配したのは、神奈川のほうでもお茶の葉があのような形になって、お茶も何だか、生茶のほうだけれども、今度は蒸して煎茶というのですか、荒茶というのですか、あれ。どこが基準になるかわからないような感じで、ここに書いていただいているように、暫定規制値を全部下回っているということでございます。それで、それにもかかわらず3月ではこういうのが影響があったということでございますけれども、その後この嵐山町のこういう農業生産物といいますか、調査のようなものというのは、引き続きやっていたいただいているものなのですか。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

簾藤環境農政課長。

○簾藤賢治環境農政課長 全体的な農作物についての調査というのは、していないのですけれども、先ほどもお話ししましたように、農産物の直売所の売り上げでお話をさせていただきましたけれども、4月、5月につきましては、前年対比でいきますと若干落ちているという報告があるのですけれども、それほどの落ち込みは今のところないというような内容のことは聞いております。

以上でございます。

○藤野幹男議長 青柳賢治議員。

○2番(青柳賢治議員) あと、県内の野菜の13回とか、原乳についての9回、それから水産物については1回というのがありますけれども、これは今後も数回やっていくというようなことで、県のほうからはどのような回答があるのですか。

○藤野幹男議長 簾藤環境農政課長。

○簾藤賢治環境農政課長 今後の予定というのは、特に示されておりません。

ただ、引き続きやっていくということは、確かだと思っております。

以上です。

○藤野幹男議長 青柳賢治議員。

○2番(青柳賢治議員) ほんとに私たちの住む埼玉でもこんなことございまして、非常に福島やあちらの皆さんのご苦勞を思いますと心が痛みますけれども、なるべく地元の野菜をいただいて、地産地消に一人でも努めていただくことがよろしいことではないかと思しますので、引き続き安全性を確認してお願いしたいと思えます。

1番目の⑤です。こちらは、そうすると町のホームページなんかにも載っていましたが、提供していただいているあるいはアパートとかについては、全くのご厚意ということで、町とかそれから県のほう、それから国からの

交付金というようなものは、全くないというふうな形によろしいですか。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長 国等からの交付金等はございません。

ただ、町のほうではその無償提供していただいているアパートの方につきましては、その分の固定資産税の免除をさせていただいております。

○藤野幹男議長 青柳賢治議員。

○2番(青柳賢治議員) それで、ここに今 71 名の方がいらっしゃいます。それで、この方をすべて区長さんが把握しているということで理解しますが、これから長くなるかどうかはちょっとわかりませんが、被災者の皆さんのご都合もありますけれども、できるだけ地域の中にいろいろな、これからこちらこちらの自粛自粛ではないところで、お祭りなどもあります、そういうところにもぜひとも、支援課からでも結構ですし、町の区長さんもいらっしゃると思いますが、ぜひとも声をかけていただいて、とにかく同じ大変な思いをされておられるわけなので、何とか地域でもそうですし町もそうですが、こういった皆さんに少しでも元気になっていただけるようお願いしたいというように思います。それで結構です。

それから、6番目になりますけれども、こちらはそうすると、ここにも書いてありますけれども、小学生が5名です。それで中学生が3名ということでございます。一番やっぱり心配なのは、心のケアというのでしょうか、こういう点

がやはり我々はもう素人でなかなかわからないところがありますけれども、  
ここは教育長どうでしょうか、子供たちも3カ月ぐらいになってくるわけですか、  
嵐山に来て。その辺のところは十分に行われているものでしょうか。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

加藤教育長。

○加藤信幸教育長 先ほど課長のほうから答弁がありましたけれども、最初  
は、実は幼稚園にも4名、嵐山幼稚園ですけれども。子供の発達年齢で、小  
さい1年生とかそういう子については、やっぱり戸惑いがあったり、いろい  
ろな大きな音に当初は敏感になっていたというのがありました。しかしながら、  
すぐなれてきたというか、子供同士のことですから、非常に学校生活になれ  
てきて、全員がほとんど欠席ゼロなのです。休んだ子でも1日という程度で。  
この前も、各小学校の運動会を回ってきましたけれども、本当に元気にやっ  
ていました。

心のケアという面では、教育相談の専門の先生がいますけれども、何より  
も小中学校では担任の先生との人間関係、それからそのクラスの児童生徒  
との人間関係、これを大切にしようということを3月の校長会で、そういう  
指示をいたしました。人間関係ですと。

それから、2点目の私のほうからの指示は、余り地震等のことについて  
話題に意識的にしないようにというようなこと、それも一つの心のケアです。  
その他何点かございましたけれども、これらについては全教職員が共通理

解で対応しておりますので。校長さんからも、4月以降もみんな元気ですよということで、引き続き心のケアは十分、保護者との連携をとりながら図っていくということで、現在のところは大丈夫だと自分は感じております。

○藤野幹男議長 青柳賢治議員。

○2番(青柳賢治議員) 今の教育長のお答えで安心しますけれども、なかなかほかの子供たちが、嵐山町の子供たちができない環境を味わっているわけございまして、今後の中では非常に心の中にいろんな影響を与えることになる、試練で学校に行くことだと思います。できる限り、嵐山町の子供たちと一緒に扱っていただくことはもちろんでございますが、成長のためにひとつお願いしたいと思います。

では、次に移ります。大項目の2なのですが、こちらのほうは夏期の電力需要対策ということでございます。政府のほうも、家庭を含めそれぞれ企業にも15%という節電を課してきております。このような状況ですから当然でありますけれども、夏の電力需要時の省エネに町として、私思いましたのは、B&Gのプールの長期間に及ぶ稼働、それから各学校のプールの有効利用と申しますか、そのようなものが暑さしのぎで、ピークになる時間が1時から3時というふうに電力需要で言われております。このピークさえ今乗り切れれば電力需要は対応していけるわけございまして、町の考えをお聞きしたいと思います。

○藤野幹男議長 それでは、順次答弁を求めます。



初めに、前段のB&Gのプールについて、大塚文化スポーツ課長。

○大塚 晃文化スポーツ課長 それでは、大項目2の夏期の電力需要対策で電力需要時の省エネとしてB&Gのプールの長期間の稼働について町の考えはについてお答えいたします。

ここ3年間のB&G海洋センタープールの開設期間は、平成20年が7月18日から8月31日まで、平成21年が7月の17日から8月の31日まで、平成22年が7月の16日から8月の31日まででございます。今年度につきましては、7月の15日から8月の31日までを予定しております。過去の利用実績を見てみましても、小中学校の夏休み前、それから夏休みの後は、利用者が少なくなる状況でありました。このような状況もありますので、議員さん質問の長期間の稼働については考えておりません。

しかしながら、開設期間内に多くの町民の方にご利用いただくことにより、家庭での消費電力の抑制の効果はあると考えられますので、多くの町民の方に利用していただくよう広報、周知に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○藤野幹男議長 次に、後段の学校プールについて、内田こども課長。

○内田 勝教育委員会こども課長 それでは、質問項目2の夏期の電力需要対策の中で、各学校のプールの有効利用について町の考えはにつきましてお答えいたします。

プールの利用について、小学校につきましては各小学校6月上旬から中

旬にプール開きを行い、8月の第1週まで約 30 日間、授業をする予定です。  
中学校においては6月下旬にプール開きをして、1学期終了まで利用する  
予定です。

各学校のプールの有効利用とは、学校で利用していない時間帯に一般町  
民に開放ということかと思いますが、一般に開放となりますと衛生面や管理  
面等でいろいろな課題があります。衛生面では、学校の場合、入泳する児  
童生徒の健康管理が適切に行われているほか、水泳前に足洗いやシャワ  
ー等により体を十分に洗い清潔にしてから入場するよう習慣づけています。  
不特定多数の人が利用する場合、使用の仕方が徹底できない。また、日常  
管理では水泳プールの水質、施設設備及び入場者の管理などがあります。  
特に、水質管理では、残留塩素についてはプールの使用前及び使用中1時  
間に1回以上測定することになっております。また、安全管理では、事故発  
生時の対応など、だれが管理するのかなどの問題があります。

以上のことから、町民の方でプールを利用されたい方は、B&Gのプール  
を利用していただければと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○藤野幹男議長 青柳賢治議員。

○2番(青柳賢治議員) そうすると、B&Gの利用、これは私もこの電力需  
要をどうしたらいいのだろうと思ったときに、やはり先ほども出ましたけれど  
も、図書館やそれからB&Gのプールここに、一番電力を需要する時間帯に、

行ける方はですけども、自転車でもなんでも、町の皆さんで、暑い暑いとただうちの中でクーラーを使っているのではなくて、そちらに行って、少しでも涼しさをとって書かせていただきました。

過去の利用実績ということもよくわかりましたので、このところは理解いたしますけれども、できる限り、これ時間は何時から何時まででしたか。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

大塚文化スポーツ課長。

○大塚 晃文化スポーツ課長 プールのオープンしている時間なんですけれども、朝9時半から午後7時までです。月曜日は休館になります。

以上です。

○藤野幹男議長 青柳賢治議員。

○2番(青柳賢治議員) そうですね。私なんか、できれば本当は夕方の7時とかまでやらなくても、さっきも出ましたように、本当に昼の時間だけでも有効に利用してくださいというような年もあってもいいのかなというように思いますので、これは実際今度、今年の7月15日からあけたときに、どの程度の方が行くかというような状況もまた見ていただいて、広報等も含めて周知してやっていただければと思います。よろしくお願いします。

それと、最後のプールのほうは、この回答をいただいているとおりでと思います。ただ、私このプールに触れたのは、嵐山町の場合は、とにかく今年の夏は今までの夏と違いますよと。家庭でも15%節電しなくてはならないとい

うようなことを学校の現場からも各家庭に言っていただくという意味からも、プールは当然衛生面のこともありますし、当然これはそのとおりだと思います。ただ、プール等だけではなくて、この際、やっぱり嵐山町も豊かな自然の中に飛び出してもらって、森もあります。それから、川もありますよ。そういうところに、やはり自然の温度が普通のところとどのくらい違うかとか、そういうことにも触れてもらう機会にさせていただけると思いますので、とにかくお父さんやお母さんと森に出たり、小千代山もあります。それからオオムラサキの森もあります。そんなような形で、自然の森の中での温度というのはどのくらいあるかということです。今年は知ってみようよというようなことで、やっていただけるようであればありがたいなということで、提案させていただきます。

以上で終わります。

○藤野幹男議長 どうもご苦労さまでした。

---

◇ 柳 勝次 議員

○藤野幹男議長 続いて、本日4番目の一般質問は、受付番号4番、議席番号6番、柳勝次議員。

初めに、質問事項1のNWEC施設使用料の助成金についてからどうぞ。

〔6番 柳 勝次議員一般質問席登壇〕

○6番(柳 勝次議員) 6番議員、柳勝次。議長の許可を得ましたので、通

告書に従って順次質問させていただきます。

まず、大項目の1点目ですが、国立女性教育会館施設利用料の助成金についての質問です。嵐山町には、近隣市町村と比較して、唯一ないのが芸術鑑賞や講演、発表会等を行う施設がないことです。そのために、町は町内にあるNWECの施設利用を推奨しております。しかし、一昨年の政府の事業見直しによる影響もあってか、本年3月より利用料金が次のように大幅に値上がりしました。

例えば町としてよく使われる講堂ですが、終日利用の場合は、今まで1万8,900円だったものが4万3,000円に、2万4,100円も値上がりしています。そして、発表会などによく控室として使う研修室が、終日利用の場合、今までが4,400円だったところが8,300円に、3,900円の値上がりになっております。このように講堂の場合2.3倍という大幅な値上がりになり、利用者にとっては大変な負担になります。

そこで質問しますが、まず第1点目ですが、この値上げ分を町で助成することができないかお聞きいたします。

続いて、2点目ですが、本町には前述のごとく多目的に利用するいわゆる町民ホールがありません。私は、過去平成12年、15年の2回にわたって当問題に対し質問してきました。当時は、町村合併の時期でもありましたが、本町の文化向上のためにも前向きに取り組むとの答弁でした。当時と地方行政は環境が大きく変化していますが、将来に向けて町民ホール建設をど

のように考えているかお尋ねいたします。

以上、2点にわたってお聞きいたします。

○藤野幹男議長 それでは、答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 それでは、柳議員さんの質問にお答えをさせていただきます。

質問項目1の小項目1のほうからお答えをさせていただきます。事業仕分けの結果により、NWECの講堂使用料2万4,100円、研修室使用料3,900円それぞれ引き上げられました。町の事業にも影響があり、昨年度のヘルスアップクッキング教室では、急遽補正予算で対応してきたところでございます。

NWECは町内にある施設ですので、町民の方に廉価に使用していただけるのが一番いいわけでありますが、公平性、透明性の観点から、仮に補助することにしても、どういう団体なら補助するのか、後援ならいいのか、共催ならどうするのか等々いろいろ検討することが必要であると思います。

さらに、東日本大震災の影響により、地の財政も懸念されているところで、現状といたしましては、そのほかのサービスの均衡を考慮し、なかなか補助するのが難しいのではないかと考えております。

続きまして、質問項目1の小項目2、将来的にはということについてお答えさせていただきます。柳議員さんからは、平成12年の第4回定例会及び平

成 15 年第 4 回定例会にてご質問がありました。平成 12 年 4 月の定例会では、当時の故関根町長から、多目的ホールにおいては多くの財源が必要なため、財政的な見通しがなければできない。環境と福祉の施策を充実していきたいと答弁をしております。

平成 15 年第 4 回の定例会においては、当時合併協議会の設立がされ、新市建設計画において嵐山町にも多目的ホールなるものをつくるべきのご質問をいただきました。当時の故関根町長から「小さいものでもいいというようなことでもありましたので、新市建設計画の中で十分考える必要があるのではないか」との答弁をしております。

文化向上の一助といたしまして芸術鑑賞、講演、発表会等を行う施設との要望ですが、国立女性教育会館の講堂のように 602 人を収容する施設は、嵐山町にはありません。嵐山町の施設で比較的多く収容できる施設といたしまして北部交流センター多目的ホールが 300 人、花見台交流団地管理センター多目的ホールが 234 人、町民ホールが 200 人、ふれあい交流センター多目的室が 150 人、会議室 103 と 104 を合わせた場合が 150 人というものであります。

故関根町長の発言のとおり、一番の問題は財源であります。ときがわ町のアスパアたまがわは、304 席の大ホールがあります。ときがわ町に確認させていただきましたところ、平成 15 年に建設をされ、建築費だけで 13 億 8,000 万円かかっております。さらに、管理費として平成 23 年度当初予算

額で約 2,000 万円の一般財源がかかっております。

吉見町にあるフレサよしみは 582 席の大ホールがあります。平成 17 年に建設をされ、これも建築費だけで 20 億 6,000 万円かかったとのこと。さらに、管理費として約 6,800 万円の一般財源がかかっております。

この2施設を見ても、町民ホールの建設及び運営にかなりの費用がかかるものと考えられます。管理費のほかにも建物の減価償却に伴い、補修費などが必要になると考えられます。これらを捻出する費用が現在の嵐山町には、残念ながらありません。体育施設の拠点であるB&Gの体育館及びプールにつきましても、大規模な修繕が必要となってきております。今年度は、繰越明許費におきまして菅谷中学校体育館、七郷小学校体育館の改修工事を行います。また、菅谷小学校及び志賀小学校体育館の耐震を行う必要があります。これらをかんがみますと、現状では町民ホールの建設は考えにくい状況であります。

ふれあい交流センターはこのたびオープンしますので、小さいながらも有効的に活用していただき、町民の芸術、文化の向上を図っていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○藤野幹男議長 柳勝次議員。

○6番(柳 勝次議員) それでは再質問させていただきますけれども、まず補助金のほうですけれども、助成金のほうですけれども、言われるとおりの



ろいろな条件が違うので、確かに公正さあるいは公平性から見ると、なかなか補助金というのは、助成するのは難しいなというのは、言われるとおりだと思います。

ただ、ここに、昨年度のヘルスクッキングで補正予算を組んだというのは、どういうことなのか。女性を助成したのかどうかというのがあるのですけれども、この辺についてはどういうことなのでしょう。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

岩澤健康いきいき課長。

○岩澤浩子健康いきいき課長 お答えいたします。

ヘルスアップクッキングにつきましては、NWECの調理室をお借りして、これまで菅谷地区の教室を行ってございましたけれども、途中で値上げのほうがございます、その分が不足しますので、補正のほうをさせていただきました。

今年度も一応値上げをした金額で予算のほうを計上させていただいておりますけれども、この事業につきましては新しくできますふれあい交流センターが代替といいましょうか、利用できると思いますので、そのほうの活用を考えております。

以上です。

○藤野幹男議長 柳勝次議員。

○6番(柳 勝次議員) 助成したことは事実、そういうふうには値上げを助成し

たという事実があるのですから、この講堂に限っては、もちろん金額が違うのだと思うのですけれども、助成しないというのは、先ほどの答弁の考え方からすれば、公平性あるいは公正性から見れば、ちょっと不公平かなというふうにも感じます。

確かに個人に、よくあそこで音楽のリサイタルなんかやるのですけれども、そういう人にも助成するのはどうかなという考え方もあるのですけれども。あるいは、町外の人が何かやったときに、そういったときにも助成するという考えは、これもちょっと町の予算を使ってという考えもあるとは思っているのですけれども、やはりそういった何かイベントがあったときに、そこに行く人はほとんど町民の方だと思うのです。ですから、町民の方から見れば、やはりそういう何かイベントしてもらおう。1つには、考え方によれば、町の文化的な向上にもつながってくるというような、そういう見方をすれば、個人の発表あるいは町外の人に対しても不公平さはなくなってくるのではないかなと思うのですけれども、その辺についての考え方をお聞きいたします。

○藤野幹男議長 それでは、答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 お答えさせていただきます。

おっしゃるとおりでございます。原則的には助成というか、応援をしていくべきだというふうに基本的に考えています。というのは、嵐山町では、町の中に大きなホールがつかれないと。つかれないというのがありますが、町内に

大きなホールがあるという現実もありました。そして、それらを使っただきやすいようにしていこうではないかということで、NWECのほうとも話をしたりということで使わせていただいております。

そういう経過もありますので、それとまた将来的なことを考えた上で、当面、今年来年つくれる、将来的につくれるという状況でもないという答弁をさせていただいた状況でもございますので、あそここのところを使いやすい状況にしていくのが今嵐山町の使命だというふうに思っています。しかし、それでは、さればどうするといったときに、非常に難しい問題が出てきてしまいました。個人で、あるいはしかも入場料を取ってやっているところ、あるいは町で、あるいはほかの団体で無料で、あそここのところで嵐山町何とか何とかというようなことでやるとかいうようなこと、いろんなケースが考えられます。そして、それにも主催だとか共催だとか後援だとかいうようなことがあるわけですし、どここのところをどうやったらということもありますので、方向とすれば助成をしていくという方向で、その上でどうやったら公平性があって、どうやったら町民の人が使いやすい状況が生まれるか、ちょっと検討させていただきたいと思います。

○藤野幹男議長 柳勝次議員。

○6番(柳 勝次議員) 当初私も申し上げたとおり、確かに町とするとそういったものが欲しいとなると、NWECがあるではないかというような答弁を今までもいただいていたのです。町長の言われるように、いろんな条件が重な

りますから、ぜひその辺をよく精査し、あるいは整理して、ひとつ前向きに検討していただければと思います。それをお願いして、次の質問に移ります。

(2)のほうですけれども、私もこの質問をするに当たって、今新たな箱物をつくるという時代ではないよなというような、そういったことも十分承知しながら質問をしておるわけですが、やはり町民の方たちに、幾ら景気が悪い時代であっても、町民の方たちに聞くと、「そういうのが1つ欲しいよね、あるといいよね」というようなそんな答えが、8割ぐらいの方はそういう答えが返ってくるのです。私なんかもそういったところを利用したい一人なのですが、そうした関係者の方たちに聞きますと、必ず「ぜひ欲しいよ。柳さん、頼むよ」なんて言われるのですが、そうは言ってもという先ほどの答弁にもありますけれども、なかなか難しいのだと思うのです。

やはり答弁の中にもありましたけれども、あの女性会館ほど大きいものは、当然私も要らないと思っています。せめてアスパアぐらいの200人か300人ぐらい入れる程度のそういった多目的ホールが欲しいですねという、そういう答えが返ってくるのです。もちろん構想センターや今度のふれ交センターなんかも使えるではないかというお話ですが、やはりそういうところを使うべきイベントではないものが多いのです。例えばNWECと比較したときに、何か発表会等をやったときに、もう全然話にならないほど環境が違ってきてしまうわけですから、ぜひつくっていただきたいなという声が強いです。

そこで、町長に伺うのですけれども、もちろん2年や3年間というそういう短いスパンではなくて、もっと5年、10年、もちろん町長にも長く嵐山町のかじとりをやっていただきたいのですけれども、そういった5年や10年の長いスパンで考えたときに、あるいは経済がもっとよくなって、まちづくり交付金みたいないい補助金ができるときに、町民ホールの建設をどう考えているかお尋ねいたします。

○藤野幹男議長 それでは、答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 お答えさせていただきます。

ちょっと長いスパンで将来的にどうかというお話でございます。今年度スタートいたしました第5次の総合振興計画、その10年先の目標人口というのを1万8,100に設定をいたしました。そして、その1万8,100というのは、コーホート何とか何とかという計算方式でいくと、もっと少なくなるわけなのですが、ここ数年の動きを見た中で、修正をして1万8,100ぐらいではないかということで計画を立てた。しかし、スタートしてこのところまで来たわけなのですが、人口の減りぐあいというのは、このところ減っているのです。そんなような状況。だからというのではなくて、そういうこともありますと。そして、そういう中であって、特にいつも言っています心配なのが、生産年齢人口というのが減ってくるわけです。ですので、税収の上がりが、先が見づらくなる、ふやして見ることができなくなってくる状況の中で、先に行けば行くほどちょ

っと今の段階では厳しくなってくるかなという感じがするわけです。

しかし、今議員さんがおっしゃるように、女性会館もそうですし、それから北部の交流センターを使う皆さんもそうですし、会うと「嵐山に欲しいよな、周りはみんなあるのだからな」というような話がいつも出るわけです。そういうのは、本当にもろに聞いておりますので、町民の大きな声があるというのは、承知をしております。

そういう中で、将来的にどうかということですが、今言ったような厳しい状況下の中で、そうですねというのはなかなか言いづらい状況なのですが、今ある建物がいつまでもあるわけではないわけです。それで、答弁もさせていただきますが、北部の交流センターというのは300人の収容人員です。あそこの交流センターがいつまで使えるか、耐震をしなければいけない時期が来るのか、さればどうなのかということも、将来的に当然考えるときが来ると思うのです。そんなようなときには、やはり広い意味で考えていく必要があるというふうには思っています。

ときがわ町のアスパアたまがわが304席ですので、大体席数でいってそれを整備をすると、広さは大きくなるでしょうけれども、そんなような大体規模かなと。ですので、これから将来的なことで、はっきりここでどうこうとは言えませんが、改修をする時期というのは来るわけですので、そのときに、そのときの町民の皆様方がどれだけ優先順位を上げて考えるか、そのときの皆様方の判断にお任せをしたい。現状では、そういう厳しい状況下にあると

いうことで、お答えさせていただきたいと思います。

○藤野幹男議長 柳勝次議員。

○6番(柳 勝次議員) こんな状況の中でこういった質問をするのも何かないと、ちょっと私も遠慮しいしい質問したのですけれども、先ほど言ったように将来政局もかわって、あるいは景気がよくなったりしたらば、ぜひそういったことも考えていただくよう、私の生存中に実現すればいいなと、そんなことを希望して、次の質問に移りたいと思います。

続いて、大項目2点目ですが、自主財源についての提案です。東日本大震災は、日本の歴史上最悪の惨事となりましたが、その影響もあり経済成長は一向に回復傾向が見られません。その結果、午前中の答弁にもありましたが、本年は国も地方も税収の落ち込みは著しいものがあると予想されます。そうした中で、自主財源確保のために、下記について提案しますが、町の考え方をお聞きいたします。

まず1点目ですが、現在、広報による広告料もわずかではありますが財源となっていますが、今やインターネットが社会をも動かす時代です。そこで、ホームページを利用しての広告を募集し、その広告料を財源に充てられないか提案しますが、町の考え方をお聞きいたします。

続いて2点目ですが、市町村によっては庁舎内のホールに大きなパネルの宣伝広告が掲示してあります。調査してみますと、募集して半年、1年単位で広告料をいただいているとのことでした。本町での導入は考えられない

か、お聞きいたします。

続いて3点目ですが、広告料に関しては、私は過去2回やはり質問してきております。その中で、職員はセールスマンの感覚で広告料の協力要請を行ったらどうか。また、それが法的に可能かどうかをお尋ねしたことがありました。答弁では、現在職員のコストへの意識づくりの研修を行っているので、あわせて前向きに考えていく。また、法的には個人としての仕事ではないので、問題はないとの答弁でした。この件に関して、現状はどのようになっているか、また今後の取り組み方についてお尋ねいたします。

以上です。

○藤野幹男議長 それでは、答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 それでは、柳議員さんの質問項目2の小項目1からお答えをさせていただきたいと思います。

嵐山町の公式ホームページは、行政に関するページ、携帯電話からも利用可能なポータルサイト及び観光情報のページで構成をされております。ホームページ上の広告バナー広告につきましては、平成20年2月のリニューアルに伴いまして、現在アクセス数の多い観光情報のトップページに掲載枠を5カ所分用意をして募集を開始しました。現在3枠に広告を掲載いただいておりますが、7月からさらに1枠の掲載が決定しており、残る1枠も引き続き募集を行っているところでございます。



柳議員さんよりご提案をいただいたとおり、町としてもホームページを利用  
しての広告については、今後ますます需要が見込めるものと考えておりまし  
て、観光ページ以外の行政ページにも掲載枠を設けるほか、募集方法等に  
ついてはさらに検討してまいりたいと考えております。

続きまして、質問項目2の(2)、庁内の宣伝広告ということでございます。  
庁舎のエントランスホールにつきましては、掲示可能な一定のスペースがあ  
りますので、ご提案のとおり導入することは可能であろうと考えております。  
しかし、広告収入につきましては、現在町内を運行しております路線バスの  
民間企業の営業の方が、各企業を回り広告を募集をしておりますが、これ  
までの実績は1件という状況でございます。現在の経済状況等を考えた場  
合、実際に広告掲載をしていただくには難しい状況にあらうと思われま  
すが、今後検討してまいりたいと考えております。

続きまして、(3)です。セールスマンの感覚で広告料の協力要請をござ  
いますが、町では、先ほども回答いたしましたとおり、広報紙以外にもホ  
ムページに広告枠を設け、財源の確保を図っているところであります。広告  
料は平成20年に47万円、21年が31万、22年が25万の収入となっ  
ております。確かになかなか広報紙に多くの広告が掲載されているわけでは  
ありません。

以前柳議員さんから、もっと積極的に広告掲載をお願いする必要がある  
のではというご提言をいただいております。今回、暮らしの便利帳を作成す

るに当たり、いろんな企業の方々に個別にお願いをいたしました。広告をお願いするに当たっても、なかなか厳しいことを実感したところでございます。しかし、地道な取り組みが必要と考えられますので、職員が折を見て広告の紹介ができるよう、周知をしてまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○藤野幹男議長 柳勝次議員。

○6番(柳 勝次議員) それでは、順次再質問させていただきますけれども、まずバナー広告でやっているという答弁でしたけれども、実は私もゆうべ、どんなぐあいなのかなということでホームページを見させていただいたので、すけれども、見方が悪いのか、私が見たら2件ぐらいしか入っていないのです。しかも、それが何ていうのですか、もちろん広告料が入ればいいのですけれども、広告の内容はちょっと忘れたのですけれども、全国的なものでしたね、たしか。全国どこでも通用するような、そんな内容だったと思うのですけれども。そういうことも、先ほど言ったように広告料が入ればいいのですが、そうではなくて、今町長の答弁にもあるように非常に難しいとは思いますが、すけれども、町内あるいは近隣の市町村の中でそういう募集を載せるようなことが、見る人にとっても一番身近ですし、例えばあそこにあんなお店があったのだとか、あるいはこんな会社があったのだとか、そんなふうに町民の方たちが感じるのではないかなと思うし、またそういった載せた人に対しては、では行ってみようかという方も出てくると思うので、効果もあると思うので

すが、そういったような町内への募集はどのように、これからする、しようとしているのか、今までしたのかどうか、お尋ねいたします。

○藤野幹男議長 答弁求めます。

中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長 すみません。私のほうから、その点につきましてお答えをさせていただきたいと思います。

まず、バナー広告に関しましては、今お答えをさせていただきましたように、観光情報のページに5カ所設けてあります。ちょっと2カ所というお話がございましたが、今現在、ここであえて宣伝をする必要があるかどうかあれなのですが、載っておるところが電子ブック作成ソフトの会社、それから有料老人ホームのご案内のネットの会社、それからもう一つは、ワンランク上の、ちょっとすみません、暗くて字がちょっと見えませんが、3カ所のところが広告を掲載いたしております。

こちらにつきましては、今の柳議員さんのご提案は、近隣のところの市町村の例えばお店、そういったところについて広告をしたらどうかと。そして、そういったところを載せることが有効なのではないかというようなご質問だと思っておりますが、こちらにつきましては、特に近隣の市町村はだめとか、そういったことはございませんで、募集については全国、もちろん町内の業者さんに載せていただくのも、当然ありがたいことでございます。

ただ、観光情報というのは、特になぜここにバナー広告を載せるような枠

を設けたかと申しますと、これはどちらかといいますと、この観光情報のページというのは、桜の開花状況情報でありますとか、あるいはバーベキュー場の紹介、あるいは紅葉の見ごろの紹介、こういったものを掲載しております、どちらかといいますと町外の方が見ていただいて、嵐山町の情報をとっていただくというようなことを前提にある程度は想定したページでございますので、そういった点から、やはりここに広告を載せたいというところにつきましても、町外の企業が応募してくるというようなことになっているのではないかなというように考えております。

そういったことで、特にあえて町内であるとか、近隣を載せないというような制限はしてございませんので、載せていただければ大変ありがたいというふうに考えております。

○藤野幹男議長 柳勝次議員。

○6番(柳 勝次議員) ちなみに、このバナー広告の広告料では幾らぐらいいただいているのですか。

○藤野幹男議長 中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長 このバナー広告の広告料は掲載料につきましては、1カ月1枠について2,000円いただいております。6カ月につき1万円ということで、1,000円ほど一月分は割り引いているという形になっております。

以上でございます。

○藤野幹男議長 柳勝次議員。

○6番(柳 勝次議員) 先ほど観光のコーナーで、バナー広告が確かにありました。そのほかに観光案内ということで、たしか町の動画でかなりPRしている画面もあります。公共施設アイプラザだとか、あるいは女性会館とかありましたけれども、そういった中で、平成樓が入っていました。もちろん平成樓をPRすることによって、また町への観光客もふえるということで、悪いとは思わないのですが、少なくとも民間の宣伝になるわけです。民間の施設の宣伝ですから、そういったところからも広告料をいただいたらどうかなというふうに私思うのですけれども、どのように考えているかお聞きいたします。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長 この観光情報のページ、本来ですと嵐山町では先ほど申し上げましたように、嵐山町のホームページを見ていただきますと、行政に関するページ、そしてポータルサイトで施設等の利用も見ていただけるページ、そしてこの観光情報のページという3つで構成をされております。

本来ですと、例えば観光に関する情報のページというようなものが、例えば嵐山町の観光協会であるとか、商工会であるとか、観光地等のホームページ等見てみますと、独自でそういった観光情報のページをつくっているというようなところが多ございまして、その町のホームページを見ますと、そこへリンクしていくというような構成になっているところが多いのではないかと

なというふうに考えております。

ただ、嵐山町の場合は、まだそこまで観光協会等で独自のホームページを立ち上げているというようなことがございませんので、町の情報として観光情報も非常に問い合わせが多うございます。先ほど申し上げましたように、桜の開花状況はどうかとか、もみじの見ごろはいつごろかとか、そういった情報もかなり問い合わせが多いということで、ぜひ町のホームページの中でそういったサイトを設けまして、町外の方にもぜひ嵐山町を知っていただいて、来ていただくというのがこのページを立ち上げている理由でございます。

その中で、なぜ一定のお店だけが載っているのかと。確かに不思議な感じがいたしますが、実はこれには経過がございまして、この観光情報のページを立ち上げるときに、やはり町外の方から見ますと、その名所、観光地を見たいということと、それに関連した、例えば地の特産品を販売しているお店でありますとか、そういったものの紹介の内容も入っていたほうが非常に関心を持っていただけるということで、町ではこの商工会のほうにぜひこの観光ページ、特に観光マップの中に掲載されておるところなのですが、そこにお店をぜひ取材させていただいて、そして載せていただけないかということをお願いをいたしました。しかしながら、当初はちょっと手を挙げていただけるお店がなくて、むしろここに今現在載っている平成樓さんですとか、あるいは若松屋さんですとか、個人の業者名を挙げてしまいましたが、そういう

ところに頼み込んで、こちらから取材をさせていただいたということが今載っているということでございまして、その辺の経過から、広告料をいただくということについては、ちょっと考えられないという現状でございます。何とぞご理解いただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

○藤野幹男議長 柳勝次議員。

○6番(柳 勝次議員) そういう事情があったというのは私も知らなかったのですが、しかし結果的には宣伝になっていると思うのです。例えば平成樓がそれ以降お客さんがふえているかどうかわかりませんが、かなり全国的にPRができたのではないかなと思うのです。そういう意味で、ぜひとも、たとえわずかでもいいですから、宣伝したのだから広告料を協力していただけないかというような、そういう問い合わせをしてもいいと思うのですが、いかがでしょうか。

○藤野幹男議長 それでは、答弁を求めます。

中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長 お答えさせていただきます。

確かに議員さんおっしゃっているように、宣伝効果としてはあるのではないかと思います。今申し上げましたような事由でございまして、今これに載っているからこちらから広告料をとすることは、現状の中ではちょっと難しいのではないかというふうに考えております。

○藤野幹男議長 柳勝次議員。

○6番(柳 勝次議員) では、町長に伺いますけれども、そういったホームページを使ってPR、宣伝するということに対して、宣伝料というか、広告料をいただくことに対しての考え方というのをお聞かせいただければと思います。

○藤野幹男議長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 税源、財源の確保ということで、どこの自治体でも一番の問題でありまして、できることがあれば何でもというような状況が今の実情ではないかと思うのです。嵐山町でも今いろいろご提言をいただいているようなもので、少しでも財源の確保できるようなもの、これからもそのほかについても検討を重ねていって、財源確保を充実していきたいというふうに考えております。

○藤野幹男議長 柳勝次議員。

○6番(柳 勝次議員) ひとつ考え方を整理して、ぜひ自主財源につなげればと、そんなふうに希望して、次の質問に移ります。

エントランスホールのパネルの話ですけれども、私はどこかに視察に行ったときに、たしか市役所だと思ったのですけれども、

〔「鶴ヶ島」と言う人あり〕

○6番(柳 勝次議員) 鶴ヶ島ですか、非常に大きなパネルが4、5カ所してあったのです。念のために聞きましたら、先ほど言ったように広告料をいただいているということなのです。これだけの小さな町で募集して、そういう



のが入ってくるかどうか、これは先ほどからお話が出ているように、応募があるかどうかというのは非常に難しいのですけれども、近隣の市町村を含めた中で、ぜひともそんな試みをやってみたらいかがかなというふうに考えます。よく検討していただいて、このことに関しては答弁は結構です。

次に、次の質問に移りたいと思います。職員のセールス的感覚ですけれども、この答弁の中では、職員の方に対してどういうふうにアプローチするのかということがないように思えたのですけれども、当初申し上げたとおり、私が前に質問したときには、ぜひ職員の方にもコスト意識を持ってもらって、そういったことも検討していきたいというような答弁をいただいたのですけれども、再度その辺がどうなっているかお尋ねいたします。

○藤野幹男議長 答弁求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 ちょっと答弁足りない部分があったかもしれませんが、いろんな事業を展開していく中で、嵐山町の一番大きな要所、要所といいますか、の中に事業的な見方を取り入れていきたいと思いますという、最初からそういうふうなことを取り入れて、企業的な考え方を取り入れていきたいと思いますと言っております。それで、いろんな行政を展開する中で、経費を抑えていく。それには一番、企業でもそうですけれども、人件費を中心にして削減をする中で、しかも行政効率を下げない、そういう方向をとっていくということが、職員研修の中でもそうですし、職員の県外、町外での研修を行うときなんか

も、そういうようなところを目指して行っているところです。

そういうようなものというのが、仕事を進めていく中で職員の中にも浸透してきているのではないかなと、期待をしているところでございますが、そういう中でセールスマン的な意識といいますか、そういうような、いかに行政効率を安く、経費を削減をしてやっていけるかということ、これからも検討を続けていきたいなと。

それには、一番のあれは、人員適正化計画の名のもとで人員を削減する。そして各課の振り分けの人数も減らしてきている。そういう中で、行政が行う行政サービスというのは、ふえればといってなかなか減ってくるわけではありませんので、それをいかに効率的に生かしていくかという、基本にはそういったものを持たないとやっていけないことでございますので、職員にもさらにそういう意識が徹底するような指導を行っていきたいというふうに思っております。

○藤野幹男議長 柳勝次議員。

○6番(柳 勝次議員) 私は、今町の広報に広告料をいただく、広告を載せたらどうだというようなお話のときに、私も少し努力しなくてはということで、ある会社をお願いして、1件ではあるのですけれどもお願いして、載せたことのあるのですが、今お話があったように、職員の方は非常に大変な時期でもあります。少数精鋭というか、仕事量もふえておるわけなのですけれども、やはり今言ったようなことも仕事のうちだというふうに考えて、これは考

え方を持っていただきたいのですが。

これは難しく考えないで、例えば新しいお店ができた。そこへたまたま食事に行った、あるいは飲みに行ったとかそういったときに、「どう、うちの広報に載せてくれない」とか、そんな頼み方を、ふまじめにとられるかどうかわからないのですけれども、「今町も苦しいんで、ぜひ協力してくださいよ」というような、そういうこともできると思うのです。改めて各お店とか会社に回って「広告料をお願いします」というようなことではなくても、お得意で行ってるお店とか、あるいは新しく開店したお店ですとか、そういったところでも、そういうことを言うだけでも、結果的にだめでも、職員の考え方も違ってきますし、またそれが実現すればなおいのかなというふうにも思いますので、そういったことをあわせて検討していただいて、ぜひ職員の方にもお願いできればと思います。

続いて、次に。

○藤野幹男議長 一般質問の途中ですが、この際、暫時休憩いたします。

休 憩 午後 4時10分

---

再 開 午後 4時25分

○藤野幹男議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

柳勝次議員の一般質問を続行します。

それでは、質問事項3の道路行政についてからです。どうぞ。

○6番(柳 勝次議員) 私の質問の最後になりますけれども、大項目3点目です。道路行政に関する質問です。

昨年9月議会で私は都幾川、槻川の合流地点、二瀬橋の付近の道路舗装について質問しました。そのときも申し上げましたが、大雨による砂利の流出が激しく、大きな溝ができ、その破損はまことに著しいものがありました。自転車、歩行はもちろん自動車も通行が危険な状態になります。そのときの答弁では、河川導路なので県との協議が必要であり、予算づけも必要ですので、町としても早い時点で舗装を進めていきたいというような答弁でした。

しかし、ことしの予算書には、見方が悪いのか予算も見当たりません。これから梅雨の時期、大雨も予想されます。梅雨が明ければ、また利用者も一層ふえます。早急な実施が必要と思われませんが、進捗をお聞きいたします。

○藤野幹男議長 それでは、答弁を求めます。

田邊淑宏まちづくり整備課長。

○田邊淑宏まちづくり整備課長 それでは、質問項目3、都幾川、槻川の合流地点、二瀬橋の付近の道路舗装の進捗につきましてお答えいたします。

二瀬橋左岸側の河川管理用通路の舗装整備の件でございますが、橋の上流側の河川管理用通路につきましては、平成23年度の事業として早々に舗装整備を実施する考えでございましたが、今年度の事業といたしまして水

道管の布設がえ工事を予定しておりまして、この事業の中で舗装工事を行うという計画にいたしました。

なお、水道管の布設につきましては、河川管理者の許可が必要でございまして、現在県道整備事務所と協議しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○藤野幹男議長 柳勝次議員。

○6番(柳 勝次議員) ということは、予算づけされていると見てよろしいのでしょうか。

○藤野幹男議長 田邊淑宏まちづくり整備課長。

○田邊淑宏まちづくり整備課長 お答えさせていただきます。

水道管の布設がえの工事の中で、その舗装も見込んであるということでございます。

○藤野幹男議長 柳勝次議員。

○6番(柳 勝次議員) 県のほうへの要請というか問い合わせで、まだ回答がないというようなお話でしたと思うのですが、督促等はやっておられるのでしょうか。

○藤野幹男議長 田邊淑宏まちづくり整備課長。

○田邊淑宏まちづくり整備課長 お答えさせていただきます。

この件につきまして県道整備事務所と協議しておりまして、今回水道管の布設ということでございますので、今までは舗装ですので、表面的なことだっ

たわけなのですけれども、水道管が入るということは、埋設するわけでございますので、掘削して布設するということでございまして、その辺の協議を今やっているところでございます。

これにつきましては、現在図面等を提示してございまして、修正等ございまして、再度また協議するという事になってございます。

以上です。

○藤野幹男議長 柳勝次議員。

○6番(柳 勝次議員) 進んでいるようですけれども、大体完成の見通しというのがわかりましたら、お願いいたします。

○藤野幹男議長 田邊淑宏まちづくり整備課長。

○田邊淑宏まちづくり整備課長 お答えさせていただきます。

この事業につきましては、水道課のほうで事業は進めているわけでございますけれども、今年度の事業として工事を終わらせるということでございますので、今年度の事業の中でその舗装も同時にできるかなというふうに考えております。

以上です。

○藤野幹男議長 柳勝次議員。

○6番(柳 勝次議員) 今年度ということは、来年の3月までという話になりますよね。さっきも言ったように、あそこはもう何年もほったらかしたという経過があります。ひどいときに見ていただいたのでしょうかね。私は、昨年の

大雨のときに、秋のときに、秋というか夏だったかな、ちょっとひどいから見  
てほしいなんていう話もあったのですけれども、その前にもちょっと気がつい  
てはいたのですが、物すごいのですよ、あの溝は。あそこまで、町もほった  
らかしたというのは、大きな責任があるかなと思うし、去年の9月のときの質  
問でも言ったのですけれども、そういった後は必ず見てほしいのですよね、  
どういう状況かというのを。そこはチェック点に入っていますかというような質  
問をしたのですけれども、幾日も幾日もほったらかしだったのですよね。そ  
れで、私が質問したら、埋めてはくれたのですけれども。

ですから、あそこは本当に危険なのですよ。夏になると、さっき言ったよう  
に非常に利用者も多いですからね、ぜひ年度末なんて言っていないで、県  
のほうも役所仕事という感じがするので、どんどん督促して早急に実現を図  
っていただければと思いますが、どのように考えているかお聞きします。

○藤野幹男議長 それでは、答弁求めます。

田邊淑宏まちづくり整備課長。

○田邊淑宏まちづくり整備課長 お答えさせていただきます。

台風2号の水のときには、さほど傷んでいなかったのですよ。これは、今  
回ですね。それで、この間の日曜日の集中豪雨、そのときには結構流され  
てしまいました。それについては、あした工事のほうで施工するということで、  
少し表面をきれいにしようかというふうに考えています。

ですから、水道管の布設がえの工事を発注するまでの間につきましては、

集中豪雨だとか、そういうことがあったときには、現地のほうを見まして、荒れているようであれば、その都度補修していくというような考えでおります。

以上です。

○藤野幹男議長 柳勝次議員。

○6番(柳 勝次議員) 私なんかの素人で見ると、何であそこを、60メートルぐらいですかね、たかが60メートルぐらいで、途中で舗装がとまってしまって、そこだけやっていないというのは、全く不思議なものだなというふうに感じたのですけれども、お役所というのはそんなものかと思ったのですけれども、先ほども言ったように非常に危険な状態でもあるので、県のほうから言うてくるのを待っているのではなくて、こっちからも督促して、そして早い時点で実現するようお願いいたしまして、私の質問を終わります。

以上です。

○藤野幹男議長 どうもご苦労さまでした。

---

#### ◇ 清 水 正 之 議 員

○藤野幹男議長 続いて、本日最後の一般質問は、受付番号5番、議席番号10番、清水正之議員。

清水議員に申し上げますが、ご質問大項目1の小項目(1)、防災計画の見直し視点については、先ほど渋谷議員の一般質問において答弁をいただいております。また、大項目1の小項目(8)、避難住民への対応についての



(イ)、町の現状と対応については、先ほど青柳議員の一般質問において答弁をいただいておりますので、ここでの第1回目の質問、答弁は省かせていただきます。答弁書をお渡しいたしますので、ご了承願います。

それでは、質問事項1の震災対策についてからです。どうぞ。

〔10番 清水正之議員一般質問席登壇〕

○10番(清水正之議員) 日本共産党の清水正之です。一般質問を行います。3月11日の大震災は、地震それから津波、原発という三重苦の中で今大変な事態を迎えています。私は、この経験を嵐山町の中にしっかり生かして、住民の安心、安全を守っていくということが、とりわけ必要かなというふうに思っています。

そこで、今回震災対策について8項目についてお伺いをしたいというふうに思います。議長の方からも話がありましたように、防災計画について再質問からさせていただきます。

2つ目の建築物耐震改修促進計画の策定ですけれども、実はこれはもう既に計画が策定してあるかもしれません。国土交通省のほうからの通達も来ていると思います。町は、策定する義務づけがされているのかなというふうにも思っています。そこで、策定をしてあるとすれば、どういう内容で策定してあるのかお伺いをしておきたいというふうに思います。

3点目は、耐震診断の補助対象の拡大の問題です。町は耐震診断については、診断と補強工事ということで、要綱ができています。ただし、56年の6

月以前の建物ということで、この対象を拡大する必要があるのではないかと  
いうふうにも考えています。その拡大の考え方をお聞きしておきたいとい  
うふうに思います。

4点目は、住宅リフォームの問題です。さきの議会の中で、住宅リフォーム  
については今年度策定をするという答弁が出されています。策定期間がい  
つになるのか、まずお聞きをしておきたいというふうに思います。

5点目は、自治消防団と地域防災組織の連携についての問題です。実は、  
先月だったと思いますが、1年の決算報告がありました。そのときに、青柳さ  
んと一緒に出ていましたから、青柳さんのほうもご承知なのですが、消防後  
援会の人たちからこんな話があったのです。例えば消火栓の使い方の問題、  
それからホースのつなぎ方だとか、そういったものをぜひ教えてほしいとい  
う話がありました。ちょうど1の2の中から副団長が出ていますので、副団長  
は地区の防災組織ができているので、その人たちの要請が、そういう形の  
要請があれば、積極的にやっていけるといいますという話をしてくれました。  
そういう点では、地区の防災組織との関連で、消防団との関係、これをどう  
図っていくのか。また、そういう組織の活用をどう町は図っていくのか、お聞  
きをしておきたいというふうに思います。

それから、節電対策については、住民の協力要請についてぜひお聞きを  
しておきたいというふうに思います。今、夏場の停電も含めて、新聞報道で  
は行政の対応が随分出ていますけれども、同時に住民の人たちへの対応

も図っていく必要もあるかなというふうに思いますので、住民の協力要請についてお聞きをしておきたいというふうに思います。

それから、飲料水の確保です。東京では、乳児に対する飲料水の問題が大きな問題になりました。嵐山町では、とりあえず遮断弁ができていてということで、飲料水の確保そのものは十分なのだと思いますけれども、まず町の現状についてお聞きをしておきたいと思います。

それから、同時に飲料水用の防火水槽の設置、東松山と吉見、川島で  
すか、既にこの防火用水ができていてというふうにもお聞きしました。そういう点では、費用的にはかなり高い金額になるとは思いますが、この飲料水用の防火水槽を実際には設置をしていく考えがあるかどうか、あわせてお聞きをしておきたいというふうに思います。

それから、避難住民の対応ですけれども、とりわけ、先ほども答弁の中でありましたけれども、実は私たち共産党は、この間、災害ボランティアという形で現地にボランティアを集めて送りました。これから8月まで、毎月行って  
いこうというふうになっています。そのときのレポートをいただいたのですが、一番欲しいものというのは何ですかという話の中で、とりあえずお金がほしいという話なのです。お金がないわけではないのだけれども、将来的に考えて  
いったらそれほど使える、お金を使ってしまうというのは非常に不安だとい  
うふうなお話も聞きました。

そういう面では、嵐山町の中に来ていて、どう収入を得ていくかという問題

についていえば、非常に不安な部分もあるのだと思うのです。先ほど課長の方から、避難住民といういい方がいいのかどうかわかりませんが、こちらに家族ぐるみで来ている人たちもいる。この人たちがどう生活していくかという面では、まず仕事をどう確保してもらうかというのが、嵐山町で生活していく上では非常に大切な位置を占めるのではないかなというふうに思っています。あわせて、税の減免については先ほどお話がありましたけれども、その辺も含めてお伺いをしておきたいというふうに思います。

○藤野幹男議長 それでは、順次答弁を求めます。

初めに、質問事項1の小項目(2)から(7)について、岩澤町長。

○岩澤 勝町長 それでは、順次お答えさせていただきます。

質問項目1の(2)でございますが、建築物耐震改修促進計画は、町内の建築物の耐震診断とその結果に基づく耐震改修を促進することにより、既存の建築物の耐震性能の向上を図り、今度予想される地震災害に対しまして住民の生命、財産を守ることを目的といたしまして、平成23年3月に策定をいたしました。計画では平成27年度末に一戸建て住宅、共同住宅の耐震化率を90%とすることを目標といたしました。そのために建てかえなどの自然更新に加え、耐震診断や耐震改修の補助金制度の活用など、各種の耐震化施策を活用して、今後5年間に1,920戸の耐震化を推進いたします。また、町有建築物の耐震化率を100%とし、今後5戸の耐震化を進めますとなっています。

質問項目の1の(3)に移ります。建築物耐震改修促進計画では、第1章で対象とする建築物は建築基準法(昭和25年法律第201号)における新耐震基準、56年4月1日施行前に工事施工された住宅及び耐震改修促進法第6条の規定を受ける特定建築物といたしますとなっており、現段階では建築物耐震改修促進計画に沿って実施をしていきたいと考えております。今後、計画の見直しの時期については検討したいと考えております。

質問項目1の(4)ですが、住宅リフォーム制度につきましては、現在要綱を策定中でございます。できれば、本年10月を予定しております。

続きまして質問項目1の(5)番に移ります。嵐山町では、定員93名、5部で組織をされた嵐山町消防団が設置をされております。また、自主防災組織は、地域のご理解と協力により、平成20年6月に北部地域において七郷防災会が設立し、その後平成22年4月にほかの地域においても防災会が設立をされ、12の防災会で100%の設置率となっております。

この中で、七郷防災会では、平成21年、22年度に防災会独自に防災訓練を実施されましたが、この訓練において嵐山消防団、嵐山分署の消防機関と連携をして実施しております。

災害時に各防災会が有効に機能していただくためには、機会をとらえて訓練、研修に参加をしていただき、出火の防止及び初期消火に関する知識の習得と消防団や消防機関との役割分担に基づく連携強化を図ることが重要であると考えます。町といたしましては、自主防災組織の訓練の要望には、

町はもちろん消防団や嵐山分署などの消防機関に対しましてもご協力いただけるよう、最善の努力をしてみたいと考えております。

続きまして、1の(6)でございます。1の(6)の口のほうでしょうか、住民への協力要請についてお答えをさせていただきます。町民の皆様の協力要請につきましては、広報紙、ホームページなどにより、節電を呼びかけたいと考えております。また、このことにつきましては、ご案内のとおり町村だけの問題ではなく、東京電力から電力の供給を受けているすべての市町村の問題ですので、要請方法などについて東京電力の担当者と相談をし、有効な手段があればそれをできるだけ実施をしていきたいと考えております。

1の(7)、(イ)に移ります。現在町には3カ所の配水施設があり、そのうち第2、第3配水場の2カ所に緊急遮断弁を設置しており、災害時には緊急遮断弁が作動し、配水場のタンク内の飲料水につきまして4,700立米が確保されております。

次に、(7)、(ロ)、飲料水の確保について、それから飲料用の防火水槽の設置につきましてお答えさせていただきます。

現在町内には飲料水に利用できる防火水槽は設置をされておられません。また、緊急飲料用貯水槽設置につきましては、仮にダクタイル鉄管製で埋設型貯水槽を設置をする場合の概算の費用ですけれども、50立米相当の製品で6,800万円、それから100立米の大きいほうで8,600万円と高額となるため、設置につきましては慎重に検討せざるを得ない状況となっております。

ります。

以上、答弁とさせていただきます。

○藤野幹男議長 それから、(6)の(イ)は、清水議員、答えてもらったほうがいいですね。

答弁者に申し上げますが、(6)の(イ)、町の節電対策の現状と今後の対策ということ、これはわかる範囲で答弁お願いします。

○岩澤 勝町長 町の節電対策の現状と今後の対策についてお答えをさせていただきます。

東日本大震災以降、供給電力が低下している現状を考慮いたしまして、計画停電後も引き続きクールビズの前倒し実施、照明の間引き、エレベーターの休止などの節電対策に努めております。今後につきましては、遮光遮熱対策として庁舎南側にフェンスを設置し、つる植物によるグリーンカーテンの実施、庁舎1階吹き抜け部分及び3階上下水道前にすだれ、よしずの設置などを予定しております。

消費電力の削減といたしまして、町民ホールのハロゲンランプ等をLED電球に交換をし、冷房運転時間の短縮、扇風機の活用などを予定しております。空調の設定温度につきましては、1度上げるごとに5%の消費電力削減効果が見込まれておりますが、産業医からの助言があり、28度を超える場合には注意をするようにというような指導をいただいておりますので、状況を見ながら対応してまいります。なお、着実かつ継続的に電力使用の抑

制ができるよう現在節電計画を策定しております。

以上、1の(6)の(イ)の答弁とさせていただきます。

○藤野幹男議長 ありがとうございます。

次に、小項目(8)の(ロ)について、中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長 それでは、(8)の(ロ)につきましてお答えをさせていただきます。

ちょっと重複になると思うのですが、避難者への情報提供ということで、ハローワークからの雇用情報、または税に関する相談や無料法律相談等、避難者の方への情報提供があったものをできる限り伝えられるよう対応しております。

また、避難者世帯につきましては、先ほども申し上げましたように、上下水道料金の免除、申請により町立幼稚園の保育料、通園バス使用料の減免、学用品費や学校給食費の援助、なごみ利用料の免除を行っております。

以上でございます。

---

### ◎会議時間の延長

○藤野幹男議長 一般質問の途中ですが、本日の会議時間は議事の都合によりあらかじめ、これを延長します。

---



○藤野幹男議長 どうぞ。清水正之議員。

○10番(清水正之議員) いろいろですみませんでした。

1つは防災計画の関係なのですが、町長は先ほどの質問で、本年度見直すことにするという話をされました。知事の2日の記者会見の中では、こういうふうに言っているのですけれども、今年度実際にできるのかどうか、まずそれを先に確認をしておきたいというふうに思うのですが、県の防災計画では、先ほども質問あったように、検討する分野として1つは帰宅困難者対策、2つ目に備蓄物資の見直し、3つ目に放射能汚染対策、4つ目に避難所の設置、運営、5つ目に災害対策本部の体制の見直しという5つの分野に分けて見直しを図っていくという話でした。では、これを県がいつ見直しを実施するのかと、いつやるのかという中で、今月から各分野で必要な対策を話し合い、来年2月に改正する地域防災計画に反映させていくというお話です。

ということは、この5つの分野を県が検討して、その県の防災計画の中に2月に反映していくということになると、それがおりてくるのが早くて2月末から3月にかけて、そういう中で町は来年度実施ということは果たして可能なのでしょうか。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 現在の防災計画と今度見直しをされるものというのがどういふのかははっきりしないわけですが、今おっしゃるように5つ、6つあるわけで

す。それで、それでその中で嵐山町にどういうところが影響するのか。今までの一番高い数字を見ていくと、そんな地震の中では大きなあれというのは起きないのではないかと思うですね。ですから、今回の中の津波の関係、それから先ほども話しましたように、本部の関係、県ですから、本部に関係というのは全然今、それこそ想定はしていなかったと思うのです。1つあれば、埼玉県内全部どうにかいくのではないかということだったわけですが、今回の様子を見てみると嵐山町はどこ、何はどこというように別々に設定しないといけないのかとかということだとか、新しいことが出てきて、そういうものというのは、嵐山町の防災計画のほうには、余りこう、言われてくればそういうのに対応するわけですがけれども、こっちで見直していくというものは少ないのではないかなというふうに考えるのですけれども、そう考えると、そちらができるとそんなに間を置かずにできるのではないかなというふうに考えています。

○藤野幹男議長 清水正之議員。

○10番(清水正之議員) そうしますと、県の防災計画の中での嵐山町に当てはまる部分というのは、それほど多くないから今年度中にできるという認識ですね。

○藤野幹男議長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 いつできるというのはちょっとここで名言できないのですけれども、例えば2月というふうに県が言っていますけれども、2月のいつおり

てくるのかわかりませんし、ですから3月いっぱいにはできるとかいうことは、ちょっとここでははっきり言えないのですが、そんなに間を置かないで、大きく変えないで済むのではないかなというふうな感じもしておりますが、これもこの記者会見の状況と新聞報道だけですから、詳しいことはわかりませんが、推測でそんな感じがしているわけでございます。

○藤野幹男議長 清水正之議員。

○10番(清水正之議員) 私は、県の防災計画の中での嵐山町に適用する部分が、もっと出てくるのではないかというふうに思っています。その1つは、前にも話がありましたように、帰宅困難者の対策です。これは、私の近くの人たちも電車がストップしてしまっただけで帰ってこられなくなってしまったという人もいました。それから、2時間、3時間かけて帰ってきたという人もいます。そういう点では、帰ってくるかどうかということではなくて、親や生活の中心者の人たちが帰ってこられなかった家庭についてどう対応するかというのを町はとらなくてはならないと思うのです。

そういう面では、学校の中では生徒はどうか、幼稚園の子供たちはどうか。特に、保育園の人たちはどうか。それから学童に通っている人たち、それから重度障害者の家庭、寝たきり者の家庭、それから老人のいる家庭、そういう人たちの対応を町はどう考えていくのかというのは、この防災計画の中で町が考えていかなければならない問題ではないかなということが1つです。

同時に、もしそういう状況出てくるのであれば、出てきたときの食料、足りないものはどうするのか。県の中でも、この備蓄物資の見直しをどう図っていくかというのが出てきています。では、嵐山町の今の備蓄の中で対応ができるのかどうか、そういうもし炊き出しをするということになれば、そういうボランティアの人たちをどう集めていくか。その部分だって検討しなければならないというふうに思うのです。

もう一つ、放射能汚染の問題についていえば、私は早急にやらなくてはならないのは、教育長、学校給食の中での食材がどうなっているか。これはもうあしたからでも影響が出てくるとすれば、学校給食の食材が本当安全なものなのかどうか。この部分だってどうはかっていくかという問題が出てくるのだと思います。学校の中での放射能の問題については今まで触れてありますから、私の方からは特に触れませんが、学校給食の中の、嵐山町の食材も出していますけれども、いきいき出荷組合からの食材が出ていますけれども、圧倒的多くは町外からの食材になっているわけですね。そういう食材については本当に安全なのかどうか、これはもう早急に調べていく必要があるのではないかなというふうに思うのです。

だから、そういう面では、私は、町長が言われるように余り影響がないのではないかということではなくて、もっと細かいそういう検証をしていく部分が出てくるのではないかなというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 細かく検証する部分というのは出てくると思いますし、今の状況からそれを超えたものというのは当然出てくると思うのですね、今想定をされた、計画を超えたものというのは出てくると思うのです。ですので、県の計画を見て策定をする。基本的にはそういうことでございます。

それと、先ほど余り間を置かずにできると、何か聞きようによっては今年度2月に出てくれば3月できるような感じにお受けになったかもしれませんが、前回の質問のときに答弁させていただいたように、今年度計画をした予算は一たんおろささせていただき、そして県の計画を見て新年度に嵐山町の計画をつくるというふうに答えさせていただきました。そういう形で進めていったというふうに思っております。

そして今、子供の対応ですとか、それから食料はどのようなのですかとか、それから放射能対策に対してどうだとかというようなことでございますが、子供関係については今の中でも計画されているものもありますので、教育委員会のほうで答弁させていただきます。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

加藤教育長。

○加藤信幸教育長 清水議員さんお話のとおりなのが、今度の大地震で学校教育、教育行政にどんと来たのですよ。全く視線を変えていかなければいけないということで、実は学校で今清水さんお話の以外のことも含めて、

校長会を2度開いて今協議しているのですけれども、いわゆる想定外を想定した対応をするようにそれぞれ考えようではないかと。今まで常識的に想定外なものが想定できるような緊急時の対応マニュアルを学校でつくろうということで、そっちのほうは進んでおります。

今、目に見えない恐怖としての放射能については、先ほど申し上げたように県が行う。それから、プールについては町独自できのう指示をして、検査をしております。

問題は給食の物資のことですね。先ほども答弁の中でも嵐山の地場産については問題はないということでありましたけれども、地場産については問題なくても、ほかのものについては全国各地からのものもあるかもしれません。そういう問題を一切整理して、このところで給食の献立を見て、各地の放射性物質のデータが出てきますから、それをよく確認して、何よりも安全だということで。また、米等については、地場産の物を使っていますし、それからその他の給食物資についても埼玉県学校給食会というのがありますので、そこを通していきますので、そのほうにも要請をしていきたいと思っております。

いずれにしても、お話のとおり給食の物資だけではなくて、すべてにかかわって想定外を想定するような対応というものに心がけていきたいと。それも緊急速やかにということで対応させていただきます。

○藤野幹男議長 清水正之議員。

○10番(清水正之議員) そうすると、もう一回確認をさせていただきますけれ

ども、防災計画の策定については、策定そのものは来年度になるということなんでしょうか。それともことし、今年度中に策定をするということなんでしょうか。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 お答えさせていただいたように、今年度の予算はおろかせていただきますので、来年度計画をつくらせていただきたいということでございます。

○藤野幹男議長 清水正之議員。

○10番(清水正之議員) そうしますと、学校給食の関係は了解をいたしました。

帰宅困難者の対応については、当面どうしていくかというものを町の指針として持つておかななくてはならないというふうに思うのです。先ほど、こういう子供たちや住民の人たちの問題が出てくるよというお話をしましたけれども、その辺の対応については、防災計画ができるまでは、町はどのような対応をしていくのでしょうか。

○藤野幹男議長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 帰宅困難者については、今回の大災害が起きるまでは、何だかんだ何か起きたら早くうちに帰らなくてはいけないのだというような感じがあったと思うのですけれども、いや、そうばかりは言えないよ。うちに帰

るのが一番危ないのだというようなことにもなっているわけです。ですので、この県の計画の変更の中にもそれがあるように、そういうところが変わってくると思います。これは国も変えるでしょうし、県も変えてくるでしょうし、考え方自体がどういうふうになるのか、大きく変わるのだと思うのです。それらに町でも対応していかなければいけない。それまでは、今マスコミで報じられているような個々の判断でやっていただくということになるかなと。ただ、町、学校現場等ではどういうふうにしたらいいのか、マニュアルは当然つくっていく、決めていくと思いますけれども、当面は一般の人たちに対しては、会社でどういう考え方をとっていくのか、あるいはその沿線の中ではどういう対応をとっていくのかというようなことが、いろんなのが出てくると思いますので、嵐山町だけこうするといっても、それが通るか通らないかということもありますので、これも広く検討していかなければいけないというふうに思っています。

○藤野幹男議長 清水正之議員。

○10番(清水正之議員) 個々の対応と言われましても、個々で対応できない部分というのはその中にはあるのだと思うのです。例えば学童保育の子供たち、学童保育の子供たちは、結局早く自宅に帰れないから学童で預かっている。保育園も同じですよ、保育園の子供たち。親が働いているから保育園に預けていく、個々では対応できない部分は、そういう人たちの中には出てくるわけです。そこは町が対応していかなければいけないのではな



いですか。個々でどんなに努力しても、個人個人では対応できない部分だつてあるわけですよ。その部分については、個人でやりなさいといっても対応できない部分を町は対応しなければならないと思うのです。その部分は、きちっと防災計画の中に反映させてもらうことと同時に、防災計画ができるまでの間は、どう町は考えていくのかという問題を、その指針はきちっと町が持たなければならないのだというふうに思うのですが、どうでしょうか。

○藤野幹男議長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 幼児、児童、生徒については、特に義務教育関係のほうについては、学校のほう、教育委員会のほうで考えている部分があると思いますし、その小さいほうについても、それに倣った何かができているのだというふうに私は考えておりますので、教育委員会の方から答弁をさせていただきます。

○藤野幹男議長 加藤教育長。

○加藤信幸教育長 教育委員会としても、町の子供たち、町の学校施設、保育施設、幼稚園施設ですので、基本的には町の地域防災計画に沿ってやると。また、学校においては、学校安全保健法という中で、危険発生時に対応できるマニュアル、これをつくりなさい。それから、各学校においては、整備体制等を充実することとか、幾つか学校保健安全法に定められたものを学校ではやるということ。ただし、今までのような危険対応のマニュアルだけでは通じませんよということが、今回の大震災でいろんなことを学んだ、そ

れに対応するようなことをやりなさいと。

清水さんお話しの帰宅難民のことについても、今実際学校としても困っているわけです。避難訓練というのは年3回、小中学校はやっているです。地震を想定し、火災を想定し、それから不審者。そのうちの1回は、親に引き取りに来てもらう訓練ですけれども、親が帰ってこられないのではどうしようもないわけですね。そうした場合に、どういう訓練がいいか早急に見直しを図ろうということも、今進めています。学校としては、基本的には町の防災計画に沿ってやる。学校は、法律で定められたとおりの新しい見直しをやるということで、進めていきたいと思います。

○藤野幹男議長 では、暫時休憩いたします。

少し打ち合わせがございますので、すみません。

休 憩 午後 5時13分

---

再 開 午後 5時19分

○藤野幹男議長 休憩前に引き続き、一般質問を続行いたします。

先ほどの町長のほうの答弁で、ちょっと訂正したいことがありますので、発言を許します。岩澤町長。

○岩澤 勝町長 大変時間をロスいたしまして申しわけございません。

先ほどの件ですけれども、現在の防災計画についてご指摘をいただいたのに関連する内容で、不備な部分というのもございます。それで、それら

を含めて新しいものをつくらなければいけないわけですが、その前に現在の防災計画の中で不備が認められるものについては、2月だとか3月ではなくて、今から早急にそれらを整備、再整備をしていきたい。

それで、特に話がありました学校あるいは町立の幼稚園等につきましては、また別の形で決められた内容がございます。しかし、嵐山町の防災計画の中に含まれます学童保育、保育所等については、学校のほうとは別になっておりますので、こちらの中に含まないといけないわけなのですが、そのところで独自のマニュアル等は作成がまだされておらず、早急にこちらのところをどういうふうにしたらいいのか、取り組んでいきたいというふうに思っております。

そのほかにも不備な点があるかもしれませんので、それらを早急に検討いたしまして、再整備を急ぎたいというふうに思っております。大変失礼いたしました。

○藤野幹男議長 清水正之議員。

○10番(清水正之議員) ぜひよろしく願います。

では、2番目ですけれども、建築物の耐震改修促進計画ですけれども、策定そのものはできているということで、23年3月ですね、今後5年間で1,920戸の耐震化を進めるということですが、まずこの1,920戸の耐震化、これはまた後で出てくると思うのですが、56年の6月以前の建物ということでいいのかどうか、お聞きをしておきたいと思っております。

○藤野幹男議長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 そのとおりでございます。

○藤野幹男議長 清水正之議員。

○10番(清水正之議員) そうしますと、具体的にこれをどう進めていくかというのが問題になってくると思うのです。私は以前、この耐震補強工事の補助制度をつくってほしいというふうに言ったときに、ある一定のエリアを決めながら進めていくということが大事なのだという話をしたと思うのですが、この1,920戸の耐震化を進めていくということは、非常にそういう面では大変だろうなという部分もあるわけですが、昨年度補助金を使った部分はなかったわけですね。そういう面では23年度の計画ということですから、それは今年度からそれを計画的に進めていくということになってくるのではないかなというふうに思うのですが、どのように進めていくという計画になっているのですか。

○藤野幹男議長 高橋副町長。

○高橋兼次副町長 私の方からお答え申し上げたいと思います。

ここの耐震化率の90%というのは、埼玉県の計画が90%と。したがって、町の計画もそれに合わせてということです。現実的には、ここにございましたように5年間に1,920戸計画しているということで、これは大変な数字かなというふうに私も考えております。したがって、今多少の補助金等がございますけれども、そのような事業、いわゆる施策だととても進まないかなとい

うように考えていまして、根本的にどうしていったらいいかというのをこの計画に合わせて改めて考えていきたいなというふうに考えております。

○藤野幹男議長 清水正之議員。

○10番(清水正之議員) ということは、計画をもう一回見直すということなのででしょうか。

○藤野幹男議長 高橋副町長。

○高橋兼次副町長 計画を見直すということではなくて、この計画に合わせて実現していくにはどういう施策をとっていったらいいかと。例えば、補助金をもっとたくさん出さなければいけないのではないかとか、啓蒙をどうしていったらいいかだとか、よほど腹を据えてかからないと、この戸数というのはとても実現できない戸数ではないかなというふうに思っています。

ただ、先ほど申し上げましたように、県の計画に合わせてやっていこうという基本的な考え方がございますので、それにはより具体的などという施策をとったらいいかというのを、これも早急に検討しながら、一定の方向を出していかなければ、とても進まないかなというふうに現実的には考えております。

○藤野幹男議長 清水正之議員。

○10番(清水正之議員) わかりました。そういう面では、この件数が果たしてできていくかどうかというのは、私も疑問です。

次の問題についても少し触れておきたいというふうに思うのです。実は、こ

れが町長、次の耐震の 56 年以降の建物についての問題です。実はこれ、新聞折り込みで入ったチラシなのです。どういう団体かというのはよくわからないのですが、日本木造住宅耐震補強事業者協同組合というところを出したものです。この中に 56 年以降の住宅でも申し込みを受け付けますという部分があって、「当組合の診断結果では 56 年以降の住宅でも約 6 割の住宅に耐震性に問題があるという結果が出ています。壁の配置バランスが悪いのです。阪神淡路大震災の結果を受け、平成 12 年 6 月に壁の配置規定が建築基準法に明文化されるまでは、壁をどのように配置しても違反建築ではありませんでした」というふうに書かれているのですけれども、この組合でどういう調査をされたかというのはよくわかりませんが、壁の構造によって、56 年 6 月以降の建物であっても約 6 割の建物が危ないというか、そういう危険にあるという指摘がされているのです。

今回の震災を見ますと、志賀 1 区の県道沿い、それから菅谷 2 区の部分、その部分が住宅の新しい、古いを問わず被害を受けていたわけです。そういう面では、志賀 1 区は、ある程度断層があるというふうには以前から言われていましたから、そういう部分はあるかなというふうには思っていたのですが、では菅谷 2 区は何でなんだろうというのが、よく状況が私にはわかりません。恐らく菅谷 2 区も同じなのだと思うのですけれども、志賀 1 区もそうだったのですが、建物の古い、56 年以前、以後なんて関係なく、かなり新しい住宅もかわらが落ちているという状況からすれば、この町でつくって

いただいた耐震の診断や補強工事そのものも、56年の6月という枠を外していく方向をとっていかなくてはならないのではないかとこのように考えるのですが、いかがでしょうか。

○藤野幹男議長 高橋副町長。

○高橋兼次副町長 今のお考えですけれども、恐らく国も県も今度の震災を受けて、56年、これは一定の地震があったので、56年以降はこうしようという建築基準法で変更になったわけなのです。今度の地震を受けて、恐らくこれそのものは、また違う基準というのが新たにできるのかなというふうに私は考えております。ただ、町とすれば、56年以前にこんなに多くの対象戸数とするのがあれば、それを当面の目標にしていかがるを得ないかなと。ただ、今後のいろんな、国、県のいわゆる基準というのは、多分、恐らく変わってくるのではないかなと思っています。

先ほど志賀、菅谷2区のお話ありがとうございましたけれども、これは聞くところによると、児玉のほうまで続いていると、一定のいわゆる市野川沿いと申しますか、県道の菅谷より線沿いと申しますか、児玉のほうまでずっと一つのラインが出ているのではないかなと言われております。したがって、町とすれば集中したところがどういう原因によって、今回のような形になったかというのは、改めて検証はしておりませんが、恐らく一つの断層のことかなというふうにも考えられるわけです。

したがって、この56年云々というのについては、恐らく国がやっぱり新し

い一定の方針を出すのかなというふうに思っております、そうなれば町としてもそれに対応していくと。ただ当面は、先ほど申し上げましたように、56年以前にこれだけの建物があるということですから、それにまず集中をしようかなというふうに基本的には考えております。

○藤野幹男議長 清水正之議員。

○10番(清水正之議員) そうすると、とりあえずは56年の部分を先にやっていきたいと。確かに1,920件というのは、もう膨大な件数だなというふうには思います。そういう面では、そうすると、例えば都市計画法が変わったときに、埼玉県の中でもこの耐震の部分については、みんな56年の6月になっていると思います。そういう面で、都市計画法が変わったときに町はどういう対応をするのですか。

○藤野幹男議長 高橋副町長。

○高橋兼次副町長 今の56年云々というのは、国の一つの補助が出る基準、あるいは県の補助が出る基準とというのがそういうふうになっていると。それは国の一つの基準法に基づいてのことでございますので、新しく今都市計画法の改正だとかいうものがあれば、それは町としても柔軟に対応していかざるを得ないかなというふうに、今のところ考えております。

○藤野幹男議長 清水正之議員。

○10番(清水正之議員) では、次に移ります。

住宅リフォームの関係です。10月に復活を予定するというので、今要



綱を作成中というふうになりました。今回の震災の中で、かわらが落ちたのは190何件、それから壁についても被害が出ているということで、この住宅リフォームの制度そのものをこうした震災の改修に対応できるようなそういう制度にしていくという考えはあるでしょうか。

○藤野幹男議長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 今までの住宅リフォームについては、清水議員さんご承知のような状況で、こういう経過をしてきたわけです。それで、今回の場合には全く、今副町長の答弁にもありましたように、違った形、視点が変わってきているわけでありまして、全戸が耐震建築になるような形が望ましいわけですので、どういう方向にすればいいのか必然的に出てくるわけですが、そこには予算もつくわけですので、どこまで嵐山町が対応できるかという問題があります。ですから、考え方としては、できるだけ耐震化がいろんな形で進むように、リフォームもそういう形も含めた形のものでどこまでどういうふうにできるかというのがありますが、予算との相談にすべてなっていくというふうに思っています。

○藤野幹男議長 清水正之議員。

○10番(清水正之議員) 予算の関係というふうになると非常に難しいかなというふうには思うのです。

ちょっとお聞きをしておきたいのですが、今度の住宅リフォーム制度は、今検討中ということではあるのですが、内容的にはどういう内容を検討して

いるのでしょうか。以前の住宅リフォームは、一般住宅それから店舗も拡大してリフォームした場合の5%を、上限はありますけれども補助しますよという形で、制度ができ上がっていたかと思います。10月から実施する住宅リフォームの制度内容については、どういう形になってくるのでしょうか。

○藤野幹男議長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 今要綱を作成中、答弁したとおりなのですが、今も話をさせていただいたように、尽きるところは、全部耐震建築にしたいわけです。ですから、このリフォームも、今までのリフォームはこうでしたよ、ですからこうですよということではなくて、それに近づいた形にできればいいと思うのですが、話したように予算との相談になってきますので、どこまでどういうものが含まれるか。それと、1,920戸という計画がある中で、それらを含めた中で全体的に嵐山町の防災というものをどう考えていくかという、そのところに尽きてしまうのではないかなというふうに思っています。

○藤野幹男議長 清水正之議員。

○10番(清水正之議員) そうすると、今回家屋の被害を受けた部分については、嵐山町としては何も該当する部分が出てなくなってしまうということになるわけですね。

ちょっと税務課長にお聞きしたいのですが、今回被害を受けた家屋、あるいはどこまで該当するかどうかわかりませんが、家屋や、家屋をはじめとするというふうに言ったほうがいいかな、税控除が該当するようなもの

というのはあるのでしょうか。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

中西税務課長。

○中西敏雄税務課長 それでは、お答えします。

今回地方税法の一部改正がありました。4月27日に公布されましたけれども、そして今回の議案の中にも嵐山町の税条例の一部改正ということで提出させていただきました。その中に、附則の18条7なのですけれども、東日本大震災に係る雑損控除等の特例の改正ということで、今回に東日本大震災により住宅や家財等について生じた損失について措置を講ずるものなのですけれども、例えば今回志賀とか、先ほどお話し出ましたけれども、菅谷のかわらの一部損壊、これについても、まず火災関連支出の金額、それにかかった修繕、それから5万円を引いた残った額が雑損控除として所得税、及び住民税から控除できることになりました。そして、申告ですけれども、22年中の所得についても申告していますけれども、その分についても今回22年中の所得について申告できますし、来年の23年度の申告についても、どちらも選択できるように税法改正がなっております。

以上です。

○藤野幹男議長 清水正之議員。

○10番(清水正之議員) 申告に必要な書類というのは何でしょうか。

○藤野幹男議長 中西税務課長。

○中西敏雄税務課長 まず、領収書は必ず取っておいていただきたいと思います。それと、税務署で今罹災証明をつけろと言っているのですけれども、罹災証明のかわりに今税務署とお話しているのは、3月11日以降の地震で各地区の区長さんから被害届が支援課のほうに出ていると思うのですけれども、その名簿をとりあえずつくって、税務署のほうと協議したいなと思っております。

以上です。

○藤野幹男議長 清水正之議員。

○10番(清水正之議員) それでは、住宅リフォームについては要綱待ちにしておきたいというふうに思います。

消防団あるいは消防署との連携の関係ですけれども、たまたまそういう話が地域の人たちから出てきたわけで、それに消防団のほうも積極的にこたえてくれる、副団長の言葉だったですから、多分消防団の本部のほうでも検討してくれるのだとは思いますが、そういう面での地域の防災組織との連携というのは、町の方からもアプローチしてほしいというふうに思うのです。

これは、以前は、志賀の消防団は、団地の志賀2区の中には、防災組織ということではなくて防犯の組織が以前はあったのですよね。そういう人たちの要望にもこたえていたという経緯を持っている消防団です。そういうものが引き継がれているのかなというふうには思うのですが、町のほうからのア

アプローチもぜひやっていただきたいというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長 私の方からお答えさせていただきます。

そういった声が逆に出て、そういったご相談があったというのは、非常に町としてはうれしい限りでございます。議員さんの方からお話がありましたように、自主防災組織ができて、今回の震災もそうですけれども、常日ごろのやっぱり訓練ですとかコミュニケーション、そういったものが非常に必要になっていると考えておまして、町も積極的に消防団とも話をしながら、自主防災組織の訓練ですとか、点検ですとかそういった際に、ぜひいろんな形でご協力ができるように働きかけてまいりたいというふうに考えております。

○藤野幹男議長 清水正之議員。

○10番(清水正之議員) ぜひよろしくお願ひしたいというふうに思います。

それから、節電対策です。全県的にもいろんな自治体がいろんな方法をとっています。実は、さいたま市なのですが、これ新聞報道で言われているのですけれども、市民の節電支援策は、夜間電力を活用する蓄電池の設置の補助制度を新設するというふうに言われているのです。さいたま市では、一般家庭に対する蓄電池に対する補助制度をつくるというふうに言われているのですが、この蓄電池の設置補助という中身が、環境課長わかるでしょ

うか。

○藤野幹男議長 簾藤環境農政課長。

○簾藤賢治環境農政課長 家庭の蓄電池ということでございますけれども、深夜電力を使ったものとか、またソーラーパネルを使ったものとか、そういった機種があるみたいでございまして、今価格が大分下がってきているというような情報がございます。そのようなことでよろしいですか。

○藤野幹男議長 清水正之議員。

○10番(清水正之議員) 詳しくはわかりませんが、その蓄電池というものがどういうものなのか。

さいたま市は、これは多分一般住宅、市民の節電の支援策ということで、すから一般住宅に対する蓄電池の設置に対して補助を出すよということなのだと思うのです。そういう面では、住民の人たちにどう節電対策を町がアピールしていくかという面では、こういう方法も一つのいい案かなというふうには思ったのです。そのことによって、蓄電池ということですからバッテリーみたいなものかなというふうには思うのですが、町もありますよね。その小型化したものなのかなというふうには思うのですが、そういったものを、私もちょっとさいたま市のほうに聞いて見ていないので、どういうものなのか、またそれでどのくらいの節電ができるのかというのはわからないのですが、そういう方法もさいたま市では考えているということであれば、より一層住民の節電意識も高まってくるし、また家庭の中での節電対策というものもより

進んでくるのではないかなというふうに思うのですが、そういうものを研究して設置するような考え方というのは町長お持ちでしょうか。

○藤野幹男議長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 現状では考えておりません。

今とかくいろいろな節電の仕方、方法が言われておりますが、そういう中で嵐山町でできる方法については、広報等でも話をさせていただいているような状況で、この夏を乗り切りたいと、ゴーヤがうんと売れているというような状況でございまして、そんなような形で今、嵐山町では取り組んでいるところであります。

それから、個々の対応については、先ほど来答弁をさせていただいている状況でございます。

○藤野幹男議長 清水正之議員。

○10番(清水正之議員) そういう補助制度は考えていないというお話でした。私は住民の中でどう町が節電対策についてアピールしていくかというのが、ある程度求められているのではないかなと。ドイツはもう原発については、全部廃止するという方向も出ています。日本の中でも、今原発の問題について廃炉にしていくという方向性も出てきているわけで、それこそ原発に頼らないエネルギー資源の活用を今模索し始めてきているわけです。そういう中でどれだけ節電をしていくかということになってくるのだと思うのですが、実は企業はもう、きのう友達から電話があつて、土日は勤務という形で、

木曜、金曜日を休みにするというそういう勤務体系がもう既にしかれている  
そうです、その会社については。だからそういう面では、企業の中でもそうい  
う形での節電対策というのが進んできている中で、一般家庭の中で、町がり  
ーダーシップとりながらどう進めていくかというのが大切になってくるのかな  
というふうに思うのです。そういう点では、私はぜひ研究してみしてほしいと  
いうふうに思うのです。で、それによって、やるかやらないかは判断してほし  
い。調べもしないで、これはだめだというものであれば、さいたま市だって採  
用しないだろうし、わざわざ補助制度つくって、あのさいたま市がそういうこ  
とで節電対策を進めていこうとしているときに、嵐山町はそれを調査もしな  
いでやらないという姿勢でいいのかどうかというのは、それは町長の姿勢が  
問われてしまうのではないですか。ぜひ研究してみしてほしいというふうに思  
うのですが、どうでしょう。

○藤野幹男議長 答弁求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 研究はしてみたいと思っています。

○藤野幹男議長 清水正之議員。

○10番(清水正之議員) もしよかったら取り入れてほしいというふうに思う  
のですが、お願いしておきたいというふうに思います。

それから、飲料用水に関係で1つだけ聞いておきたいと思うのです。タンク  
については、耐震そのものは大丈夫なののでしょうか。もともこのタンクが嵐



山町の飲料用水として確保されるということであれば、そのタンクそのものが大丈夫なのかどうかというのが一番問題になるのだと思うのですが、大丈夫なのでしょうか。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

大澤上下水道課長。

○大澤雄二上下水道課長 お答えいたします。

タンクにつきましては耐震性はあるということです。ですので、緊急遮断弁を2カ所については設置をさせていただいておると、そういうことでございます。

○藤野幹男議長 清水正之議員。

○10番(清水正之議員) では、タンクについては大丈夫だということなのですね。それだけちょっと1回確認をしておきたいというふうに思います。

○藤野幹男議長 では、(8)番のほうへどうぞ。

清水正之議員。

○10番(清水正之議員) 最後ですが、避難住民の関係です。

これも今まで質問があったと思うのですが、実は鳩山の関係です。一般的な自治体は、確かに上下水道それから都市計画税等々の軽減を図るというふうになっているのですが、鳩山の場合はちょっと一見違うのです。1つは特定検診を無料にする、それから町が公費助成している子宮頸がんやヒブワクチン、小児肺炎球菌も助成の対象にする。国民健康保険の自己負

担そのものもやっているというような報道なのですが、こうした部分は町で実際にできるのでしょうか。

例えば国民健康保険の場合は、被保険者でない人になるわけで、それは町の施策の中でそういったものというのができるのでしょうか、それが1つです。

もう一つは、アパートの問題です。アパートの問題については、県が、これも知事の定例の記者会見の中で、福島県側から民間賃貸住宅、要するにアパートを借りているときには、6万円を上限にアパート代を出しますよというのが、知事が記者会見の中で言っているのです。それも、敷金や権利金というのですか、そういうのがあるので、できるだけ2週間以内に、申請が出れば2週間以内に決定をしていきたいというようなことまで言っているのですけれども、だとするとそれを嵐山町も借りている人たちに適用させていく必要があるかなというふうに思うのですが、その2点だけちょっとお聞きをしておきたいと思います。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

岩澤健康いきいき課長。

○岩澤浩子健康いきいき課長 最初の特典検診や何かの関係についての考え方なのですけれども、私の方からは国保事業の中でというふうな答弁というのではなくて、町の考え方として今持っているものは、特典検診ではなくて健康診査というふうな形で、内容的に同じものを実施しておりますので、

その中で町民と同じような形で実施ができればというふうを考えております。

ただ、時期が9月から12月くらいにまだ先になっておりますので、今後具体的なものについては検討していきたいというふうには思っております。

以上です。

○藤野幹男議長 次に、高橋副町長。

○高橋兼次副町長 アパートの関係については私の方からお答え申し上げます。

確かに知事がそういうふうに記者会見したというのは、私も承知しております。ただ、嵐山の場合には、幸いと申しますか、いわゆる家主さんがほぼ1年間無料ですという形で提供いただいております。したがって、今すぐそれが嵐山が対象になるというふうには考えておりません。恐らく福島県の方が家賃を払ったりした場合に、6万円の補助をするというふうな形なのかなというふうを考えております。

ただ、家主さんにそれだけ、逆にいえば負担をかけているということもございまして、どういうものが実際に対象になってくるのかというのは、ちょっと県のほうに確認しながら、今後どうしていったらいいかなというのはございます。ただ、現在の場合には、幸いにして家主さんのほうから、当分の間、無料で結構ですという温かい申し入れを受けて、今そこを借り上げて住んでいただいておりますので、すぐすぐそういうことが対象になるのではないというふうに基本的に考えております。

以上です。

○藤野幹男議長 清水正之議員。

○10番(清水正之議員) 基本検診については、そうすると嵐山町でも該当させていくという考え方なのではないでしょうか。町が公費助成をしている部分についてはどういう扱いになってくるのでしょうか。特定検診もそうですし、がん検もそうですし、そういう部分について、特に特定検診の場合は被保険者でない部分の人たちでも、鳩山は該当させているのだと思うのですが、そういうものというのが嵐山町の対応の中でとれるのでしょうか。それが1つです。とれるのであればとってほしいというふうに思います。その辺、被保険者でないものについて町が負担をするというのはどうなのかなというのがありますので、まずそれがとれるかどうか。とれるのであればとってほしいというふうに思うのです。

もう一つ、家賃の関係は、そういうことであれば当面は要らないのだということになるのだと思うのでけれども、今後の対応としてはそういう対応も十分図っていくような方向で考えていくということではないのでしょうか。これから状況がどういふふうになってくるかわかりませんが、いずれにしても、これは福島県に限ってなのかどうかその辺もあるのだと思うのですが、少なくとも県は6万円を上限に家賃の補助を出していくという方向性を知事そのものが出しているわけで、町もそれに、余り私も善意をそのままいつまでも受けているというのはどうなのかなと、そういう面では県の方向性も示しな

がら、もう一回話し合ってもいいのかなというふうに思うのですが、今後の対応も含めて県のそういう方向性が出てきているわけで、その方向性について大家さんの善意をそのまま受けるというのも一つの方法でしょうけれども、こういう方向が県でも示されているということを伝えることも行政の仕事なのではないかなというふうに思うのですが、どうでしょうか。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

岩澤健康いきいき課長。

○岩澤浩子健康いきいき課長 議員さんのおっしゃる特定検診につきましては、確かに40歳以上の国保の被保険者ということで、特別会計のほうに計上させていただいて、その運用がどうこうというのはあるのだと思うのですが、今考えておりますのは、基本健康診査、今予算上にのせてありますのは、生活保護者の部分の予算を計上させていただきますので、このところで健康診査というふうな形で行わせていただく分については、一般会計の中でやっておりますので、特に問題はないのかなというふうに思っております。

以上です。

○藤野幹男議長 次に、高橋副町長。

○高橋兼次副町長 お答え申し上げます。

長い方ですと、1年間には要らないですという方もございます。ただ、中には何カ月という方もございますし、ただそういう方も、もしずっとならもうちょっと

延ばしてもいいよという方もおられます。現実的に。したがって、県の基準が嵐山のこういうときにも対象になるのかどうかというのは、ちょっといろいろ調べさせていただかなければいけないのかなというふうに思っております。それは、家主さんのご厚意にすぎるというのも一つの方法かというふうに、今までは当然そういうことを県も発表しておりませんでしたので、考えておりましたけれども、もしそれが嵐山の場合に該当になって、家賃がいわゆる県の補助を受けながら出せるのなら、それはそれのほうがベストだというふうに思っておりますので、その辺はちょっと研究をさせていただきたいなというふうに思います。

○藤野幹男議長 清水正之議員。

○10番(清水正之議員) そういう面では、嵐山町の中には個人宅も含めて永住の希望者というのはいるのでしょうか。そういう点では、どう仕事を確保していくかというのが避難をしてきた人たちの大きな問題になるのだと思うのです。そういう点では、これからいろいろな形で町の仕事の中で見つけていってほしいというふうに思うのですが、そういう永住者の希望者というの、まずどのくらいいるのでしょうか。

○藤野幹男議長 高橋副町長。

○高橋兼次副町長 避難をしてきた当初、私も何人かの方とお会いしましたけれども、そういう方はおられませんでした。一日も早く帰りたいのだと。特に南相馬のほうからお越しになった方に伺ったのですけれども、一日も早く

帰りたいのだというのが基本だというふうに聞いておりました。ただその後、また違う方たちもお見えになっておりますので、改めて嵐山に永住をしたいという人がどのくらいいるかというのは、定かではございません。

ただ、先ほど地域支援課長がいろいろお話しさせていただきましたけれども、いろんな情報提供をさせておりますので、もし機会があれば、今後の考え方というのがあれば、伺ってみたいかなというふうに思っております。よその市町村では、そういう方について、いわゆる仕事を探すというのもやっておるといふもの報道されております。したがって、その辺については、仮に嵐山に永久に住みたいという方があれば、それはもう町も支援ができるものについては支援をしていかなければならないというふうに思っておりますので、何かの機会をとらえてちょっと改めて確認をしていったらいいのかなというふうに考えております。

以上です。

○藤野幹男議長 清水正之議員。

○10番(清水正之議員) 最後に、健康いきいき課長にちょっと確認をしておきたいのですが、町が公費助成している子宮がん検診、ヒブワクチン、小児肺炎球菌等については、鳩山は利用するようにしているということなのですが、これも先ほど一般会計の部分については該当ができるというお話だったのですけれども、この部分についてはどうなのでしょう。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

岩澤健康いきいき課長。

○岩澤浩子健康いきいき課長 この任意接種につきましては、今のところその町は特に避難者の方にご案内を申し上げるというふうな予定は持っておりません。

以上です。

○藤野幹男議長 清水正之議員。

○10番(清水正之議員) とってないのですが、実施をしていくという方向はあるのでしょうか。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 方向とすると、特別な状況で来ているわけですので、今のアパートの話もありましたけれども、すべてそういうような方向で考えていかなければいけないと思うです。ですから、それが今の法の中でどういうことかということもありますので、検討させてください。

○10番(清水正之議員) わかりました。

以上で質問を終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

○藤野幹男議長 どうもご苦労さまでした。

---

### ◎散会の宣告

○藤野幹男議長 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。  
本日はこれにて散会いたします。  
ご苦労さまでした。



(午後 6時08分)